

令和6年6月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月17日 委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	1
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(総務部)

分科会

総務部長予算に係る報告議案説明	3
予算に係る報告議案に対する質疑	3
予算に係る報告議案に対する討論	4

委員会

総務部長所管事項説明	4
決議に基づく提出資料説明	5
議案外所管事務一般に対する質問	6

(第2日目)

1、開催日時・場所	19
2、出席者	19
3、経過	

(教育委員会)

分科会

教育長予算議案及び報告議案説明	20
教育DX推進室長補足説明	20
予算議案及び報告議案に対する質疑	21
予算議案及び報告議案に対する討論	23

委員会

教育長所管事項説明	23
決議に基づく提出資料説明	26
生涯学習課長補足説明	27
教育政策課長補足説明	28
陳情審査	29
議案外所管事務一般に対する質問	29

(第3日目)

1、開催日時・場所	6 0
2、出席者	6 0
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

分科会

福祉保健部長予算議案及び報告議案説明	6 1
こども政策局長予算議案及び報告議案説明	6 2
地域保健推進課長補足説明	6 3
長寿社会課長補足説明	6 3
障害福祉課長補足説明	6 3
こども未来課長補足説明	6 4
予算議案及び報告議案に対する質疑	6 4
予算議案及び報告議案に対する討論	6 6

委員会

福祉保健部長総括説明	6 6
こども政策局長総括説明	6 9
薬務行政室長補足説明	7 0
国保・健康増進課長補足説明	7 1
議案に対する質疑	7 1
議案に対する討論	7 3
決議に基づく提出資料説明	7 3
陳情審査	7 5
議案外所管事務一般に対する質問	7 5
第2号請願審査	8 7
請願に対する質疑	8 8
請願に対する討論	9 0
議案外所管事務一般に対する質問	9 2
「地域における『こども誰でも通園制度』の制度拡充等を求める意見書」 に係る委員間討議	1 0 9
「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書」に係る委員間 討議	1 1 0
委員間討議	1 1 1

・審査結果報告書	1 1 2
----------------	-------

(配付資料)

・分科会関係議案説明資料	(総務部)
・委員会関係議案説明資料	(総務部)
・分科会関係議案説明資料	(教育委員会)
・委員会関係議案説明資料	(教育委員会)
・委員会関係議案説明資料(追加1)	(教育委員会)
・分科会関係議案説明資料	(福祉保健部)

- ・委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1) (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年6月17日

自 午前10時41分
至 午前10時44分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長	山下 博史 君
副委員長	鷓瀬 和博 君
委員	中山 功 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	宅島 寿一 君
〃	中村 泰輔 君
〃	坂口 慎一 君
〃	清川 久義 君
〃	中村 俊介 君
〃	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

なし

6、審査の経過次のとおり

午前10時41分 開会

【山下委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山田委員、清川委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和6年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 異議なし 〕

ご異議ないようでございますので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもちまして本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午前10時44分 散会

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年6月28日

自 午前 9時59分
至 午前 11時10分
於 委員会室 2

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）
（関係分）

報告第2号

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）
（関係分）

報告第3号

令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計補正予算（第1号）

報告第13号

令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 山下 博史 君
副委員長（副会長） 鷗瀬 和博 君
委 員 中山 功 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 宅島 寿一 君
" 中村 泰輔 君
" 坂口 慎一 君
" 清川 久義 君
" 中村 俊介 君
" 畑島 晃貴 君

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第74号議案

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する
条例

第75号議案

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条
例

第76号議案

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例
等の一部を改正する条例

（2）請 願

・現行の健康保険証の存続を求める請願書

（3）陳 情

・要望書（佐々町）

・要望書（松浦市）

・要望書（大村市）

・令和7年度 県の施策等に関する重点要望事項
（佐世保市）

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長 中尾 正英 君
総 務 部 次 長 猿渡 圭子 君
学 事 振 興 課 長 櫻間 秀道 君

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第73号議案

8、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【山下委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第74号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」ほか2件及び請願1件でございます。

そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び報告議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第73号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分ほか3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議ないようでございますので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【山下分科会長】 まず、分科会による審査を行

います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

総務部長より、報告議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）』」のうち関係部分であります。

先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております令和5年度予算の補正を、令和6年3月29日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は2,553万9,000円の減、歳出予算は6,998万3,000円の減となっております。

この歳出予算の補正の主なものは、県立大学佐世保校建設整備事業費の減、高等学校私立学校助成費の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、総務部長より、所管事項説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

総務部の文教厚生委員会関係説明資料をお開きください。

今回、ご説明いたしますのは、私立学校の就職状況について、長崎県公立大学法人理事長の選任について、県立大学の就職状況について、体罰等に係る実態調査についてでございます。

まず、私立学校の就職状況についてですが、今春卒業生の就職率は、令和6年3月末現在で97.1%と前年度と比べ2.9ポイントの減となっており、就職した生徒の中で県内就職者の割合は71.7%と前年度比3.9ポイント減少して

おります。

就職未内定者数は21人で、その多くが県内就職を希望していますが、本人の特性や学習実績などを踏まえて選択できる企業が3月までに見つからなかったとのこと。なお、4月末現在では前述のうち11人が内定し、未内定は10人となっております。

県内就職割合が減少した要因としては、もともと県内就職割合が高かった商業科や工業科において、令和5年度から卒業者数がそれぞれ1学級、合わせて約70名減少したことが県内就職率を押し下げたものと考えております。また、コロナ禍の終息と社会活動の正常化に伴って、理美容や調理などを主な就職先とする家庭科の県外就職者数が増加したことも一因と考えられます。

県といたしましては、引き続き、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、各学校の進路指導担当教員や県内就職推進員と、より一層の連携を図り、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やすなど、県内就職の促進に取り組んでまいります。

次に、長崎県公立大学法人理事長の選任についてであります。本県では初めて民間企業出身となるハウステンボス株式会社社長執行役員の坂口克彦氏を去る5月1日に任命いたしました。

坂口氏は、大手民間企業において要職を務められ、特にコロナ禍の影響を大きく受けた観光業にあって、ハウステンボスの経営を安定させた経営手腕を、少子化の進展に伴い、これから困難な時代を迎える大学法人の運営においても大いに発揮していただけるものと期待しております。

ます。

次に、県立大学の就職状況についてですが、今春卒業生の就職率は、令和6年4月末現在で99.5%と前年度と同率となっており、学部別では、経営学部が100%、地域創造学部が99.1%、国際社会学部及び情報システム学部が100%、看護栄養学部が98.7%となっております。

一方、就職者のうち県内就職者の割合は36.3%で、前年度比3.6ポイント増加しております。

県立大学においては、Webを活用した県内企業情報の提供、県内企業説明会、公務員対策講座など県内就職に向けた取組を積極的に実施しており、情報システム学部及び看護栄養学部で県内就職割合が減少したものの、経営学部や地域創造学部、国際社会学部において県内就職割合がそれぞれ5ポイント以上増加したことが、全体の県内就職率を押し上げたものと考えております。

県内就職率向上のため、県立大学においては、県内企業での企業インターンシップや地域における経営実践の実施など地域に根差した実践的な教育を推進するとともに、令和4年度から県内就職支援員を配置し、企業情報の開拓と個別面談やゼミなどを活用した情報の提供に取り組んでおり、令和5年度からは新たに学生ボランティアによる就職活動サポートスタッフを活用するなどの取組を実施しております。

県といたしましては、学生と県内企業との交流の機会をさらに増やしていくとともに、県内就職率の高い県内高校生の県立大学への進学を促進するなど、県立大学と連携して引き続き県内就職率向上への取組を推進してまいります。

最後に、体罰等に係る実態調査についてであ

りますが、体罰等の実態を把握し、その根絶を図るため、令和5年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。なお、令和5年度から新たに「不適切な指導」についても調査対象となりましたので、こちらも併せてご報告いたします。

調査結果では、体罰と認知された件数は5件、体罰を行った教員等の数は5人、体罰を受けた児童・生徒数は6人で、体罰と認知された件数は前年度より12件減少、体罰を行った教員等の数は、3人減少、体罰を受けた児童・生徒数は16人減少しております。次に、暴言などの不適切な指導についてですが、認知件数は13件、不適切な指導を行った教員等は12人、不適切な指導を受けた児童・生徒数は41人という結果でした。

県といたしましては、平成30年度から体罰が発生した学校の教頭・副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認し、確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修の依頼等、体罰防止の徹底を図ってきたところですが、依然として私立学校における教職員等の体罰がなくなることや、不適切な指導に対する認識が不十分であるということを示すものとして重く受け止めております。

今後とも、体罰根絶、不適切な指導の防止に対し、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、体罰等防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資

料」及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

資料2ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月の実績は、2月8日に開催しました長崎県私立学校審議会1件となっております。

会議の結果については、資料3ページから5ページに記載のとおりでございます。

続きまして、去る6月中旬に実施いたしました令和7年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

令和7年度政府施策に関する提案・要望について（総務部関係）をご覧ください。

総務部関係におきましては、私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化、私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充の2項目について、文部科学省、総務省に対し要望を行いました。

以上が総務部関係の要望結果であります、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】ありがとうございました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありません

か。

【堀江委員】これは「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の審議事項の（5）「五島日本語学校」の収容定員に係る学則の変更ということで、定員を100名から120名へ変更するという、原案どおり了承されたということなんですけれども、お尋ねしますが、この五島日本語学校の生徒の年齢構成、年齢の状況それから国籍とか、わかりますか。

【櫻間学事振興課長】すみません、年齢構成については、把握をしておりません。

国籍については、ベトナムからの留学生というふうになっております。

【堀江委員】そうしますと、この審議の中では、例えば、学生数の減少が続いて定員割れとか、あるいは学則を見直すというのが多い中で、五島日本語学校の収容人員を100名から120名に増員するというこの背景について、認識しておられたら説明いただけますか。

【櫻間学事振興課長】五島日本語学校のベトナムからの留学につきましては、コロナ禍前におきまして、かなり増加傾向にございました。それがコロナ禍におきまして、水際措置ということで、留学生の受入れを国の政策として差し控えるというような状況が続きましたものですから、その期間は生徒数としては少なかったんですけれども、それが通常の状態に戻ってまいりまして、五島日本語学校への留学希望者の数がかなり増えているという状況を見据えまして、今回、学校の方で定員の増ということで申請が行われたものでございます。

【堀江委員】そうしますと、理解としては、現在100名という状況なので、120名というふうに定員を増員する形にすれば、これはしばらくこの状況で対応できるという理解でいいのですか。

【櫻間学事振興課長】今後の数年先を見越したところでの人数というところで申し上げますと、そこはすみません、学校の方での判断というところになるかと思えますけれども、学校の方で、今後を見据えたところで120名というのが適正な定員であろうということで判断されたものと理解しております。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【中村(俊)委員】私からは、私学の定員についてお伺いをしたいのですが、私立学校の定員の決め方等は、現状としてどうなっていますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】私立学校の定員につきましては、まず学校の学則で定めることとなっております。学則の定員、これを変更したりする場合には、まず県の方に申請をしていただきまして、県の方で私立学校審議会というものを開催しまして、その審査を経た上で、県の方で認可をするという形で決まることとなっております。

私立高校の場合ですけれども、定員を決めるに当たりましては、翌年度の中学校の卒業生の数ですとか、あるいは公立高校の定員、あとは自分の学校のこれまでの数年の充足率、そこら辺を加味しながら、それぞれ定員を設定しているものと思います。

【中村(俊)委員】 それでは、昨今の少子化の中

で、いわゆる私立学校の経営は、入学者の定員の確保に苦慮をする厳しい状況ではないかというふうに考えています。そんな中で、定員を大幅に下回った場合、県の補助制度において、いわゆるペナルティーと申しますか、何らかの影響があるのかということをお伺いいたします。

【櫻間学事振興課長】県の私学への補助制度の中で、定員に関係するものとしましては、私立学校の運営経費に対しまして、私立学校教育振興費補助金というものを交付しております。この交付金ですけれども、全日制の私立高校の場合は、補助は学則に定めます定員、これが上限となりますけれども、実際に在籍している生徒数に応じて補助額が決定するような形になっております。

ただ、この補助金におきましては、定員の充足率が7割を下回った場合におきましては、補助金を交付しないという制度になっておまして、こういった条件を付しております趣旨としましては、私立学校に対して、実態に即した形で定員を設定していただきたいと、その実態に即した定員に基づいて、適正な規模の経営を行っていただきたいという、そういったことを促すためということで、こういった条件を設けているところでございます。

【中村(俊)委員】 わかりました。ありがとうございます。

入学者数が定員の7割に達しなかった私立学校に対して県が補助金を交付しない、これが事実なのかなというふうに思いますけれども、私立学校の経営に大きな影響を与えることになってくるというふうに考えます。県としては、この点についてどのようにお考えか、お伺いします。

【櫻間学事振興課長】 定員の7割を下回った場

合に、直ちに補助金を交付しないということになりますと、確かに委員ご指摘のとおり、私立学校の経営にとっては大変大きな問題になるという認識はしております。そのため県としましても、7割を下回った場合に、上回るために、3年間の期限としておりますけれども、私立学校の方に改善計画書の提出を求めることとしておりまして、改善計画書を提出していただくことを条件としまして、その3年間の計画期間におきましては、本来であれば10割の交付なんですけれども、1年目についてはそれから10%削減、2年目については20%、3年目については30%という形で、段階的に補助額を減らしていくというような、いわゆる猶予期間というようなことを設けているところでございます。ただ、その3年間の改善計画期間中に7割を上回ることができなければ、4年目からは、原則どおり補助金を交付しないというような扱いになっております。

【中村(俊)委員】私立学校というのは、やはり建学の精神に基づく理念あるいはその方針があって、各学校の特色であるとか、独自性を活かした上で経営面にも安定化を図っていくというのは、原理原則としてそうなんだろうというふうに思っておりますけれども、学校経営者側としても、なかなか自助の努力はするだけけれども、うまく回っていかないという事実もあるというふうに、先般行われた私学のPTA連合会の総会の時にも伺いをしたところなんですけど、県としても、現在、もろもろの課題に対しては、総務省あるいは文部科学省に働きかけを行っているという先ほどご説明の中にもありましたけれども、できれば、できる可能な限りの支援はしたいというふうに議会としても思っておりますし、県におかれましても、もう一步踏み込んだ、寄り添

うような何かしらの対応をお願いして、私の質問を終わります。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

【堀江委員】「こども性暴力防止法」（日本版DBS）について、質問いたします。

さきの通常国会では、こども性暴力防止法が成立しました。教育現場で働く人を採用する際、雇用主が国に当人の性犯罪歴を照会できるようにする制度が盛り込まれており、イギリスの制度がモデルで、「日本版DBS」と呼ばれています。

私は、子どもたちを性犯罪から守るため、子どもの安全確保を最優先に、適切に運用してほしいと要望します。

そこで、質問します。まず、「こども性暴力防止法」に対する見解をお持ちでしたら、お示しください。

【櫻間学事振興課長】ご指摘の法律ですけれども、こちらにつきましては先日成立したということで、まだ成立したばかりということで、我々としても、まだその詳細について把握をできておりませんが、こちらは報道によりますと、実際の運用開始が2026年度からというふうに伺っております。そこまでは準備期間ということでございますので、その間に内容について十分精査した上で、対応してまいりたいと考えております。

【堀江委員】言わば、つい先ほど成立したばかりなので、見解としては、今の段階で十分な持ち合わせはないということでしたけれども、後を絶たない性暴力から子どもを守ることは喫緊の課題だというのは共通の認識だと思います。

一方で、犯罪歴を扱う制度には、人権上の配慮が欠かせません。犯罪歴が確認された場合の措置の具体的な中身や、それから解雇が許容さ

れる条件とか、おそれがあるかどうかの判断など、詳細な内容は、今後進める政省令それから指針で定められるともなっています。言われたとおり、成立したばかりで、細かいところはこれからということになりますが、そこで質問します。この「こども性暴力防止法」が私立の各学校、幼稚園等で実施されるに当たって、具体的にどのような対応がされていくのか、この点についても、そうしますとこれからということになりますか。

【櫻間学事振興課長】実際に私学に対して、どのような取扱い等を求めていくかということにつきましては、やはり国の方からの今後策定されるガイドラインですとか指針、そういったものに基づいて対応することになると思います。

【堀江委員】先ほど課長が答弁されているように、法律としても2026年度をめどにということなので、法律が成立して、細かいことがこれから決められて、実際、長崎県の私立の学校、幼稚園とかにどのようにこの法律が具体的に適用されていくかというのは、これからというふうになるのですが、そうしますと実際適切に運用されるというのは、いつからなのかということについても、これは全然今の段階、2026年がめどなので、どうとも答えられないということになりますか。

【櫻間学事振興課長】この法律に基づく対応としましては、ガイドライン等を十分に確認した上でという対応にはなるんですけども、今現在では何もしないのかということになりますと、そうではありませんで、今現在適用されている法律としましては、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」というのがございます。こちらの方で国からは指針が出されておりまして、その内容を私学に対しては周

知啓発というのを、例えば、管理職への研修ですとか、あとは国からの通知の各学校への周知といった形で今はそれらの取組を行っているところでございまして、法律の施行までに関しては、そういった取組を継続して続けてまいりたいと考えております。

【堀江委員】「こども性暴力防止法」が今できて、それがこれから具体的に運用されていくには時間がかかるけれども、今ある法律の中で、それは努めていきたいという答弁だったと思うのですが、その中で、この「こども性暴力防止法」にかかわらず、一番問われているのは相談体制ですよね。不審な言動があった場合には、子どもや保護者が相談しやすい体制をどう整備していくか、これは今回の法令でさらに求められているとはいえ、今現在も、そのことは求められていることだと思うので、不審な言動があった場合に、子どもや保護者が相談しやすい体制の整備ということでは、現在、長崎県内の私学の状況というのが答弁できる範囲がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】各学校におきましては、そういった相談窓口ですとか、ハラスメントの担当の教職員というのを設けておられます。その窓口等につきましては、職員間だけではなくて、保護者ですとか児童生徒にも定期的に周知をされているということでございまして、各学校におきましては、いつでも相談を受け付けられるように努めているということで聞いているところでございます。

また、県としましても、毎年4月が若年層の性暴力被害予防月間ということになっております。こういった期間におきましては、ポスターの掲示ですとか、児童生徒向けの教材を活用した啓発等を行っていただくように、各学校に対

しては依頼をしているところでございます。

【堀江委員】今回、私は「子ども性暴力防止法」が成立したので、そのことについて、一番にどういうふうに考えているのかというのを聞きたくて今回質疑をしたわけですが、いずれにしても、子どもたちを大人の性犯罪から守るためにどうするかということでは、子どもの安全を最優先にどう確保するかということでは、私以上に現場の皆さんが心を痛め、また考えておられることだというのは十分承知をしております。

いずれにいたしましても、こうした法律が、そうした現場を助けていくような形で運用ができることを強く要望いたしまして、質問を終わります。

【山下委員長】ほかに、質問はございませんか。

【中山委員】長崎県立大学の地域貢献活動について、お尋ねいたします。

さきの3月5日、委員会で、低迷する県内就職率、今年度は3.6%あがったということありますから、それはそれとしていいわけですが、まだ目標値まで大変乖離しているわけがありますので、そういう意味で、これを上げていくためには、いろいろ努力したけれども、最終的に私が考えたのは、やはり地域貢献活動、ここを大学、教職員、学生が一体となって取り組んで、それを県民が評価するという形になると、就職率向上に貢献するんじゃないかと、そういう趣旨の質問をさせていただきまして、なかなか答弁がその時、かみ合わなかったものですから、後、資料提出をお願いしておりまして、資料提出いただきまして、一読させていただきましたけれども、一定理解することはできましたが、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず最初に、総括として、地域貢献活動につ

いては、県の方で中期目標をつくって、大学の方で中期計画を作成して、そういう形でちゃんと位置づけしているんですね。それであるならば、大学生が地域貢献活動した実数が出ていません。そして、学生が3,060人程度いるということでしたから、3,060人程度で、現在どの程度が活動しているのかという、こういう数字が出ていないということが一つと、もう一つは、同じように教員があれをした、これをしたと書いていますけれども、教員150名のうち、何名が地域貢献活動をやったのか、その辺も出てないわけでありまして、その辺が出せない理由というのは何かございますか。

【櫻間学事振興課長】地域貢献活動に携わった学生数ですとか、教職員数ですが、地域貢献活動と申し上げますのは、その地域貢献だけを目的として行っている取組、またそれ以外にも、例えば、研究活動の一環として、その内容が地域貢献につながるものであったり、学生が自主的に活動している取組というのが地域貢献につながっていたりという、大学の方で正確に何人だということをはなかなか把握できない取組というのもございます。そういった点から、正式にそれぞれの地域貢献活動の取り組んだ実数というのが把握できないということでございます。

【中山委員】地域貢献活動は、ちゃんと位置づけしているんですよ。地域貢献活動というのはどういうものかということをはちゃんと定義すれば、それに合わせて数字を把握というか、出るわけであって、地域貢献活動に対する取組というか、真剣度が大学は足らんとじゃないですか。そういう意味で、併せて、位置づけているのだから、数値目標を、大学生についてはこの程度まで、先生についてはこの程度という目標も設

定しているんですよ。そういう基本的な取組をやるというか、そういう姿勢がまだまだ感じられていない。ぜひその辺は十分協議してほしいと思います。

それと、2番目は、全部過去のデータで、主体が令和4年度ですよ。なぜ令和5年度、令和6年度の数字が出せないのか。これは県と大学との信頼関係というか、緊張関係がないですよ。令和4年度を出して「どうですか」と。今は令和6年度ですよ。

例えば、離島における就職状況、令和5年度から令和4年度まで24名となっているけれども、肝心は令和5年度、令和6年度じゃないですか。先ほど、令和6年度については3.6%、上がったということで、きちんと報告しているじゃないですか。こういうものはなぜ出せないのですか。

【櫻間学事振興課長】この資料のデータにつきましては、これまでの取組という視点で作成しておりました。委員の趣旨としては、今回の県内就職率に関係した、その基になった取組ということで、資料の方をお求めいただいていたのだと思いますけれども、そこについては我々が提出資料の趣旨を、これまでどういった取組を行っていったかという部分で資料の方を作成してしまったというところで、我々の方としての認識がちょっと異なっていたところがございます。

【中山委員】全然真剣じゃないですよ。私は今年の3月5日に質問したんですよ。私は、学事振興課には、これまでも県内就職率について、ああした方がいいじゃないか、こうした方がいいじゃないかと提案しながらやってきた。最終的には、私としては、地域貢献活動に行き着いている。それをきちんとやっているじゃないか。その辺をもう少し、議員のこれまでの活動状況、

発言内容とかを調べた上で現在があるわけだから、その辺ももう少し突っ込んでやるべきだというふうに思いますよ。

それでは、令和6年度、離島の就職者の数、それとどういうところに行ったのか。五島市、上五島とかありますけれども、どういうところに行ったか、答弁できますか。

【櫻間学事振興課長】すみません、今、数字の方を持ち合わせておりません。

【中山委員】数字を持ち合わせんといったってね。県内就職率とちゃんと言っているじゃないか。これでははっきり言って、委員会として質疑できませんよ。ぜひ今後の対応方をお願いしておきたいと思います。

それでは、幾つか質問したいと思いますが、やるばいプロジェクト、大学が関与して、学生が自主的に、創造的に十分に発揮できる機会を提供しようということで、平成19年から大学が奨励金を交付して事業を実施しているようでございますけれども、この例として、佐世保モザイクアート、シャッターアートとかありますが、年間どのくらい予算をかけて、そして学生がどのくらい参加して、大学がそれをどういうふうに評価しているのか、お答えできますか。

【櫻間学事振興課長】こちら、やるばいプロジェクトにつきましては、年間で、大学の方で160万円の予算を組んでおります。その範囲内で、まず学生に対して、これはグループ単位になりますけれども、この予算を活用して活動したいグループを公募しまして、そこで上がってきたいろんな案に対して審査を行い、その内容、例えば、もっとこうした方がいいというアドバイスもあろうかと思いますけれども、そういったところを踏まえて認定されたグループがそれぞれ活動を行うというものでございまして、グル

ープに人数の制限はございませんので、その時、その時で参加する人数というのは変わってくるというところがございます。

【中山委員】当然、事業をすればリーダーも代わってきます。それだから、何人が参加したのかと、そして大学がそれをどういうふうに評価しているのかと聞いているじゃない。

【櫻間学事振興課長】今、こちらに例示として出しておりますものとしましては、モザイクアートにつきましては、学生は7名のグループです。それから、観光ルートの提案につきましても7名の参加、それからシャッターアート、こちらにつきましては10名の参加ということでございます。

評価としましては、それぞれ活動実績の方を出していただきまして、報告会を行っていただいております。その中で、それぞれ大学としての評価を行っておりますけれども、それぞれここに挙げておりますものは、地域からもかなり高い評価をいただいておりますし、モザイクアートなどにつきましては、これを見た団体から、うちでも展示してほしいということで、様々なところで展示をしているというところで、大学としても評価しておりますし、地域からも評価を得ているというところがございます。

【中山委員】今、取組事例を3つ挙げたけれども、これをいつしたのかと書いてないんですよ。実施年次も書いてない。それを全部、今やっているのかといえ、そうでもないようで、その辺が、資料の作り方というか、はっきり言って、ざっとし過ぎていますよ。

それと、私が言ったのは、160万円使って、どれだけの学生が参加しているのかと。令和5年度、160万円使って、何事業して、何人参加しているのですか。

【櫻間学事振興課長】申し訳ございません、令和5年度、何団体というところについては把握しておりません。

学生数につきましては、すみません、例示としては、単年度、単年度で特徴的なものとして資料の方を作成しております。継続して取り組んでいるものとしましては、例えば、吹奏楽部などは、地域からの要請に基づいて、様々なイベント等で吹奏楽部がそこで演奏活動を行ったりということも、こちらの事業の方を使って行っております。そういったところで、人数としては正確なところはちょっと把握できていないところですが、大体毎年3団体から4団体が採択となっているところがございますので、それぞれ大体、今例示しましたところでは10名弱のグループが多いんでしょうけれども、吹奏楽部については、サークル単位での参加ということになりますので、それなりの人数が参加しているかとは思いますが。

【中山委員】的確に答えんね。私は令和5年度と言っているのだから、それ以外は答えんでいいとよ。

それと、今のもはっきりしていない。再度、調査をお願いしたいと思いますし、シーボルトカフェ、子どもの居場所づくり、世代間交流とか、地域住民の健康づくりなどについて児童生徒、地域住民、学生等が参加していると書いていますけれども、この数字は確認していないと思いますので、令和5年度の実績、シーボルトカフェは令和5年度なのかな、この実績を後で提出してください。

次に、大学生が地域貢献活動をやっているけれども、県民がどのように評価しているのか、これについては何か把握していますか。

【櫻間学事振興課長】県民からどういう評価を

されているかというのを直接確認するということでは、取組としてはできておりませんが、先ほど申し上げた、すみません、これは令和5年度の話にはなりませんけれども、モザイクアートの場合ですとか、その他取組につきましては、各地域の方たちからは、お褒めの言葉といえますか、そういった電話が大学の方にもよくかかってくるということで、評価としてはいただいていると思います。そういったものを客観的な数字として、こういった評価を得ているということは、認識できておりません。

【中山委員】評価はいただいているでしょう。それはわかりますよ。県立大学は、県が設置者ですよ。県立大学ですよ。県民がこれをどういうふうに評価するかということについて、やはり把握しなければいけないと思いますよ。この実施は地域貢献ということになっているかもしれませんが、佐世保、長与町、しまに集中して、県都長崎、それとか半島地域の市町はほとんど実施していないですよ。これが県立大学のあるべき姿ですか。ぜひ県民にアンケートを取るなりして、地域貢献活動なり、大学の魅力について、もう一回大学に対する県民の評価というのを受け止めて、そしてそれを大学と共有しながら進めていくという手法を取らないかと思っていますよ。県立大学は、あくまでも県民が主体ですよ。あなたたちが主体じゃないんですよ。そういう意味で、県民の評価をどう取るのか、アンケート方式がいいのかなにかわかりませんが、私は、一回きちんと取るべきだと考えていますけれども、どうですか。

【中尾総務部長】委員ご指摘のとおり、県立大学の目的の一つには地域貢献というものがあつて、縷々課長からご説明させていただいたとおり、活動しているところですが、その活動

が県民の目にどう映っているのかということについて、今ここで直ちに、どういう手法があるかということは考えさせていただきたいと思いますが、アンケートですとか、何らかの手法でそれがデータとして取れるように、検討してまいりたいと考えます。

【中山委員】中期目標を県が立てる以上は、そして地域貢献活動をきちんと中期計画に位置づけた以上は、県民がどういうふうに取り取っているかについては、やはり何らかの形で収集して、それを政策に活かしていくということが一つの在り方だと思うんですよ。今、部長から前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ一回知恵を使って、県民の評価について、具体的に意見を把握するように努めていただくことを要望して、質問を終わります。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

【坂口委員】私から、私立高校の就職状況について、委員会説明資料2ページに基づいて質問させていただきます。

私学高校生の県内就職率が前年度比3.9ポイント減少ということで、コロナ禍の終息と社会活動の正常化に伴って減少したと考えられるという記載からいきますと、コロナ禍の影響と、減少というか、動向に相関関係があるんだろうと思うのですが、そのあたりの影響が、どのあたり、どの程度あるのかをもし把握していられれば、その件も含めて、近年の傾向、県内就職率の増減というのがどのような状況か、まずお伺いしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】県内就職の状況につきましては、コロナ禍の終息も理由の一つとして申し上げておりましたけれども、コロナ禍前の状況で申し上げますと、県内就職率、徐々に下降傾向にございました。平成31年度で県内就職率

は67.5%ということで、かなり低い状況にはなっていたんですけれども、その後、コロナ禍に入りまして、県内志向というのが高まりまして、県内就職率は上昇傾向にございました。それが令和4年度をピークに、また少し下降に転じているという状況でございます。

ただ、現時点では、まだコロナ禍前の状態まで落ち込むということはありません。です。これ以上県内就職率が落ち込むことがないように、私立学校に対しても、県内就職に向けた児童生徒への働きかけというのをぜひ行っていただきたいということで、私学に対してはお願いをしまいたいと思っております。

【坂口委員】そんな中で、もう一つの要因としてここに記載があるのが、私学の商業科、工業科の卒業生数がそれぞれ1学級、合わせて約70名減少したということで、それも一つの要因だという記載があります。

先ほどのご答弁を踏まえて考えますと、今後、減少を加速する一つの要因というか、そういったターニングポイントになるのかなというふうに心配をしておりますけれども、商業科、工業科が減少したその経緯といたしまして、そのあたりを少しご説明いただいた上で、これに対する私学の上での対策があるのかどうか、あるいは商業科、工業科の公立も含めた需要がどの程度あるものか、それをどう分析されているか、このあたりについて、伺いたいと思います。

【櫻間学事振興課長】商業科、工業科の学級数を減らすということにつきましては、これはそれぞれの学校法人の経営判断というところがございます。主な理由としましては、定員の充足率、そういったところを見た時に、なかなか充足できないという学科については、廃止をした上で、より生徒が志願倍率の高い、例えば普通

科ですとか、そういったところに学科を変えていくというのは、それぞれの学校の経営判断において行われているのかなと思います。

それに対して、県としてどう対応するかということになりますと、ここにつきましては、どうしてもそこは各学校のそれぞれの理念に基づいての判断となりますので、県の方から、県内就職の促進のために、経営上厳しくはなるものの工業科を残してくれ、商業科を残してくれだとかいうところは、なかなか申し上げられないところかなというふうに考えております。

それから、公立を含めたところでの考えにつきましては、我々で、公立も含めたところでの在り方ということについては、全体の在り方ということについては、すみません、今、考えを持ち合わせていないところでございます。

【坂口委員】ご答弁から察するに、私学については、それぞれの学校の経営というものがありますから、踏み込んだ対策というのを強く打ち出すこともなかなか厳しい状況なんだろうなというふうには思いますけれども、とすると裏を返せば、公立高校の方でそのあたりの対策を考えていかざるを得ないのかなというふうに思いますが、再度、その点についてご見解を伺ってよろしいですか。

【中尾総務部長】委員ご指摘のとおり、やはり私立学校といたしますのは、それぞれの私立学校の経営体としてどういうご判断をされるかというところを尊重するところがあるかと思いません。

県全体として、商業科ないし工業科、そこで学ぶような学生さんに対する需要をどう捉えていくかということについては、公立学校を所管する教育庁ともよく意見交換をしながら、何らか私立学校に強制するような権限ですとか、

考えを我々は持っているわけではないですけども、現状については的確に把握し、その状況について共有するというようなことには努めてまいりたいと考えております。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

【宅島委員】坂口委員の関連だと思うんですけども、私立学校の就職された方々の、例えばサービス業が何%なのか、製造業とか、そういった部類の就職先のパーセンテージがわかりますか。

【櫻間学事振興課長】すみません、把握できておりません。

【宅島委員】私立学校を卒業された方々は、人数がどれくらいいらっしゃいますか。私立高校でいいですよ。

【櫻間学事振興課長】私立学校の卒業予定者がおよそ3,500人おりまして、そのうち実際の就職希望者は約750人弱になります。そのうちの500人超が県内に就職しているという状況でございます。

【宅島委員】500人ぐらいということなんですけれども、500人ぐらいだったら、やはり県として、きちっとそこは把握をすべきですよ。これは「わかりません」じゃないですよ。教育委員会の公立高校は、多分把握されていますよ。やはりそこら辺をしっかりと、同じ長崎県の大事な子どもさんたちですよ。そういった時に、教育委員会は知っています、総務部学事振興課は知りません、これでは話になりませんので、しっかりとそこは教育委員会と歩調を合わせながら、就職された後のサポートとかのことも考えると、やっぱりそこはしっかりと把握すべきだと思いますけれども、総務部長、いかがですか。

【中尾総務部長】公立学校と違いまして、設置者が異なるということで、どこまで情報を出し

ていただけるか、聞いた時にお伝えいただけるかという問題は一つあるかというふうには思います。その点も含めて、ただ委員おっしゃいましたご指摘というのは、どういうところに生徒が就職して、そこにどういう需要があるのかですとかいったことを把握する上では必要だと思いますので、把握の仕方については、私学ともよくご相談させていただきながら、できるだけ努めてまいりたいと思っております。

【宅島委員】今、部長の答弁、そこが最大限できるところかなと思うんですけども、では県として、補助金とか、何で出すのですか。そういう公表もしないでいいのであれば、出す必要もないと思うんですよね。支援をする分、やっぱり私立高校はこういったところに就職、少なくとも、サービス業に何名ぐらい、製造業に何名ぐらいとか、個別の会社名とかは要らないんですよ。そういったところの把握ぐらいしないと、何が学生のニーズなのか、学部とかのニーズなのか、県としてわからないでしょう。今、学事振興課長の答弁でがっかりしたんですけども、やはりしっかりそこは把握をして、長崎県の私立の学校に行ったら、サービス業、製造業とか、何%ぐらい就職をできていますよとか、そうしたら保護者の方も安心して、例えば私立学校に行きなさいとか勧めることもできるし、特に、県内に残る人も500人ぐらいいるということであれば、そういったことにもなるでしょうから、そこら辺は総務部で本当に重い重責を担っていると思うんですけども、教育委員会とあまりにもかけ離れているなど、同じ長崎県の子どもさんを県としても大事に扱っていかなくちゃならないところに、何かそこら辺が抜けているのかなと思いますから、そのことについては、今後しっかり対応していただきたいと思い

ます。

それと、本年の3月8日に、templ大学のジャパンキャンパス、これはアメリカのペンシルベニア州立総合大学の東京校なんですけれども、文部科学省が日本で初めて外国大学の日本校として指定をされた大学であります。そこと長崎県が包括連携協定を結んだというような新聞記事や報道がございました。グローバルな人材を育てる、長崎県のグローバル化を推進するとかという目的で協定を結ばれたんですけれども、このことについて、3月8日に結ばれた後、もし進捗している事柄があれば、教えてください。

【櫻間学事振興課長】templ大学と県との協定につきましては、こちらは企画部の方で所管されていると思いますけれども、ただ海外の大学が国内にあるという非常に特殊な大学ですので、県立大学としましても、そういったところと何らか連携して、何か取組ができないかということについては、県立大学の方でも検討をお願いしているところでございます。

【宅島委員】グローバルな人材を育てるという意味で、私も、長崎県立大学ともいろんな交流をしながら人材の育成を進めていくのかなと思っていましたんですけれども、企画部が所管ということ自体が、私は、県立大学を持っている学事振興課とか、長崎大学とかの協定も含めた時に、長崎大学は独立行政法人なので、どこかというのはあれでしょうけれども、県立大学との協定、交流とかを含めた時に、企画部ですからわかりませんじゃなくて、私は、県立大学を所管している総務部がきちっと中心になってすべきかなと思うんですけれども、そこはどうでしょうか。

【中尾総務部長】この県との協定においては企画部が主導をしていたというところの趣旨を先ほど学事振興課長の方から申し上げたというところ

であります。

実際、その協定の中身を具体化していく中では、当然ながら、県立大学も大きな一つの要素となつてこようかと思えますし、先ほど課長からご答弁申し上げましたとおり、県立大学においても、どういうふうに連携していける分野があるのかですとかいったところはあるので、さすがにこれまで協定に向けて努力してこれた企画部の頭ごなしということにはならないかとは思いますが、うまく情報を緊密に取りながら進めてまいりたいと考えております。

【宅島委員】ありがとうございます。

せっかく外国の大学と長崎県が連携協定をされたわけですから、やっぱりこれも一つのチャンスと捉えて、しっかり企画部と連携をしながら取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山田委員】私も、私立高校の就職の件で、意見と質問をしたいと思えます。

先ほど来からさんざん議論があつていて、重ねてで大変恐縮であります。まず県内の私立学校における、先ほど一番最初に中山委員が地域別の就職の状況、そして今、業種別の話もありました。これは少なくとも部長説明、非常に薄いと言ったら言葉は悪いですが、そんなに分厚く部長説明の内容がないにもかかわらず、ここに書いていることに対してきちんとは回答ができない、そのような状況というのは、私はちょっと考えられません。委員会对策を一体何をされているのかなと本当に思いますし、極論を申し上げますと、多分、全国では私立学校を教育委員会で所管しているところもあるかと思えます。そういった方向性にならざるを得ないのではないかと、非常に危惧します。

公立間で補助金の率は確かに違って、私立の学校の方々は少ないとは言えども、1校割りで1,600万円ですか。1校プラス人数割りでも補助金が入っています。そして、多分、私の記憶が正しければ、就職支援員、各学校に私立にも派遣をしていると思います。そういった状況で、先ほど来の部長の答弁もそうですけれども、私立学校だから、どれだけ把握できるか、情報を出してくれるかわからないと言っていたのは、非常におかしな答弁ではないかと思っております。

そこで、就職支援員の派遣状況を教えてください。

【櫻間学事振興課長】県内就職推進員ですけれども、令和5年度の実績としましては、それぞれの学校で雇用する形になりますが、私立高校におきましては、9校に就職支援員が配置されているという状況でございます。

【山田委員】その分の人件費を負担していると思うんですけれども、1校当たり幾らになっているのか。

あと、お金は出すけれども、そのフィードバックですよね。今の答弁だったら、もらっていないということだと思うんですけれども、どういう取り決めでこの予算を出して、今、その成果とか、学校ごとの人数だけをもらっているのか、こういった形でそれをフィードバックされているのか、教えてください。

【櫻間学事振興課長】補助額につきましては、1校当たり、人件費を含めた活動費に要した経費の3分の2を補助することとしております。ただ、上限がございまして、1校当たり250万円というのが上限になっております。

補助金としての確認としましては、実際の雇用実績ですとか、推進員が、出勤簿等を含めて、

こういった活動をしたかというところは報告をいただいて、それを根拠に支出としては行っておりますけれども、では実際にこういったことを具体的に行っているのかにつきましては、補助金とは別に、そうした推進員を集めての会議等を行っております。これは私立だけではございませんで、公立の方の同様に各学校に配置されている方たちも一堂に会しての私立、公立合わせての会議を行っております。その中で、それぞれの推進員の方の取組内容、あるいは活動においての、より県からの支援が欲しい部分ですとか、そういったものについては、そこで聞き取りを行っているという状況でございます。

【山田委員】学校によって雇用形態とか違うと思いますが、マックスで250万円までということであります。県下22校ある中で、進学校もあるでしょうから、今、9校ということでしたが、この22校、21校ぐらいかもかもしれませんが、その中で、希望している学校には全てその補助金が出せているのか、こういった状況にあるか、教えてください。

【櫻間学事振興課長】この補助の対象としておりますのが、直近3年間を通して就職希望者が10名以上いる学校というのを一つ条件として設けております。先ほど委員ご指摘のとおり、進学校については対象外となっております。

補助金額につきましてはですけれども、これは要望があった学校については、全て補助を行っているという状況でございます。

【山田委員】公立、私立、就職支援員の皆さん一堂に会してもらって会議体をしているということで、当然ながら、教育委員会と学事の方から職員も出席をして、その話をお聞きしているということですよ。

先ほど来からの話がありますように、県内就

職を進めていく上で、当然ながら、地域別、業種別とか、しっかりとした分析をしていかないと、なかなかもっともっと増えるというのは難しいことだと思いますので、しっかりとそのあたりは、補助金をこれだけ、あと総額も聞きますが、総額をまず教えてください。

【櫻間学事振興課長】こちらにつきましては、予算総額といいますか、この事業単独で予算を組んでいるわけではございませんで、私立学校に対する支援の別の事業のメニューの一部として対応しております、そういう形で対応しているものですから、要望があった分は全て応えることができているという状況でございます。

【山田委員】ほかの予算と一緒にしているから、これ自体の金額はわからないということですが、上限250万円の9校、予算が100万円だったり、いろんなところもあるかもしれないですが、相当額の支出をこれにかけているということですので、先ほどから申し上げているように、業種、地域別、そういったものをしっかりと情報収集してください。私学にかけている補助金総額、私は、それなりに大きな金額だと思っていますので、学事で受け持っている以上、しっかりそこはやっていただきたいのと、併せて、せめて部長説明に書いているもの、議案外で突然飛んでくるものまで難しいかもしれませんが、しっかりとこういったことを聞かれるんじゃないかということで徹底して準備をして、委員会に臨んでいただきたいと思います。

【山下委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時 9分 休憩

午前11時10分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、7月1日は、午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

大変お疲れさまでございました。

午前11時10分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年7月1日

自 午前 9時59分
至 午後 3時 7分
於 委員会室 2

義務教育課長	岡野 利男 君
義務教育課人事管理監	谷口 昭文 君
高校教育課長	田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監	岩坪 正裕 君
高校教育課企画監	直塚 健 君
教育DX推進室長	前田 和信 君
特別支援教育課長	近藤 亮二 君
児童生徒支援課長	長池 一徳 君
生涯学習課長	加藤 盛彦 君
学芸文化課長	岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監	鬼塚 晃嗣 君
体育保健課長(参事監)	松山 度良 君
体育保健課体育指導監	永田 数馬 君
教育センター所長	竹之内 覚 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山下 博史 君
副委員長(副会長)	鷗瀬 和博 君
委員	中山 功 君
"	堀江ひとみ 君
"	山田 朋子 君
"	川崎 祥司 君
"	宅島 寿一 君
"	中村 泰輔 君
"	坂口 慎一 君
"	清川 久義 君
"	中村 俊介 君
"	畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長	前川 謙介 君
教 育 次 長	狩野 博臣 君
教 育 次 長	坂口 育弘 君
教育政策課長	犬塚 尚志 君
働きがい推進室長	山下 健哲 君
福利厚生室長	市瀬加緒理 君
教育環境整備課長	山崎 賢一 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【山下委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることといたします。

【前川教育長】 おはようございます。

本日出席いたしております教育委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

(新任幹部職員紹介)

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【山下委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

教育長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【前川教育長】それでは、分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第73号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第73号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では国庫支出金1億2,938万5,000円の増、歳出予算では教育総務費1億2,938万5,000円の増であります。

この結果、令和6年度の教育委員会所管の予算総額は、1,331億7,329万円となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金1億2,938万5,000円の増については、高等学校DX加速化推進事業に係る国庫補助金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

県立高校におけるICTを活用した文理横断的・探究的な学びの強化に必要な環境整備に要する経費として、1億2,938万5,000円の増を計上いたしております。

次に、先の2月定例会県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあら

かじめご了承をいただいております「令和5年度長崎県一般会計補正予算」について、令和6年3月29日付で知事専決処分いたしましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算の内訳は記載のとおりでございます。合計8,532万6,000円の減、歳出予算の内訳は、4ページに記載のとおりで合計9億6,034万1,000円の減であります。

歳入予算の主なものは、高等学校授業料及び通信教育受講料など記載のとおりでございます。

歳出予算の主なものは、市町村立学校県費負担教職員、県立学校教職員及び教育委員会事務局職員の給与費など記載のとおりであります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】次に、教育DX推進室長より補足説明を求めます。

【前田教育DX推進室長】分科会補足説明資料をお開きください。

高等学校DX加速化推進事業費についてご説明申し上げます。

この事業は、大学教育におけるデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する高校に対して、必要な環境を整備する事業でございます。

国は、令和6年度高等学校等デジタル人材育

成支援事業費補助金、高等学校DX加速化推進事業として、全国で1,000校程度、1校当たり1,000万円を上限とし、総額100億円規模で交付申請を受け付け、4月16日に1,010校を採択校として決定しております。本県の公立高校からは、県立高校13校、市立高校1校が申請し、全ての高校が採択されております。

各校における具体的な取組例は、データ分析や統計の学習、動画や静止画などマルチメディア技術の習得、ドローン高性能測量機器等を購入して、DX教育やDXを活用した横断的、総合的なものづくり、ICTを有効的に学習できる探究学習スペース等の設置、大学教授や外部専門人材による講演などです。デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的な強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】第73号議案の補正予算、今説明がありました高等学校DX加速化推進事業費についてお尋ねいたします。

基本的なことをお尋ねいたしますが、対象校は限定されるのかどうか、教えてください。

【前田教育DX推進室長】対象校は、全ての高校になります。

【堀江委員】全ての高校、公立高校、私学も含むんですかね、全ての高校が対象になるということ。

これは国の交付金で、説明の中では全国1,000校の予算と言われました。そして、今回は、長崎県で手を挙げたところは全部認められましたということですが、ほかの手を上げていないところはどのような状況なのか。

要するに、全ての高校が対象であれば、カリキュラムの実施、ICTを活用した文理横断的、探究的な学びの強化のための環境を整備するという点では、全ての学校に必要な環境を整えてほしいと思うんですが、そこら辺の状況はどう理解したらいいのか教えてください。

【前田教育DX推進室長】当初、公立高校の都道府県基礎枠が8校でした。県立高校は、それに13校が手を上げて、13校全てが採択されたこととなります。

上限1,000万円と額が大きいために、国への報告事項も大変なことが予想されることと、情報や数理データサイエンス、AIの活用を前提とした学校制定科目等の履修促進が求められていることが、13校にとどまった原因と考えられております。

【堀江委員】対象校は全部なんだけれども、カリキュラムの実施であるとか、いろんなことの準備を整えると手を挙げたところは13校で、ほかの学校の整備状況はどうなっているんですか。

つまり、そういう整備がまだ進んでいないところに、教育DX推進室としていろんな援助をするというふうになるのか、それとも、それはカリキュラムを含めて学校の対応になるので学校任せにするのか、そこら辺を教えてください。

【前田教育DX推進室長】今回の条件として、情報を含む学校設定科目の推進というのがあります。これは理系情報分野を進めるということになります。そこに進む生徒がたくさんいるところはそこを進めていきますが、そうでないところは、そこまでできないということになります。

【堀江委員】私がこだわるのは、教育環境の整備は、どこも同じようにしてほしいと思ってい

るんです。

最初の答弁で言ったでしょう。対象は限定されるんですかと、いや、違いますと、公立、私学も高等学校は全部対象になりますと言ったじゃないですか。そうであれば、同じように教育環境の整備をしてほしいと思っているんです。その疑問に今の答弁はなかなか答えていないんですけど、どう受け取ったらいいんですかね。

【前田教育DX推進室長】先ほども申しましたが、理数分野、デジタル分野に力を入れる学校を促進したい、増やしたいと、国の目的がそうですので、それに合わせて進めてまいりたいと思っております。

【堀江委員】対象は全ての高校なんだけれども、理系、それから情報分野、ここに限定されるんですね。

私としては、国の交付金でないという環境整備はつくれるので、予算が大きいからです。そういう時に、対象校となるところは全部、計画を立てて推進してほしいと思うんですよ。

答弁が全ての高校が対象と言いながらも、結局、限定されるんですね、理系、情報分野という形で、そういう理解でいいですか。

そうしますと、逆に質問します。理系・情報分野でやりたいと思っているところは全部、今回の予算で達成となるのか、それとも、今回は手を挙げなかったけれども、計画をしてこの交付金を使いたいと思っている高校がまだあるのか、その整備状況を教えてください。

【前田教育DX推進室長】今回、理系、それから情報分野に力を入れている学校は手を挙げております。それをさらに進めてまいりたいというふうに思っております。

【山下分科会長】暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

【山下分科会長】再開いたします。

【田川高校教育課長】ただいまご質問がありましたことにつきましては、今年度は対象校のみという形になりますけれども、先般、政府施策要望にて文部科学省を訪問した際に、文部科学省に、そういったことも含めましてご質問をしたところ、これは事業計画が複数年にわたるんですけれども、次年度の計画につきましては教育委員会を対象とした枠も設けて、いわゆる対象校以外の学校にもDX化やデジタル化が進められるよう、教育委員会の施策に対応した予算枠も取りたいというようなご説明もありましたので、そういったスキームができましたらば、そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

【堀江委員】高校教育課長が答弁したので、質問します。横長資料の8ページです。教育指導費で補正前の額が2億4,000万円、そして今回補正が1億2,900万円とあるんですけれども、高等学校DX加速化推進事業は、今回の補正だけということですか。補正前にも、この予算があるということですか。教えてください。

【田川高校教育課長】今回の補正内ということで、従前はこういった予算はなかったところでございます。

【堀江委員】そうしますと、私がこの質問の根拠にしている、希望するところは同じような教育環境をつくってほしいということでは、今回はこれだけなんだけれども、今の高校教育課長の答弁では、今後、希望するところはそういう予算を含めて対応ができるというふうに理解していいんですね。

【田川高校教育課長】国のスキームがそういう形でできましたらならば、その条件に従って、対象校以外のところも、DX化も含めまして進めていきたいというふうに考えております。

【堀江委員】最後にしますけれども、そうすると、最初に答弁したでしょう、対象校がどうなんですかと言ったら、公立私立全て対象ですと、これは答弁が違うんじゃないのか。違いますか。

【前田教育DX推進室長】失礼しました。全ての高校の中から、情報系、情報デジタル分野、情報分野、理系分野、そういったものに力を入れる高校に対して手を加えるということです。すみません。

【山下分科会長】ほかに質問はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第73号議案のうち関係部分及び報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議

案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

まず、教育長より所管事項説明を求めます。

【前川教育長】それでは、委員会の関係説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年1月に発生した、県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、県立諫早特別支援学校職員が、保護者所有の吸引器等を誤って破損したものであり、相手方へ支払った賠償金は5万1,053円であります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

働きがいの推進にかかる取組について。

教員が働き方を見直し、心身が充実した状態でやりがいをもって子どもたちと向き合い、授業をはじめとする教育活動へ打ち込む環境を整備することは、子どもたちの豊かな学びや将来の教員のなり手の確保にもつながる大変重要なことであります。

そのため、「教職の魅力化作戦会議」を開催し、有識者から教員の働きがいや魅力発信等に係るご意見をいただくほか、学校現場の意見を取り入れた見直しを進めるため、教職員個人が県教育委員会へ働き方に係る意見を直接提案できる仕組みを導入いたしました。

また、学校をサポートしていただく多様な人

材を掘り起こし、教育環境を充実させるため、学校スタッフマッチングシステムの運用を開始するとともに、ペーパーティーチャーセミナーを開催するなどの取組を行っているところです。

教員の働き方を見直し、働きがいを持って子どもと向き合うための「働きがい改革」は、持続可能な学校の運営体制を維持し、最終的には子どもたちの学びの充実につながるものであるということを積極的に情報発信し、家庭、地域をはじめ県民の皆様にご理解とご協力をいただきながら推進してまいります。

全国及び県学力調査については、記載のとおりでございます。

教職員の体罰等について。

県教育委員会では、体罰の根絶を最重要課題の一つと位置づけ、平成24年度から毎年、教職員及び児童生徒、保護者に対して体罰及び不適切な指導の実態調査を実施しております。

令和5年度の調査結果では、体罰及び不適切な指導の件数は25件で、前年度と比較して8件減少しました。一方で、体罰等を受けた児童生徒数は97人で、前年度と比較して32人増加しました。懲戒処分を受けた教職員は、令和4年度の4人から令和5年度は1人に減少しました。過去にも体罰等において指導を受けた者が、再度の体罰を行っている事例があることから、令和4年4月より体罰等の再発防止を強化するために「教職員の懲戒処分基準」の一部を改定し、再発の教職員に対する処分を厳罰化いたしました。また、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項を一部改正し、令和5年4月1日から運用しています。

今後引き続き、各種研修等のあらゆる機会

を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰を許さない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験について。

教員の採用については、より多くの、そしてより質の高い人材の確保を目指して、第1次試験実施を例年より3～4週間早い時期となる6月16日としました。また、今年度から栄養教諭の採用選考試験を新たに実施することとしました。離島教育特別採用選考については、これまで離島勤務を連続10年としていたところを通算10年の勤務に変更しました。さらに、臨時的に任用されている講師を対象とした、臨時的任用等教員に関する免除申請の申請要件の任用期間を3年から2年に変更し、小学校・中学校・特別支援学校の教諭については、特に優秀と認められた者に対して第1次試験の全てを免除することとしました。

なお、令和7年度の教員採用予定者数は、退職者数や児童・生徒数の推移等を見込んで、昨年度より26名多い532名としております。出願者数については、小学校・中学校のオンライン受験を除き917名、倍率としては1.7倍となりました。

今後とも、選考試験の制度改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、長崎県の教員として強い使命感と情熱あふれる人材の確保に努めてまいります。

高校生の進路状況について。

文部科学省が5月24日に公表した令和6年3月末現在の公立・私立を合わせた高校生の就職率は、全国では98.0%であり、前年同期と同水準となっております。本県の公立高校では、99.6%と前年より0.2ポイント上回る結果となっております。

り、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、昨年度に引き続き全国平均を上回る高い就職率を維持しております。

なお、公立高校の県内就職割合は67.9%で、昨年同期と比較し0.5ポイント増加しております。

また、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が、前年度0.1ポイント増の69.5%となっています。

令和3年1月から、従来の「大学入試センター試験」にかわる「大学入学共通テスト」が実施され、大学教育の基礎力となる知識・技能や思考力、判断力が問われる試験となりました。令和7年1月の「大学入学共通テスト」から、平成30年3月に告示された新しい学習指導要領に対応した試験の実施が予定されています。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「NEXT長崎人材育成事業」や「これからの社会を生き抜く力を持ったグローバル人材育成事業」などの取組を行うとともに、各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について。

毎年、5月から7月、9月から11月の間の一定期間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、全ての公立学校で、保護者や地域住民の皆様には学校の教育活動を公開しております。

各学校においては、令和4年度末に新たに県教育委員会で作成した「望ましい人間関係を育む活動事例集」を活用したグループワークや、「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラ

ル教育の取組などを通し、命を大切にすの心や思いやりの心を育むための教育活動を展開することとしております。

今後、地域や学校の実情に応じ、学校・家庭・地域の連携強化を図りながら、本教育週間を一層充実し、相手の立場に立った言動を大切にすの心情や「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」という意識の醸成など、「いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいります。

子どもたちの文化活動の推進について、文化財の指定について、令和6年度長崎県高等学校総合体育大会について、令和6年度全国高等学校総合体育大会北部九州総体の開催について、競技力向上について、につきましては記載のとおりでございます。

ここで、追加1の2ページをお開きください。

令和7年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について。

令和7年3月の中学校卒業予定者数は、1万1,553人で、本年3月の卒業生数より372人減少することが見込まれております。また、少子化が進行し、県内の児童生徒数は年々減少傾向にあることを踏まえ、令和7年度の県立高等学校の総募集定員は、令和6年度より40人少ない9,760人といたしました。

県立千々石少年自然の家の今後のあり方について。

昭和49年に設置いたしました県立千々石少年自然の家は、標高258mの高台にあり、橘湾を望む雄大な景色や恵まれた自然の中で、集団での宿泊生活や自然体験活動を通して子どもたちの豊かな人間性を育成するために重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、当施設は、設置から今年度で

50年を迎え、施設設備の老朽化、少子化や教育活動の変化による利用者の減少など、施設を取り巻く環境は、時代の変遷により大きく変化しており、廃止も視野に入れながら今後のあり方を検討する時期にあるものと考えております。

県教育委員会においては、地元の自治体や教育関係者、住民の方々などから様々なご意見をいただきながら検討を進めておりますが、併せて県議会のご意見を踏まえた上で、さらに検討を深めてまいります。

恐れ入りますが、当初版の8ページにお戻りください。8ページから10ページにかけての「長崎県行財政プラン2025」に基づく取組につきましては、記載のとおりでございます。

10ページの中ほどをご覧くださいと思います。

教職員の不祥事について。

令和5年11月1日、長崎市内を走行中の路面電車内において、女子高校生のスカート内をスマートフォンで撮影し、SNSのグループに投稿した容疑で、令和6年1月15日に逮捕された県立高等学校教諭に対して、5月14日付で懲戒免職処分いたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後も引き続き、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効性のある取組の推進に全力を傾

けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明申し上げます。

対象期間は、令和6年2月から5月まででございます。

資料2ページをご覧ください。2ページから10ページにかけては、県が箇所づけを行い、市町等に対し内示を行った補助金の実績でございます。直接補助金は、長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金など91件、間接補助金は、10ページの指定文化財保存整備事業補助金7件となっております。

資料11ページをご覧ください。

11ページと12ページは、1,000万円以上の契約一覧でございます。また、競争入札の結果につきましては、13ページと14ページに記載のとおりでございます。

資料15ページをご覧ください。

15ページと16ページは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、教育庁に係るものとして、松浦市からの要望1件となっております。

資料17ページをご覧ください。

17ページは、長崎県文化財保護審査会など計5件の附属機関等会議結果報告総括表でございます。議事概要等につきましては、18ページから22ページに記載のとおりでございます。

続きまして、政府施策に関する提案・要望についてご説明いたします。資料は「令和7年政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

「1. 要望項目」でございますが、 からに記載しております最重点項目のほか、計9項目を要望いたしております。

「2. 要望実績」でございますが、文部科学省及び国土交通省に対し、教育長、関係課長により要望いたしております。

「3. 特記事項」でございますが、「 全ての子ども・子育て家庭への支援の創設及び充実」のうち、学校給食費の無償化にかかる要望に対して、文部科学省から「各自治体で対応にばらつきが生じており、難しい課題と認識している」との回答をいただきました。

また、「 離島半島の学校教育の充実」のうち、離島留学生の受入れ環境の整備等に係る要望に対して、国土交通省から「離島留学制度のさらなる充実に向けて、地域の実情をしっかりと伺いながら対応してまいりたい」との回答をいただきました。

以上が教育委員会関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上、政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、生涯学習課長より補足説

明を求めます。

【加藤生涯学習課長】県立千々石少年自然の家の今後のあり方について、補足説明をいたします。委員会補足説明資料をご覧ください。

最初に、県が所管する青少年教育施設についてご説明いたします。補足資料1ページをご覧ください。

なお、青少年教育施設とは、「青年の家」、「少年の家」などと呼ばれる社会教育施設であり、自然の中での集団活動や宿泊体験などを通して青少年の健全育成を図ることを目的として、国や県、市町村が設置している施設でございます。

本県には、地図にございますように8つの青少年教育施設があり、そのうち県立の施設は、赤色の丸をつけております。上の方から世知原少年自然の家、佐世保青少年の天地、西彼青年の家、対馬青年の家、千々石少年自然の家の5施設でございます。

この5施設のうち、世知原少年自然の家は、本年度より、キャンプ以外の宿泊を廃止し日帰り施設としての活用を始めたところでございます。

本日は、現在、廃止も視野に今後のあり方について各方面と意見交換を行っております千々石少年自然の家の状況についてご説明をいたします。今後の方針を決定していくに当たって、県議会のご意見を伺いたいと考えております。

大きく3点ご説明をさせていただきます。

1点目でございます。千々石少年自然の家は、県立の施設の中では最も古く、設置から50年を経過したことにより、施設設備の老朽化が進んでおります。今後も子どもたちが安全に体験活動を実施していくためには、大規模な改修が必要になり、そのためには多額の経費を要する状

況になっております。

2点目といたしまして、少子化や教育活動の変化により利用者数が減少しております。資料の2ページをご覧ください。

3と4は、平成18年度に指定管理制度になってからの推移でございます。3は施設の利用者数の状況です。昨年度は、ピーク時から51%減少しております。4は宿泊者数の状況です。昨年度は、ピーク時から56.2%減少しております。

5は宿泊室の稼働率でございます。令和5年度をご覧くださいと、年間の平均が、宿泊室が13.4%、ケビンが9.1%、総じて約1割程度の宿泊室の稼働率となっております。ちなみに、他県では5割を下回るとその存続が協議されるという専門家のお話も聞いております。

この利用者数が減少した背景の一つは少子化によるものです。補足資料の3ページをご覧ください。この30年の間に、島原半島の小・中学生は半数以下となっております。また、学校数につきましても、特に小学校が大きく減少しております。中学校については、旧町に1校は維持するという考え方がございましたが、今後は小・中ともにさらなる検討が進んでいくことが想定されております。

もう一つの減少の理由は、教育活動の内容が変化したことでございます。中学校、高等学校のほとんどの学校が、宿泊体験学習を実施しない状況になっております。今後の少子化の状況を勘案いたしますと、千々石少年自然の家の利用者数は、今後もさらに減少していくものと考えております。

3点目でございます。補足資料の4ページをご覧ください。ここ20年の全国及び九州の青少年教育施設の推移でございます。全国的には、都道府県が所有する施設は半減しております。ま

た、九州においても約4割減少している状況でございます。

これまで本県においては、施設を廃止せずに維持してまいりましたが、学校の統合が各地域で検討されているように、青少年教育施設の見直しを進めていく必要があると考えております。

今回、千々石少年自然の家に関しましては、近隣に国立諫早青少年自然の家があるため、これまで千々石を利用していた児童生徒の宿泊体験学習については、諫早で同様の学習を実施できる環境でございます。

今後、さらに利用者が減少していくことが予想される状況において、現在、多くの教育課題が山積する中、限られた教育予算の中から多額の経費をかけて施設を改修するという判断はなかなか難しいものであるという立場から、千々石少年自然の家につきましては廃止の方向性で検討を進めていくべきではないかと事務局としては考えているところでございます。

なお、島原半島の関係者へ説明をしていく中で、事務局の考えに一定のご理解をいただいておりますが、その一方で、施設の存続を要望する声を上げる方々もおられます。引き続き関係の方々のお話を聞かせていただくとともに、事務局としても丁寧な説明を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

【山下委員長】次に、教育政策課長より説明の申し出がっておりますので、これを許可し説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】先般、2月定例県議会文教厚生委員会・分科会における審議において、中山委員からいただいた質疑につきまして、6月の委員会でご説明する旨の答弁をいたしました「学校に配置する会計年度任用職員の状況に

ついて」、ご説明いたします。

表の一番左の列に職名を入れております。職名としては32区分となっております。

令和5年度人件費総額を令和5年度配置人員で除したものを人件費平均欄に記載しております。役割、勤務形態、事業効果は、記載のとおりでございます。

以上、学校に配置する会計年度任用職員の状況の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、5番、6番、7番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【宅島委員】先ほど、千々石少年自然の家の件につきまして、生涯学習課長からご説明いただきましたけれども、今、雲仙市の中で、どうしてもやっぱり存続をしてほしいという声が私に

も届いています。

2か月ほど前ですか、虎島議員と2人で現地を視察させていただいて、設備の見学等々をさせていただいたんですけれども、やはり50年たっているということ非常に老朽化が進んでいる状況でありました。

また一方で、老朽化した施設だけではなくて新しく付け加えたログハウス等々、まだまだ使えるものもありまして、宿泊者数の推移とか何とかを見ていますと、ログハウスでも対応できるような人数にまで宿泊者数が落ち込んできているということでもあります。

とにかく地元の人たちのご意見もありましょ、特に雲仙市、関係する島原市、南島原市、そういった行政の反応といいますか、そこはどうなっているのか教えていただければと思います。

【加藤生涯学習課長】これまで12月から約半年をかけて、島原半島の3市の教育委員会、校長会、PTA会長、千々石町の自治会の方々などへの説明をさせていただいたところでございます。利用者数が減少していく中、多額の経費をかけて改修を行うことの難しさ、このことについては一定ご理解をいただいている状況でございます。

その一方で、「千々石少年自然の家を守る会」が発足しており、存続を各方面に要望されているところでございます。このことを受け、雲仙市においては、「守る会」からの要望を踏まえ、今後の対応を検討していきたいという考えを持っています。

また、千々石町の自治会長の中では、「守る会」の話をよく聞いてほしいという要望をいただいているところでございます。

【宅島委員】2つの意見があるということで、

そこはもう重々わかっておりますし、最後の最後は、子どもたちの命を守るという意味では、老朽化した施設はきちんとした対応をしなければならぬと思います。

そのうえで、現在、県有地に建っているわけでありますから、いろんな市と、雲仙市、島原市、南島原市と協議をしながら、今からの時代に合った青少年の育成に寄与する施設を考えていかなければならないと思っております。

例えばグランピング、そういったものは時代に合った事柄じゃないかと思っておりますし、また一つ新たなことを言えば、この千々石少年自然の家は50年前の考え方にのっとって造られたものでありますけれども、例えばデジタルを体験させる施設とか、そういったもので今後の青少年を育てていくんだということも長崎県に一つはあっていいのかなと思っておりますし、いろんな可能性を含めて、しっかり地元自治体とも協議をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【加藤生涯学習課長】まずは地元の方々と、しっかりと話を引き続きやっていきたいと思っております。私どもの考えていることをお伝えしたいと思っておりますし、また、反対をされている方々の思いもしっかりとお聞きしていきたいと思っております。

そのような中で、青少年教育施設等を廃止した後の今後のあり方等については、当然島原3市の皆様とお話をしていくこと、また民間の活用をどのように図ることができるか、そういう検討も含めて今後も引き続き進めていきたいと思っております。

【宅島委員】今の生涯学習課長の発言は、「廃止した後」とはっきり言われている。

今は「県議会に意見を聞きます」と言われて

いるので、「廃止した後にどうします」という議論ではないと思うんです。そこはしっかり訂正をしていただきたいと思います。

【加藤生涯学習課長】申し訳ございませんでした。議論の中で、廃止した後にどのようになっていくのかという意見が出た時には、十分そのことも考えて進めていきたいと思っております。

【宅島委員】最初の説明の中で、事務局としては廃止の方向で考えていると。その考えはいいんですけども、我々文教厚生委員会の委員に話を伺いたいということでお聞きになって、廃止しますとか、廃止した後はとか、そういったことはきちっと段階を踏んでいってやられるべきことじゃないかなと思います。

とにかく、5つの県立の青少年教育施設の資料としてまとめられて、非常にいいものだと思います。ぜひ、千々石に限らず5つの青少年教育施設をまとめて総合的に、今後、青少年の育成をどうしていくのか、青少年教育施設をどうしていくのかという総合的な話をしたいと思っております。

教育長、何かあれば、よろしく申し上げます。

【前川教育長】冒頭、説明の中で申し上げましたとおり、少年自然の家というのは、これまで青少年をしっかりと育てていくために大変重要な役割を果たしてきた施設であると認識をいたしております。

そうした中、全ての施設が大変老朽化をいたしております。今までと同じ形でそこを維持・存続していくことには多大なコストがかかりますし、また補修をするときに、今まで維持していたコスト以上に改修経費等をかけていくような形になります。果たしてきた役割と、これからかけていかなければならないコストを十分に議論していくべきであると思っております。

県内に県立が5施設ございますが、県央に国の施設がございまして、実はこの国の施設の内容、コンテンツは非常に充実しております。国の施設の利用者数が減少していくと、国としても、その施設を存続していくのかどうか、そこに国として予算をかけていくのかどうかという議論をされていると伺っていますので、これまで県内にある全ての施設を維持していくのか、あるいは、その中でもより高いコンテンツ、非常に利用者の満足度の高いコンテンツを有しているところに、ある程度重点化を図っていくのかという議論も必要であると思っております。

ただ、地元の皆様方にはいろんなご意見がございますので、そういった地元の皆様方に、一つの施設の在り方だけではなくて、宅島委員がおっしゃった県内の施設全体のあり方等も含めてしっかり議論を重ねて、今後の方向性を出してまいりたいと考えております。

【宅島委員】今の教育長のご発言のとおり、しっかり慎重にご判断をしていただければと思います。以上です。

【中山委員】先ほど教育政策課長から、私が2月定例会で要望しておりましたマンパワーといいますが、会計年度任用職員による教職員等の負担軽減、または教育的効果、この辺について資料を提出してほしいと、マンパワーの役割とか、配置状況とか、事業効果とかということでありました。

今、資料をいただきました。これを読みますと、事業費が18億8,727万円、配置人員が1,295人、平均賃金が145万円程度ということでありまして。

そうしますと、教職員が全体で1万3,134人程度ということですから、マンパワーからすれば1割程度の人数で、まあまあ一定の数は

おるなど。

しかし、この人件費です。人件費が18億円となると、全体の予算規模からすれば約2%程度という形になるのではないかと考えているわけでありまして、人員は1割程度おるけれども、実質的に投入する予算は2%程度ということになります。

これを受けて、教職員の負担軽減がどの程度軽減されているのか、また教育的配慮ですね、児童生徒に対する教育的効果について、現時点でどのような効果があると考えているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

【犬塚教育政策課長】ただいまいただきました、教育的な効果であったり、金額的なところで、どのように教員に対して軽減が図られているのかというお尋ねが、まず1つ目の趣旨かと思えます。

ここにつきましては、会計年度任用職員を入れる前と入れた後で、効果の測定というところまで行っていないのが実は正直なところでございます。ですので、明確に数値としてこれだけの軽減と、例えば労働時間の縮減であったりということまでお示しできないところでございます。

一方、それぞれのスクール・サポート・スタッフ等を置くことによりまして、教員の授業準備や単純作業等を会計年度任用職員が担うことになり、結果的に教員の業務軽減が図られているとは一定言えるかというふうに考えております。

もう1点が、合理的配慮ということでございますと、例えば資料の3ページ目で、介助業務職員あるいは医療的ケア看護職員等々の配置を行いまして、直接的に教員というよりも児童生徒に対する教育活動の支援、補助、そのような

ことを行っている部分がございます。

3点目として、人数は1割程度ですが額とすると2%程度というご指摘もいただきました。会計年度任用職員につきましては、以前は非常勤という職名で採用していた職員が多くございました。そちらにつきましては非常勤、その名称のとおり、常勤の職員と比べると短時間、基本的には29時間程度以下という職員です。

また、学習支援員等のように1日2時間と非常に限定して勤務することもありますので、一人当たりの額としては、こちらに記載のとおり145万7,000円ということではございますが、それぞれの範囲内におきまして教育的な効果を得ているものというふうと考えております。

【中山委員】人数は1割ですから、ある程度多様な人材を確保したと言えらると思いますけれども、問題は中身ですよ、人件費が2%程度で145～146万円ということですから。約18億円のお金を使うわけですから、効果を測定しないことについては、ちょっと納得いかんわけです。今後はきちんと、教職員の負担軽減効果、教育効果について、難しい部分はありますけれども、出せる部分もあると思うんです。ぜひ、そういう効果をきちんと出すことが求められるということが1点。

それをするためには、選択と集中をどうしていくかという問題と、もう一つは量を拡大していくと、この2つが効果を高めていくと考えているわけです。そのための戦略が必要ではないかと実は考えているわけでありまして、それを含めて、効果のあるものについて、2～3、具体的にお聞きしたいと思います。

先ほど教育政策課長から話があったスクール・サポート・スタッフ、これは1日平均2時間から7時間ということで、これを配置した学校

においては、1週間当たり2時間程度の負担軽減ができたとはっきり国が言うところということでもありますから、一定そうだろうと思います。

そこで、小学校、中学校、高校を入れると学校は500弱あると考えておりますが、なぜ126校しかですね、効果がある事業を、なぜ小・中学校、高校、全校に配置という方針にならないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

【犬塚教育政策課長】今お尋ねがありましたスクール・サポート・スタッフにつきましては、教員業務支援員でございまして、義務の部分に職員の配置を一定行い、教員の負担軽減を図るところでございますので、高校等ではなくて義務の部分で支援員を配置しているところでございます。児童生徒に対する配置でございますので、人数としてはこのようになっているかと思っております。

【中山委員】配置については、あなたが調べてくれているからわかっているんです。小学校から中学校、全校になぜ配置しないのかと、そういう考え方はないんですか。

【谷口義務教育課人事管理監】スクール・サポート・スタッフにつきましては、文部科学省も、教員の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、教育業務支援員を1校に1名、配置拡充を補助する予算をつけております。

本県としまして、現在のところ令和6年度は145名分の予算を確保しておりますが、次年度につきましてはさらに多くの学校に配置拡充できるように努めてまいりたいと思っております。

【中山委員】ぜひね。文部科学省もそういう形で通達を出している以上は、やはり可能な限り早くやってほしい。

それと、小規模校ほど先生たちが大変なんですよ。ひとつ早期に、全校配置について、文部科学省が通達している方針に従って予算を確保して実施するように要望しておきたいと思いません。

それと、外国語指導助手、ALTは50名で約2億円、週35時間ということでありました。この教育効果などについて、ALTの配置は非常に効果的なものだと考えていますと、こういうふうに言っているんですね、非常に効果的だと。その辺をもう一回、どこがどう効果的なのか、もう少し詳しく説明してほしいということが1つ。

このALTの時間当たりの手当が幾らなのか。そして、この手当以外に住居手当とかボーナスとか、ほかにどういう手当が存在しているのか、併せてお尋ねしたいと思えます。

【田川高校教育課長】 ALTの配置における効果について、お尋ねをいただきました。ALTにつきましては、特に地方に行けば行くほど、英語を使う必要性が感じにくい状況がございますので、英語の学習意欲を高めるといった意味では大変効果のあるものだというふうに考えております。

実際、生徒に毎年アンケートを取っておりますが、「ALTの授業により外国語学習の意欲が高まったか」というアンケートにつきましては、過去3年間とも95%台という高い数字の結果が出ております。

また、学力面に関する、いわゆるエビデンスといったところにつきましては、本県単独では取っておりませんが、文部科学省で英語の運用能力テストの結果を配置校と配置のない学校と比較をいたしまして、リスニングとスピーキングの力が配置校の方が高いという結果も

出ているところでございます。

2点目、手当についてご質問をいただきました。ALTにつきましては年間当たりの手当でございます。週当たりという形のものではございません。また、住居についても、住居費等も負担をしている現状でございます。

【中山委員】 それじゃあ、年間幾らですか。もう少し丁寧に説明しなさいよ。

【田川高校教育課長】 ジェットプログラムによる県雇用のALTにつきましては、1年目が336万円、2年目が360万円、それから3年目が390万円、4年目、5年目に該当するALTが396万円と、いずれも税引き前の金額です。

【中山委員】 そうすると、週に35時間でその程度ですと、かなり高額だなという感じがいたすわけではありますが。

それと、ALTの採用条件と方法、どういう形で採用しているのか。そして学校への配置基準というか方法というか、どういうことでこの人をここにという配置基準というかな。

併せて、ALTについては、50人おれば個人差もあると思いますが、どのような研修をして事業効果を上げているのか、その点についてお尋ねしたいと思えます。

【田川高校教育課長】 選考につきましては、国のジェットプログラムという形になっておりますので、その採用につきましてはジェットプログラムに委任をしているというか、お任せしている状況でございます。

長崎県に配置されるALTをどこに配置するかにつきましては、本人の希望も含めまして総合的にこちらで検討して配置しているところでございます。

また、研修につきましては、配置する前に採用前の研修を、服務等につきまして研修をする

とともに、配置された後もALTの研修を随時行っている状況でございます。

【中山委員】 ALTの配置前に研修ということでありました。その後、長い人は結構おられるけれども、本当に毎年、研修をやっていきますか。研修状況について、詳しく話してくれませんか。

【田川高校教育課長】 ALTにつきましては、毎年度2日間の研修会を実施いたしまして、服務規律とか英語の指導内容について指導をしている状況でございます。

【中山委員】 年に2回、服務規律と指導内容について研修をしているということでありました。

国がジェットプログラムで選んだ人を配置するということでありましたけれども、ALTの資質等について評価ですね。生徒からすれば学習意欲がわいたということでありましたけれども。

これは昭和62年からやっているんですよ、今始めたばかりではなくてね。そうすると、事業効果についてもね。意欲ばかりではなくて、県教育委員会として、この人たちをどのように評価しているのか。私は、個人差があると思うんだけど、やはりある程度評価する必要があると思う。ALTの評価についてはどのように考えていますか。

【田川高校教育課長】 今おっしゃいました効果ということにつきましては、英語力の向上、どの程度、配置による成果が出ているのかといったことにつきましては、先ほど申し上げました生徒の意欲以外の部分で、はかっている指標といったものは持ち合わせていません。

教育には、本物を見せることも必要かと思っております。子どもたちにとっては、特に外国人が身近にいないようなところだと、唯一の外国語、ネイティブの発音で発し、そして会話ができる、また異文化に触れる、そういった効

果は非常に大きいものがあるかと思っております。

また、県立高校では50名配置しておりますが、併任が28名で、効果を見極めながら、費用に対する効果が上がっていくような配置を心がけておりまして、今後、生きた英語に触れる機会をつくっていきながら、ALTの効果が最大限発揮されるよう配慮していきたいというふうに考えております。

【中山委員】 これが始まったのは昭和62年ですよ。それから30年以上たっている。今、インバウンドで3,000万人ぐらいの外国人が来るんですよ。今、長崎市内を歩いて、外国人がおらるところはないですよ。かなり状況が変わってきている。

そうすると、一つの基準とすれば、ALTから学んだ学生が外国人と会話できるようになったとか、買い物に行っておったら外国人と話ができたとか、そういうふうに進んでいって全体的に視野を世界に向けていくという形で、こういうふうになっていくと大変ありがたいと思う。

その辺の見える化というか、効果がなかなか見えてこないんですよ。だから、その辺のわかりやすい効果の出し方を今後考えていかんことには、かなりの費用負担というか、2億円ぐらいの投資をしているわけだから、県民にわかりやすく効果を説明していくことは大変重要だと考えておりますので、ひとつよろしく願いしておきたいと思えます。

まだ時間ありますか。3分しかなかったら、またあとの機会にやらさせていただきます。

【山下委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】 私は、大きく2点質問したいと思います。

まず、高総体の開会式のあり方について質問

いたします。先日、高校関係者のご意見を伺う機会がありました。その時に、「生徒が一堂に集まる開会式は必要だろうか」との意見をいただきました。「翌日から競技という生徒たちを開会式のために集合させ、生徒たちの負担とならないか」というご意見です。学校側としても、人的配置、それから財政負担もあると言われていました。

そこで、高総体の開会式を一堂に会して行うというあり方についてどのような見解をお持ちか、まず教えてください。

【永田体育保健課体育指導監】県の高等学校総合体育大会の総合開会式は、今年度は長崎市で開催いたしました。長崎市、佐世保市、諫早市の3地区で、持ち回りでっております。

総合開会式につきましては、教育活動の一環として、選手団は学校一体となって入場行進を行います。運動部の生徒だけではなく、式典のスタッフとして吹奏楽部、あるいは放送部、マーチング、そういった文化部の生徒も一緒になって、そしてまた公立高等学校、特別支援学校、私立高校、国立学校、本県の高校生、先生方が一体となって作り上げる式典でございます。

委員からありました総合開会式を一堂に会するというご指摘でございますけれども、生徒たちの内面をデータ、数値ではかることは難しいんですけれども、学校の代表として誇りを持って行進を行う態度、あるいは、今年は時和特別支援学校が高総体初参加だったんですが、時和特別支援学校の生徒が入場行進の時には、多くのほかの学校の高校生から拍手をいただいております。

あるいは吹奏楽部も、いろんな学校が一つになって、一体となって作り上げる連帯感、あるいは責任感、あるいは相手を敬う気持ちとか、

人前で発表するという程よい緊張感とか、一堂に会したからこそ生徒が学ぶ機会のあるし、また日頃の教育的な活動の成果の場だと考えております。

一方、近年は気温が上昇しておりますので熱中症の問題、あるいは、委員からご指摘がありましたけれども、翌日から試合に臨む生徒の負担、体調の管理の問題、あるいは長崎、佐世保、諫早と持ち回りで担当となった地区の先生方、式典の生徒の負担、そういったご意見があるのも我々も十分承知をしているところでございます。

この点を含めまして、県の高等学校体育連盟では毎年議論を重ねながら、生徒の負担が少なくなるような形で式典の運営を検討していただいております。

今年度、長崎市のかきどまり陸上競技場で行った開会式については、以前は陸上競技場の横の補助競技場で全校が集まって、そこから入場行進というふうにしていたんですけれども、今年度は、選手団は全部スタンドに集合いたしまして、スタンドから直接入場行進を行う。その入場行進の距離もメインスタンドの一直線だけと。そして、終わったらそのままスタンドに上がって、着座で開会式に参加する。そして今回は、初めての取組だったんですけれども、開会式が終わった後、給水時間を設けるという形で改善をしております。

そしてまた、今年新たな取組ですけれども、開会式に参加をした生徒、あるいは先生方、式典スタッフに協力いただいた先生方、生徒に、この開会式の感想とか意見を求めるアンケートを取っております。今後、このアンケートの意見も踏まえ、そしてまた来年の佐世保、その翌年の諫早、それぞれ会場で状況も変わってまい

りますので、そういう意見を含めながら、引き続きまた高体連と検討して進めていきたいと思っております。ちょっと長くなって申し訳ございません。

【堀江委員】私は、高総体の開会式で一堂に会することにどのような見解をお持ちかという質問をしたんですが、そのことについては教育活動の一環であって、一体となって作り上げる、ここに大きな意味があるという趣旨の答弁がされたかと思っております。

そのうえで、検討状況がどうかという次の質問をしようと思いましたが、気温の上昇とか生徒の負担とか健康管理とか、そういう意見も出ているので毎年の議論をしていると。さらには、今回は開会式の動線まで、こういうふうに違うんだということで、私が質問することも含めて答弁をいただいたというふうに理解をいたします。

一堂に会して高総体の開会式をやるのは、もちろん教育活動の一環として、るる言われたような意味もあるということは当然だと思っております。だからこそ、一堂に会する開会式をされているんだと思っております。ですが、既に把握しておられるように、一堂に会することはどうなのかという疑問があるのも事実です。それは十分把握しているということは答弁で理解をいたしました。

そこで、今後の検討状況を質問しようと思っていて、それも既にいただいているんですけど、アンケート等を取っているということです。

毎年議論を重ねていて、今回、開会式の動線そのものの検討を含めてされたということです。そうしますと、私が最初に出したような意見も踏まえて、今後については毎年議論を重ねているので、さらにそういう議論、多くの意見を踏まえて今後検討していく認識があるという理解

でいいですか。その点を教えてください。

【永田体育保険課体育指導監】今ご質問にあるように、そういった意見を踏まえながら、県の高校総体の総合開会式の今後のあり方について、さらなる検討を進めてまいりたいと思っております。

【堀江委員】もちろんいろんな意見があることは十分承知ですけれども、出された意見ということで、私もこの機会に取り上げさせていただきました。ぜひ、多くの生徒の皆さんもそうですけれども、保護者の皆さん、それから現場に関わる先生方の負担や健康状況を含めて、よりよいものを検討していただきたいと思います。

もう一つは、子ども性暴力防止法について質問したいと思います。これは学事のところでも質問したんですけれども。

通常国会で子ども性暴力防止法が成立をし、教育現場で働く人を採用する際に、雇用主が国に当人の性犯罪歴を照会できるようにする制度が盛り込まれている。私としては、子どもたちを性犯罪から守るために、子どもの安全確保を最優先、適切に運用してほしいと特に思っているので質問させていただくんですが、国会で成立したばかりですけれども、子ども性暴力防止法についての見解があれば教えてほしいと思っております。

【狩野教育次長】子どもたちにとって学校は、学びとか成長の場になるための土台というのは、まず何よりも学校が安全・安心であること、それから、子どもたちから信頼される教職員の存在だろうと思っています。

先ほど教育長から教員の不祥事についての説明がございましたが、教員による子どもらへの性被害は、その本人だけではなくて学校教育全体の信頼を揺るがす問題でありますので、断じ

て許すことはできませんし、あってはならないことだと思っています。これまでも我々は、そういった事案につきましてもは厳しく対応してきたところでございます。

今回、子ども性暴力防止法が成立したことによって、教職員の採用とか任用に当たって犯罪歴、性犯罪歴の前科がある者の雇用を防止できますでしょうし、性犯罪の抑止にもつながっていくものと期待もしております。

今回の法律は、公教育の現場だけではなくて民間にも幅広く、子どもたちから性被害を予防し締め出すということで非常に意義があるものだろうと思っています。

まだスタート地点に立ったところですので、これからいかに子どもたちを性被害から守りきれかが重要だと思っています。2026年度を目途に施行されるということですので、今後また子ども家庭庁を中心に議論が進むと思いますので、国の動向も注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【堀江委員】次長が答弁をしたので、ちょっと驚きましたけれども、見解を示していただき、ありがとうございました。

そこで、性加害防止の現状ですね、大人の性加害から子どもを守るという視点での性加害防止への対応というか、現状がどうなっているかということも、この機会に教えてください。

【岩坪高校教育課人事管理監】現在の対応ということですが、現在は、文部科学省が構築しております、児童生徒に性暴力等を行ったことにより教員免許を失効した者を確認できるデータベースを活用しまして、教職員の採用時に検索をかけて確認を行っているところであります。

また、県立学校におきましては、児童生徒等に対して毎年、ハラスメントに関する調査を行

って実態を把握し、必要に応じて聞き取りや調査を行うなど厳正な対応を行っております。

加えて教職員に対しましては、わいせつ行為防止のための自己分析チェックシートを毎年実施し、教職員自身が自己の内面のリスクに気づき向き合う機会を設けているところでございます。そのほか、各学校で服務規律委員会を組織して、研修等を充実させているところでございます。

【堀江委員】法律は2026年度をめどにということで、先ほど次長が答弁したとおりなんですが、具体的にはこれから、例えば犯罪歴を扱う制度には人権上の配慮が欠かせないので、犯罪歴が確認された場合の措置の具体的な中身とか、解雇が認められる条件とか、おそれがあるかどうかの判断とか、そういう詳細な内容は今後決められていくかと思えます。

そうしますと、子ども性暴力防止法が今国会で成立したことを受けて、教育委員会の中で今後どうなっていくのかは、これからという理解でいいですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】今、委員からありましたように国がガイドラインを作成することですので、県教育委員会としても、そのガイドラインに沿った形で適切に対応したいというふうに思っております。

私たちとしましては、現在の取組を進めながら、生徒の声に耳を傾けて、子どもたちが安心して学校生活を送れるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

【堀江委員】不審な言動があった場合に子どもや保護者が相談しやすい体制の整備は、これまで以上に必要不可欠になると考えています。

そこで、相談しやすい体制の整備状況はどのようになっているのかということも、この機会

に教えていただけますか。

【長池児童生徒支援課長】学校では、子どもが抱える様々な悩みなどにつきましては、月もしくは学期の中で定期的に生活アンケートを実施して、そういった疑いのある児童生徒の把握に努めているところでございます。

もし、性に関する被害、そういった疑いのある児童生徒がおりましたら、配置または派遣されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに早期につなげるための体制をつくっているところでございます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけでなく一般の教職員にも、そういった感覚をより向上させるために、一昨年度前から合同の研修会等を実施しておりまして、その中で子どもの性被害や性の問題行動に関する理解や支援を高める取組を行っているところでございます。

学校としては、関係する子どもや保護者等と連携をしながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家のアセスメントを受けて、関係機関と綿密に連携をした対応をしていくことで今後も努めていきたいというふうに思っております。

【山下委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から委員会を再開し、引き続き教育委員会関係の審査を行います。

午前 1 1時 2 4分 休憩

午後 1時 2 8分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

ほかに質問はありませんか。

【清川委員】私からは1点お尋ねをいたします。学生への学習の場の提供についてお尋ねをいたします。

去る6月23日日曜日に、私用で県庁に登庁した際に、多くの学生、また生徒たちが訪れており、警備員の方にお尋ねしたところ、本日は午前中だけで180名を超す学生が、県庁エントランスを活用して自主学習をされているとのことでした。しかし、スペースが足りず、肩を落としながら帰っていく学生もおられたそうです。

そもそも学校において、土日祝日などで利用できる自由な学習スペースはないのか、また、このような状況を県教委としてどのように把握しているのか、お尋ねいたします。

【田川高校教育課長】学びの場に関するお尋ねをいただきました。

これまで多くの進学校では、皆様ご案内のとおり、高総体が終わった6月ぐらいから受験期まで、学校では土日を開放いたしまして自学の場を提供してまいりました。

ところが、このところの成年年齢の引き下げで、子どもたちに対して、自主性や主体性を育むというような教育の流れに変わってまいりました。また、教師にとっては働き方改革も求められるようになりました。そういった中で、ここ数年、土日の学校解放と呼んでおりますが、そういった状況にも変化が生まれてくるようになりました。

ただ、地域差もございまして、例えばこうした公共の場がある都市部の学校と離島や半島部の学校では違いもございまして、都市部では土日の解放が随分と削減され、むしろ閉鎖する学校の方が多くなってまいりました。ただ、離島・半島の学校ですと、少しずつ縮小しながら学校の中に学びの場を設けている学校もあるといっ

た現状でございます。

【清川委員】 ただいま答弁ありましたように、離島の方においては学校を開放しているところ、あるいは長崎市内におきましては、県庁並びに図書館等々で勉強されているとお聞きしております。生徒たちからですね。

しかし、県庁を、そういった場を大きく広めて使用していただくのは、県を知っていただくうえでも絶好のチャンスだと、そういったスペースをもう少し大きく広めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

【田川高校教育課長】 委員おっしゃいましたように学びの場を確保していくことも、やはり大切なことだろうと思っております。

例えば県北の松浦高校の状況を少しご紹介させていただきますと、学校ではPTAが仲立ちをしまして、地域の協力を得ながら学校の中に学びの場を創設している事例もございます。今年度の生徒の登録者数は27名と聞いておりますが、地域の方々が代わるがわる自習の監督をしながら、生徒たちの受験勉強を応援している好事例もございますので、それぞれ地域地域でどのような形ができるのか、そういった好事例も共有していきながら、子どもたちの学習の支援、環境づくりを考えてまいります。

【清川委員】 この件につきまして担当するのは管財課とお聞きしております。管財課によりますと、いろんな方が県庁に訪れてくることで、なかなか警備体制も難しいというお話も聞いております。

しかしながら、学生たちの姿を見ると、しっかりと机に向き合って頑張っている、そしてまたテーブルを囲んでお互いが勉強している、この姿を目の当たりにした時に、やはり希望をもてる環境づくりも大事ではないかと、そのよう

に直観いたしました。

そしてまた、離島においてはそういった大きな空間、スペースがないものですから、やはり頼るのは学校、校舎に限ってくるのではないかと感じております。働き方改革の中で、先生方も大変だなというふうに感じております。そういうところをしっかりと生徒さんたちも理解していただいて、いずれにしても大きな公共施設をフルに活用して環境づくりに努めていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【田川高校教育課長】 今、委員からご指摘ございましたように、公共の施設とも連携を図りながら、子どもの学びの場の確保に努めてまいりたいと思っております。

【清川委員】 そこをしっかりと取り組んでいただければと思っております。

それともう1点、高校の閉校跡地についてお尋ねをいたします。ご承知のとおり五島の富江高校は、閉校されてもう10数年になるのかな、その跡地に現在、保育園、そして消防署富江支署ができております。あとはそのまま原野の状況で野っ原になっていますので、そういったところの活用方法を教育委員会としてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

【山崎教育環境整備課長】 廃校した県立高校の跡地の活用についてでございますが、富江高校につきましては市に土地を寄贈いたしまして、市の方で管理をしている状況でございます。

【清川委員】 市に移管しているということですね。わかりました。以上で私の質問を終わります。

【山下委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中村(俊)委員】 私からは、質問というよりも1点確認をさせていただきます。午前中の宅島委員からの千々石少年自然の家の今後のあり方につ

いてであります。

通常、県下の市町、あるいは他都市もそうなるでしょうけれども、総務省から公共施設等管理計画の策定要請がきて、その中で、例えば公共施設マネジメント基本計画であったり、アセットマネジメントと呼称される方もいらっしゃるかもしれませんが、それに照らして、のっとなって整合性を図りながら、かつ地域の方々のご意見を聞いて方向性を決めていくという流れなのかなと思っているんですが、県もそのような手順で行われていくのかどうかというところだけ確認をさせてください。

【加藤生涯学習課長】基本的には、県有施設の在り方については、それぞれの建物について、中・長期的な計画のもと、今後どうしていくのかという検討は進めているところでございます。

今お尋ねいただいた内容は、私は十分把握していないところもございますので、そういう立場で住民の方々のお話を聞きながら、今後のあり方を検討しているという状況でございます。

【中村(俊)委員】本来であれば、事前にこの話をしておかなきゃいけなかったんですけども、もし良かったら、後ほどでも構いませんので、私個人に説明に来ていただければ助かります。よろしく願います。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】教職員の採用状況についてお尋ねいたします。令和7年度の志願者が917名と発表がありました。8月にオンライン試験もあるということで、それ以上の方が志願されると思いますが、現段階では初の1,000人割れと、倍率も1.7倍と低下傾向だと承知いたしております。その受験者増への取組がどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

教育委員会でも議論がされていると思います

し、また産業界も人材確保のために奨学金の返済アシスト事業、これは企業版ふるさと納税制度を活用して取り組まれています。こういったところも検討の一つとしていいんじゃないかと思いますが、ご見解を求めます。

【岩坪高校教育課人事管理監】今、委員からご指摘がありました教員採用試験の倍率ですが、先日、一次選考を実施いたしまして、志願者が917名、倍率が1.7倍と、大変厳しい状況であるというふうに考えております。教育の質の維持・向上のためには、やはり志願者数の増加が必須と考えておりますので、教職の魅力の発信や、教員免許所有者に対するさらなる働きかけ等を行っているところです。

また、採用試験についても、選考方法を工夫するとともに、他業種との併願を考えている学生等のニーズに対応するため、さらなる日程の前倒し等についても検討をしているところです。

そのような議論を教育委員会内でしているところですが、今ご指摘がありましたふるさと納税の活用等、そのような様々なアイデアを、教職の魅力化作戦会議の中で有識者から意見を聞いているところですので、様々な意見を参考にしながら、教職の魅力化・アップ、それから採用試験の志願者数増加のために取り組んでいきたいというふうに考えております。

【川崎委員】例示として企業版ふるさと納税を挙げましたが、企業がひいては産業人材をという制度でありますから、教育の世界においてストレートに当てはまるかどうかはわかりませんが、経済的な理由で進学できないところは、大分改善されてきていると思うものの、こういった理由で教育学部に進学できない方がいらっしゃるんだとしたら、希望が持てるように、こういった制度も検討いただければと思います。

人材不足が叫ばれる中、長年の知識、経験を活かしながら現場で頑張っていたらこうと、そういった理由も含めた定年延長制度がスタートしたと思っておりますが、まず、この制度のメリットとデメリットについてお尋ねいたします。【犬塚教育政策課長】公務員の定年延長の制度でございますが、令和5年度から令和14年度までの10年間で、2年ごとに1歳ずつ引き上げていく計画となっております。最終的には65歳定年になるということでございます。

ただいまお尋ねいただきましたメリット、デメリットということでございますが、委員からもお話がありましたが、組織としてのメリットといたしましては、職員を新規採用する場合と比較いたしますと、経験に裏打ちされた能力を持っている職員、確実な職員を使うことができる、その活用がまずメリットと思います。

職員としてのメリットといたしましては、定年を迎えた後の再就職の活動等を行うことなく、今までの経験を持っている、自信のある仕事ができるところがメリットであると思っております。

一方、デメリットでございますが、新陳代謝が一定遅くなるのが一つと、比較的高齢の職員が勤務することになりますので、その職員の健康であったり家庭の状況、例えば親の介護であるとか、配慮しないといけないところがあるかと思っておりますので、そういうところがデメリットではないかと考えております。

【川崎委員】実質令和6年度から、定年延長された方がお仕事をされていると思っておりますが、定年延長された方の数と、そして県教育委員会が想定していた数の差異はどういうふうになっていきますでしょうか。

【犬塚教育政策課長】令和6年度からというこ

とですので、令和5年度末で60歳に達した職員の数が468名ございました。内容といたしましては、教員が449名、事務が19名でございます。

実は毎年、職員には意向調査を10月以降ぐらに行っておりまして、その中で勤務延長、定年が延びるわけですので、そのまま勤務したいかどうかという意味を確認して、327名が勤務をするであろうと見込みを立てておりました。

一方、年度末時点で実際に勤務延長を選択した職員は307名ございました。つまり20名が退職しております。こちらの退職者の増加の主な理由といたしましては、自身の健康不安、あるいは、先ほどもちょっと申し上げました親の介護等の家庭の状況、そういうところであると分析しているところでございます。

なお、想定よりも退職者が多かったことによる令和6年度の欠員につきましては、欠員補充等の代替職員でしっかり対応しているところでございます。

【川崎委員】希望はあったけれども、いよいよ現実的になってくると様々な事情で少し減ったということでありませう。

実質1年ぐらいいかたっていないと思っておりますので、これから続けていくかどうかということは、また今から調査をされると思います。

管理職以外の方について、恐らく業務量が変わらず仕事をなさっていると思っておりますが、確認をさせていただきます。

【谷口義務教育課人事管理監】管理職以外の教員について、業務量の変化があるのかというお尋ねだと思います。

定年延長になっても、教諭や養護教諭等の職務に変わりはありません。学校では様々な校務を職員が分担して行っておりますが、体力面

であるとか経験値、先ほども出ました家庭の事情等も含めて、一人ひとりの資質、能力等を踏まえ、その役割を任されているところでございます。

【川崎委員】ここから推測の域を脱しませんけれども、業務量が変わらない、一方で給料は明確に7割となっています。本当にお子さんのためにというふうなことで長年頑張ってきた、これがモチベーションだと思います。一方では業務量は変わらずに、体力等も落ちながら、給料は下がっていくというところで、気持ちはどうなるかなと少し心配をしているところでございます。

先ほど、教育長説明の中で、教職員個人が働き方改革で教育委員会に直接提案できる制度を設けましたということでありましたが、定年延長者からも直接意見を聞く、あるいは目安箱みたいな制度、そういったものがあるのかお尋ねいたします。

【山下働きがい推進室長】教職員の働き方を推進するに当たり、現場から意見を聞くために、この5月31日に「求ム！改善 e - アイディア」として、直接、誰もが県教育委員会に働き方の提案をできる制度を始めました。

こちらは、退職延長の方も含めて、全ての教職員を対象としているところでございます。

【川崎委員】具体的に何か届いていますか。

【山下働きがい推進室長】まだ、この方が定年延長の方かということまでは分析しておりませんが、6月30日現在で35件の働き方の提案があっっているところでございます。

【川崎委員】ぜひ、中身の主だったものを、後日でもいいのでお知らせいただきたいと思います。

業務が変わらないのに、給料だけ7割と。せ

めて、教育の世界の皆様はお子様のために頑張っておられるんだから、そのままの水準でというふうに思っているわけでありまして、そういった形でモチベーションを何とか維持していただきたいと思うんですが、少しくらい懸念を持っているものですから、ぜひ教育長、ご見解があらわれれば伺いたいと思います。

【前川教育長】教職に限らず、知事部局も含めて、今回この定年延長の制度に入っているところでございます。

私も、教育長に就任しましてから学校現場をいろいろ回らせていただいておりまして、4月以降に回ったところでは、定年延長になった教員、あるいは管理職、校長職をしていて退職されて、今度は一般の教員としてまた勤務している教員と、様々現場では意見交換をさせていただいております。

川崎委員からお話がありましたとおり、それぞれ一人ひとりの教員は、本当に子どもたちと向き合うところに働きがいを感じて、一生懸命に取り組まれています。

そうした中で、給与の面が7割に下がっていくとモチベーションがどうかというところはありますが、私が意見交換した中では、給与は置いておいても、現場にいられることが楽しいと言ってくれる教員が多かったと思っておりますが、まだ始まったばかりの制度で1年でございますので、いろんな考え方の教員もいらっしゃると思います。子どもたちのためにしっかりモチベーションを高めてもらわないといけないと思っておりますので、今の新しいシステムもございまして、定年を延長した教員向けに別途アンケートを取ったりとか、少し丁寧に意向等も調査しながら、しっかりとモチベーションを保って子どもたちのために働いていただけるよう

な取組を行ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】 よろしくをお願いします。

次に、英語学力のことについてお尋ねいたします。

2月定例会でも、英検準2級の取得順位が、本県は43位だったことに関しまして質疑をさせていただきます。ご答弁では、読む、聞く、話す、書くのうち話すことがやや弱いという分析でありまして、一人1台パソコンも活用しながら、今、学力向上に取り組んでいるということでありました。

義務教育課程では、昨年度からBelieve You Can事業、これは3か年の事業ということで、本年度も継続していると思います。その成果について、お伺いをいたします。

【岡野義務教育課長】 今お尋ねのあったBelieve You Can英語発信力強化事業は、昨年度から3年間の取組で、今現在2年目ということになります。

これは、グローバル人材の育成を一番の目的としております。我々としましては、グローバル人材の育成というものを、例えば異文化理解、挑戦心、チャレンジ精神、そして英語の発信力、こういったものの育成と考えておりまして、今からまさにどういう取組がどう功を奏してくるのかということを検証していく段階にあります。一言でいえば、英語科のみならず学校の教育活動全体で子どもたちのグローバル化に向けた力を育成していくと、こういったことを目指した事業でございます。

【川崎委員】 英語を学ぶだけではなく、グローバルな視点でいろいろ検討、学力をつけていく取組は非常に素晴らしいことだというふうに思っております。

そういった中で文部科学省が、教育振興基本

計画に中学校3年生は英検3級、高校3年生は英検準2級相当の学力を持つ生徒の割合をおのの60%にという目標がありまして、この到達の割合についてお尋ねをいたしました。全国平均は、中学校は50%、本県は48.6%、高校生の全国平均はやっぱり50%程度で、本県は45.3%とお知らせをいただきました。こういった状況ですが、全国平均までわずかな差なので、もうちょっと踏ん張れば到達するのかなと思いますが、国が求める60%にはなかなか、まだちょっと開きがあるなと思っています。

こういった中で福井県、そして政令市のさいたま市、ここはかなり突出していると情報としていただいております。とりわけ、さいたま市はどういった取組が奏功しているのか、分析をなさっていますでしょうか、お尋ねいたします。

【岡野義務教育課長】 さいたま市の取組については、大きく3点のことが言えるのかと思っております。

1つ目は、教育課程の特色ある展開です。恐らくこれは文部科学省から認定を受けて、こういう教育課程を組むことが許されているのかなと思います。簡単に言えば、英語に関する指導時間が、ほかの教科に比べて多い、そういうカリキュラムを組んでいるようです。

2つ目は指導体制の部分です。午前中の中山委員とのやり取りの中でもALTのことがありましたけれども、さいたま市のALTの配置は、恐らく大規模校には複数配置を必須としていることもあって、かなり潤沢にALTが配置されているのではないかと考えております。

3点目としましては、市全体で、子どもたち全員に外部の英語の試験、例えば英検であったり、あるいはTOEIC、こういったものを受験するための予算を確保してあることがあるのでは

ないかというふうに我々としては考えているところですよ。

【川崎委員】分析ありがとうございます。指導体制のALTについては、まさしくそうですね。ネイティブな英語を身につけるのであれば、やっぱりふさわしい人材が多くいらっしゃるに越したことはありません。そこが確保できるかどうかも含めて、やはり指導体制は大事なことだというふうに認識をいたしております。

さかのぼりますけど、採用状況、志願状況のところ、令和7年度の高等学校の英語の先生の志願者が15名、採用予定者が14名、倍率が1.1倍、去年は1.8倍。

志願者が少ないのか、募集者が多いのか、そこはお知らせいただきたいんですが、要は、今から指導体制を充実させていかないといけないのに、なかなか志願者が増えていないなど、数字からそういうふうを感じるわけですが、いかがでしょうか。

【岩坪高校教育課人事管理監】高校の英語教員の採用についてですが、採用数は毎年、退職者数等を参考に定めているところでありまして、退職者が多くなっている年代にちょうどかかっているんで採用予定者も多くなっているということです。

必ずしも採用予定者数を全て採るということではなくて、その時々採用試験の状況に合わせて、実際の採用数も定めております。実際に本務者を置けない場合には臨任の教員を置くなどして、教育の質の維持・向上に努めているところであります。

【川崎委員】指導体制は大変重要なので、いろいろ苦勞もされていると思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さいたま市は政令市という特徴でしょうね。

小・中学校も持っている、小・中・高と12年間のスパンで取り組むと耳にいたしておりまして、段階的に小学校でこう、中学校でこう、高校でこうという12年間を見ていく。そこがしっかり連携が取れているところが一つの特徴かなというふうに、私も少し勉強させていただいておりますので、中高一貫校は本県にもありますし、そういったところをぜひ参考にしながら、学力向上に取り組んでいただければと思います。

次に、香りの害、香害のことでお尋ねをいたします。これは化学物質過敏症とあって、においに体が反応して非常に体調を崩すといった症状であります。この理解がなかなか進まないということで、皆さんに周知するために、学校現場での取組がどうなのかということなんですが。

長与町の長与小学校が、学校だよりで香りの害、香害を取り上げていまして、詳細は割愛しますが、「お困りの方は学校にお知らせください」と校長先生が発信をしています。これは非常にすばらしいかと、香害なんて初めて聞く人も多くいらっしゃる中で、こういう通信をお配りするだけでも大分違うのかなと思っています。

こういった取組をぜひお進めいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

【松山体育保健課長】委員ご指摘の、柔軟剤などの香りによって、吐き気や頭痛などの体調不良を訴える事例があるのは、私どもも認識をしているところでございます。

このような状況もございまして、消費者庁をはじめ厚生労働省とか文部科学省など関係省庁が連携をいたしまして、啓発ポスターが作成されているところでございます。

県教育委員会では、文部科学省からの依頼を

受けまして、市町教育委員会、県立学校を通じまして、香りによって困っている人がいることの周知とか啓発を行ったところがございます。

【川崎委員】ぜひ、この長与町の取組を全県下に、文部科学省から通達が出ていると思いますので、ぜひそこを参考に、お取組を加速化していただきたいと要望して終わります。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【山田委員】委員長に許可をいただきまして、お配りをさせていただいております配付資料の件について、質問をさせていただきたいと思っております。

令和6年6月24日に開催された国の文化審議会、文化財分科会の審議、議決を経て、新たに指定すべき文化財について文部科学大臣に答申をする予定となりまして、このたび、県下において24年ぶり、県内3か所目の特別史跡に、佐世保市の福井洞窟が答申をされる予定となっております。この件は、地元はなかなか今、明るいニュースがなかっただけに、地元にとりまして非常に明るいニュースで、よかったなと思っております。

県内に先に2か所、特別史跡に指定されているのが、壱岐の原の辻遺跡と対馬の金田城跡ということであります。

この特別史跡、今回指定をされますと全国で64か所目となります。全国の特別史跡の一覧を見ますと、大阪城だったり、姫路城だったり、金閣寺とか、そうそうたる、名だたる史跡、また世界遺産になっているところも多く含まれている、とても重要なものでありますし、旧石器時代の史跡としては、国内初の特別史跡になる見込みの施設であります。

それで、佐世保市は洞窟の数が全国で一番多い、36か所の洞窟のある市として、佐世保市の

宮島市長も、今回特別史跡に選ばれることを受けて、「洞窟のまち佐世保」ということでしょうかと売り出していきたいと、そのように言われているところであります。

県として、特別史跡に指定をされる予定であります佐世保の福井洞窟に対して、どのような支援を行っていく予定があるのかをお尋ねしたいと思っております。

【岩尾学芸文化課長】県におきましては、これまでも福井洞窟の調査・研究、またはガイダンス施設の整備に関しまして、佐世保市が設置する福井洞窟整備検討委員会に文化庁とともにオブザーバーとして参加し、様々な指導・助言を行うとともに、財政的な支援を行ってまいりました。

引き続き必要な支援を行うとともに、佐世保市で令和5年度に策定をされています福井洞窟保存活用計画に基づきまして、様々な保存・活用の取組を通じて、福井洞窟が地域の振興にさらなる寄与ができますよう、支援してまいりたいと考えております。

【山田委員】佐世保市が求める支援をしていきたいというふうに言われたのかなと思っております。

過去に指定をされた対馬の金田城跡が昭和57年で、原の辻遺跡が平成12年であります。原の辻遺跡はまたちょっと取り扱いが別かもしれませんが、対馬とか壱岐で行ったものと同様、またはそれ以上の支援を行っていただきたいと強くお願いをしたいと思っております。

ここに行かれたことがある方は少ないかもしれませんが、例えば原の辻遺跡や国宝の大浦天主堂みたいに、目で見てその価値がわかるようなものではなくてですね。配付資料を見ていただきますとわかるように、6メートル下に、1万

9,000年前から1万年、旧石器時代からこういった物を使って、文明ができてきた、生活してきたというようなものがあるものでありますが、場所に行くと、小さな祠があって、何とも、どれだけ価値があるものかがなかなかわかりにくい施設であります。

車で5分くらいのところに、吉井地区公民館と併設した、ちょっと小さな福井洞窟ミュージアムができております。しかしながら、現地にガイダンス施設があるわけでもないの、そういったものを整備する必要があるのではないかと考えております。また、駐車場も数台程度ありますが、これが特別史跡になれば不足をす、と考えております。

今回、事前にお尋ねをしましたが、世界遺産の時もそうでありましたが、特別史跡になっても国からいろいろ特別なことはないような話でありました。

今の課長の答弁では、佐世保市が求めていくもの、これからもともにしっかり取り組んでいただくということではあると思いますが、再度しっかりですね。この施設、今回特別史跡になった福井洞窟を、佐世保市とどのような形で取組を強化していくか、そのあたりを再度伺いたいと思います。

【岩尾学芸文化課長】先日、私が福井洞窟を見に行かせていただいた時、最近でございますので、特別史跡に答申されますと報道された後でございます。その時に、福岡県から外国人のご家族が、わざわざ福井洞窟に見学に来られていまして、特別史跡に指定されることは大変大事なことなんだというふうに私も感じたところでございます。

福井洞窟は、平成30年に一応、施設の整備を行っておりまして、トイレとか駐車場も今、比

較的立派なものが建てられております。説明板も日本語と英語の説明がありまして、スマートフォンを使っていただければ4か国語でアナウンスが聞ける整備もされております。

特別史跡に指定されたことで、またいろんな工夫ができるかと思っておりますので、佐世保市とも協議を重ねながら協力していきたいと思っております。

【山田委員】早速行っていただいて、ありがとうございます。

佐世保市は、カジノの関係もあって、県北振興は本当に重要であるという中において、このような明るいニュースがあります。特に佐世保市と連携をして、この施設を活かして地域の活性化にご協力をいただきたいをお願いを申し上げます。

私からも、県立千々石少年自然の家について伺いたいと思っております。午前中の教育長の答弁の中で、国立の諫早の施設の話がされました。今議会は、我々議会に対して、ご意見を伺うという趣旨でありますし、「守る会」ができているようでありますので、そのようなことも理解をしながらお話をしていきたいと思っております。

仮にどうなるかはわからない施設だと思えます。地元としては、聞くところによりますと、当時の町長、森内八五郎氏がほとんど寄附をしてつくった、千々石町にとってはシンボリックな存在である施設と聞いております。山登り、街道歩き、チャレンジ42.195キロの歩きなど様々行われて、令和6年3月までに117万人もの方が利用されている施設ということでもあります。

そこでお尋ねをしますが、午前中の答弁の中で、今、野外学習、泊まりの学習とかが少なくなっているというようなことがあったと思いま

すが、それは教員の働き方改革が要因なのか、
どういった理由で少なくなっているのかをまず
お聞かせいただきたいと思ひます。

【加藤生涯学習課長】児童生徒の自然宿泊体験
につきましては、特に中学校、高等学校におい
て、自然体験という教育活動が縮小していつて
おります。それは、例えばボランティア体験で
あったり、企業体験であったり、ある意味、中
高における体験活動の方向性が変わってきてい
るところでございます。

小学校につきましては、自然体験は重視しな
がら展開されている状況でございます。

【山田委員】夏場とかに時期が集中すると思ひ
ます。そういった時期に、代替施設として国立
の施設をと考えていらっしゃるんだと思ひます
が、現状の諫早青少年自然の家のもともとの受
け入れと、千々石少年自然の家の代替施設とし
て千々石から人が流れるとして、時期によつて
はオーバーフローすることがあるのではないかと
心配しておりますが、その辺はどのように見て
いますか。

【加藤生涯学習課長】例えば令和5年度の状況
といたしまして、千々石少年自然の家を利用し
ている島原半島の児童生徒は、小学生が約800
人、中学生が300人でございます。合わせて約
1,100人という状況でございます。

諫早に関しましては、1日当たり500人の宿泊
者を収容できる施設であるため、この規模の児
童生徒数であれば、受け入れは可能であると試
算をしているところでございます。

また、特に混み合う時期は8月、9月、10月で
ございます。これに関しては当然調整を図りな
がら、学校の利用という形になっていこうかと
思っております。

【山田委員】調整を図ればやっていけないこと

はないようです。

そこでもう1点、これは指定管理になってい
るかと思ひますが、こちらで働いている人員等
を教えていただけますか。

【加藤生涯学習課長】現在、千々石少年自然の
家では7名の職員が勤務しております。正規職
員が4名、嘱託職員が3名でございます。

【山田委員】7名の職員ということでありませ
う。これからのことだと思ひますが、働いてい
る人たちもいますので、そういったことを含め
たところをしっかりと、今、第一弾として我々
議会の声を聞く。そして、おひざ元である雲
仙市議会では存続を求める請願が可決をされ
たと聞いております。守る会の方、そして働
いている方々の声を聞いたうえで、この施設
の在り方について進めていただきたいと思ひ
ております。

私の地元であります佐世保の世知原少年自然
の家も、廃止の予定であったところ、地元の運
動、そして、日帰り施設プラス不登校児の受
け入れをする施設という新しい形でスタートを
する運びとなりました。こういったこともあり
ますので、午前中に地元の委員から意見が出
ていたITとか、新しい時代に応じた、子ども
たちにとって、そして地域にとって必要な
施設になるように、皆様と議論を深めていた
だきたいとお願ひを申し上げ、質問を終わ
ります。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【坂口委員】私から2点お伺ひさせていただきます。
まず1点目、午前中に堀江委員からもご
質問があつていました高総体の開会式につ
いて、私からも伺ひたいと思ひます。

午前中の議論の中で、それぞれいい面、悪い
面、詳しくご説明をいただきましたので、そ
の点は理解ができたところですが、そもそ
も、あいつた形式で開催されている県は、全
国でも

九州でも結構ですが、どのような状況か、まずその点について伺いたいと思います。

【永田体育保健課体育指導監】県高校総体の総合開会式につきましては、九州では佐賀、熊本、大分、沖縄は行われております。日本全国でいきますと、実際に総合開会式を行っていない都道府県もございます。

長崎県は、1回で高総体の予選会を行って、インターハイということになるんですけれども、首都圏などの大きな都道府県では、同じ県の中でも地区に分かれて予選をしてという県もあります。

本県は、8日間で県の高校総体を開催しております。総合開会式を1日目、そして1週間を競技というような形でやっております。現状、九州では大体そういう形でやっております。

【坂口委員】当日は、私たち文教厚生委員会のメンバーもご案内をいただいて、一番真前で、いいところで拝見させていただきまして、行進なども、やっぱり自分の選挙区の高校が出てくると、手を振ったり声を掛けたり、盛り上がるものなんですけれども。

ただ、気づいたら出ていないところもあって、そもそも出ていないのかなと思ったら、パンフレットを見たら、ちゃんと競技には出場されていると、そもそも出ていなかったり、出ていたりといったところがあります。

これは私自身が確認したわけではないんですけど、選手の保護者とか関係者から聞いた話によれば、人数の多い学校とか部活は、補欠の選手を開会式に出場させて、レギュラーは、競技に備えるために出さない。これは本当かどうか確かめていないのでわかりませんが、そういったお話は伺いました。そういった何か不公平な部分もあるのかなというふうに、ちょ

っと思わざるを得ない部分もあるんですけど。

開会式の出場に関する要件といいますか、絶対に出ないといけないのか、出なくてもいいのか、選手が出ないといけないのか、そのあたりを詳しく教えていただければと思います。

【永田体育保健課体育指導監】総合開会式の要件といいますと、午前中にも答弁させていただきましたけれども、長崎、佐世保、諫早の3地区で持ち回りをしております。今年は長崎市で開催されましたので、長崎市で開催される競技の選手は全て総合開会式の入場行進に参加をするというところでもございましたけれども、堀江委員からもご指摘がありましたけど、選手の負担等も考えながら、今年度につきましては、1校最大40名以内で、もちろん大規模校、小規模校、いろいろありますので、学校の実情に合わせて参加するようになっております。

総合開会式の入場行進を絶対にしなければいけないと強制的ではないんですけれども、教育的な意義を含めて、学校教育活動の一環として高体連から各学校にお願いをしているという状況でございます。

【坂口委員】そもそもの意義とか、そういったものもあるでしょうし、私たちも、手を高く振って前だけを見て大きな声で行進する生徒とか思い出したら、やっぱりあった方がいいのかなとも思ってしまいますし、そういう不公平な部分があるのではあれば、ちょっと考えた方がいいのかなと思いますし、私がどうという答えを持ち合わせているわけじゃないんですけれども、午前中の答弁では現場で今から検討をされるということなので、子どもたちも一つの大きな目標として高総体に向けて練習してくるわけがありますので、不公平とか、そういったところが弊害として出てこないようなやり方をぜひ検討

いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続けて2点目ですけれども、金曜日に総務部、私立の方の審査を行いました。説明資料の中で、県内就職率が令和5年度は71.7%、3.9ポイント減少したと説明がありました。一つはコロナが明けたことですが、もう一つは、もともと県内就職割合が高かった商業科、工業科の卒業生が1クラス分ずつ減ったところが要因としてあるということでした。

これに対して、県内就職率が下がるわけですので、どういった対応をしていくのかという質問をさせていただいたんですが、私立の場合は、それぞれの学校の経営がありますから、なかなか県としてどうのというお話は難しいというご答弁でした。

となれば、やっぱり教育庁で私立も見た方がいいんじゃないかという意見がほかの委員から出たりしてありましたし、私立、公立、一体的に考えていかないといけない。特に生徒数が減少している状況においては、ますます一体的に考えていかないといけないんじゃないかなというふうに私は考えておりました。2月定例会の委員会でも少し統廃合について触れさせていただきまして、教育長のご答弁をいただいたところであります。

今般の一般質問で同僚議員が、この統廃合について質問をされました。教育長の答弁によりますと、今後検討をしていきたいと。議事録がまだありませんので、たしか検討していきたいというような趣旨のお答えだったと思います。

私が前回質問させていただいた時は、要約ですけれど、いずれそういう時期も来るかもしれないけれども、まずは公立高校の魅力をもとから取り組んでいきたいという答弁だったと

思うんです。

2月から6月の間で、どういう方針の転換があったのか。質問者によって答えが変わるとか、一般質問と委員会で答えが変わるとかということは多分ないと思いますので、恐らく何らかの方針の転換があったんだろうなと思いますが、その点について伺います。

【前川教育長】 状況といたしましては、15年後には子どもたちの数が、今の子どもたちからおよそ3分の2になってしまうという状況でございます。そうした中で昨年度から高校の魅力化を図っていく事業に着手いたしておりまして、2月の委員会の時は、その事業を始めた1年目の状況でございました。

一方で、高校の再編につきましては別途計画を持っておりまして、直近の計画では学校の再編ではなくクラス数を減少していくということで、なるべく学校は残していこうというのが現計画でございます。

その計画もそろそろ終期が近づいてきておりますので、2月定例会の委員会の後に開催されました定例の教育委員会の中、またその後、私学と公立とで協議会を持っておりまして、私学の理事長、校長との協議会を行いました。その中で、私学の今後の在り方、公立の在り方、生徒数、定員をどうしていくのかという議論も行いました。

そうした議論を行っていく中で、県立高校の魅力化を図っていくというところはしっかり維持していかなければならないところでございますけれども、再編の部分を先送りしていくという時期ではもうないのではないのかという議論を、定例教育委員会、あるいは私学との協議の中で行ってまいりまして、そこにつきましては今回の一般質問のご答弁では、そこで協議を重ねて

きたところも踏まえて、少し一歩前に進めるような答弁をさせていただいたところでございます。

【坂口委員】高等学校改革基本方針と、これの実施計画で統廃合については触れられてきた経緯がありますので、今が9次、次が10次ですかね、それがいつということもまだわからないという前回の答弁でありましたので、次の計画では、そろそろそういったところも出てくるんじゃないかなというふうに理解しましたので、先に進んでいるということがわかりました。理解できましたので、ありがとうございます。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【中村(泰)委員】私からは、都市部の県立高校の普通科の経費と、先ほどございました県立高校の統廃合につきましてお尋ねをいたします。

まずは都市部の普通科の県立高校の経費についてです。先日、私立学校の経営者の方と議論をする機会をいただきまして、私立学校の経営が年々厳しくなっているという実情を伺いました。私立の高等学校におきましては、人口減少に伴う生徒数の減、また、N校やS校という通信制に通う生徒たちが近年増えてきていることございまして、生徒数の確保に非常に苦勞をしているということございまして。そういった中でなかなか人が集まらないことで、結果的に人件費の捻出に相当苦勞をしているというお話を伺ったところでございます。

そこで、公立と私立の状況を確認させていただきたいと思っております。公立と私立の経費を見たいんですけども、同じ土俵で確認をさせていただきたいと思っております。都市部の、特に長崎市、佐世保市の普通科の公立高校、生徒一人当たりにかかる経費についてお尋ねをいたします。

【犬塚教育政策課長】長崎地区、佐世保地区の

県立高校の経費というお尋ねでございます。

長崎地区の5校ですと、長崎市内4校プラス1で東、西、南、北、北陽台の5校、そして佐世保市で北、南、西と3校ございますので、この8校の合計で経費として支出している部分を単純に計算しますと、長崎地区が5校で33億9,200万円程度、佐世保の3校で19億500万円程度でございますので、合わせて8校で52億9,800万円程度、令和5年度の支出でそのような状況でございます。生徒一人当たりというお尋ねでございますので、生徒数5,918で除いたしますと、一人当たりが89万5,167円と試算をしているところでございます。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。事前に算出していただきたいをお願いをしまして、大変な作業だったと思います。ご協力いただきまして本当にありがとうございます。

総務部の学事振興課にも、同じく長崎市の私立高校6校、また佐世保市の私立高校3校、主に普通科でございますが、こちらの生徒一人当たりの経費を確認いたしましたところ、私立9校につきましては111万4,670円という結果でございます。これは令和5年度の結果でございます。公立と私立を比べまして、公立の方が、経費全体で見た時に2割少ないという結果でございます。

続きまして、この経費の中で人件費がどれだけ占めているのかということをお尋ねしたいと思っております。県立高校の生徒一人当たりの人件費につきましてお尋ねをいたします。

【犬塚教育政策課長】先ほど申し上げました長崎5校、佐世保3校の8校につきまして、令和5年度の支出額を計算いたしますと、報酬給料、退職手当を含む職員手当、その他共済費が人件費となりますが、この合計が38億7,800万円とな

りますので、5,918で除しますと、一人当たりが65万5,277円となります。

【中村(泰)委員】私立学校も、長崎の6校、佐世保の3校で、生徒一人当たりの人件費が73万3,051円という結果でございました。こちらも公立の方が、私立と比べて1割少ないという結果でございます。

公立の長崎5校、佐世保3校、そして私立は長崎6校、佐世保3校と、主に都市部の基本的には普通科を有する学校の比較をいたしましたところ、どちらも経費全体、また人件費を見ましても、公立高校の方が少ないという結果です。経費につきましては、公立が2割少ない、人件費については1割少ないという状況でございました。

この結果を私、事前にいただきまして、考えました。まずは公立学校は、県職員の皆様のご努力もあって、私立に負けない経営をなさっているとわかったこと、また私立学校は、なかなか生徒が集まらない、充足率が上がらない状況下、特に人件費が非常にかかってしまっていると。

そして、施設維持に関する費用も見せていただきました。他校との競争が私立学校では激化しておりますので、施設にお金をかけなければならない状況にあることが分析として得られたと私は感じております。

そこで、今の比較を踏まえまして、次は都市部の統廃合に関して伺いをいたします。長崎市や佐世保市など都市部の県立の進学校で、過去の傾向を確認いたしました。昨今の自然減の状況において、生徒数が年々減ってきております。よって、はっきりと倍率が徐々に下がってきている状況でございます。中には、進学校でありながら倍率が1倍を切る年も見受けられま

す。こうなってくると、進学校としての質の低下が課題であると思います。極端な話、勉強しなくても入ってしまうという状況に今ございませぬ。

一方、都市部の私立学校は、根本的に生徒がなかなか流れにくい状況の中で懸命に経営努力をされていると、また、特色のある教育を展開されていますけれども、私立は県立に比べて家庭の費用負担が大きいという側面は否めません。しかしながら、県全体の教育の底上げのためには、今後は私立高校の力も借りていく必要があると私は考えております。

そこでお尋ねをいたします。都市部の県立の進学校の統廃合を考える時期に来ていると私は思いますが、県の認識をお尋ねいたします。

【前川教育長】先ほど、坂口委員のご質問にもご答弁いたしましたけれども、県下全体の県立高校の再編をどうしていくのかというのも、やはりしっかり検討していく時期になってきたものと考えております。その中で、私学の理事長、あるいは校長とも、そういった議論を今後行っていこうという話をしております。

実は私学の方からも、私学の学校現場を視察に来てくれないかというお話もいただいております。今まで公立と私学の場合は生徒の数を、定数を公立が7、私学が3ということですとルールがなされて、そこをどう守っていくのかという議論を中心に行ってきたんですけれども、今の時点はもうそういう場合ではなからうという話もしておりますね。

公立の場合は、県内就職率を高めていくために、例えば今の専門高校、工業高校や商業高校、農業高校の生徒数と普通高校の生徒数と同じ数で再編、あるいは縮小していくのか、あるいは専門高校の視野を少し高めていく議論もあって

いいのではないかと私自身は思っております。

そういったところも含めて、今後の10年後、15年後に子どもたちにどのような学びの環境を提供していくのかというところをしっかりと念頭に置きながら、私の任期が、さきの議会で今年の4月から3年間といただきましたので、その3年間の任期の中で少し方向性が見出せればと思っております、しっかり検討を進めてまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】進学校に関わらず、専門性の高い高校に関してもご答弁をいただいたかと思っております。私立学校との連携をより深めていただいているといったこともご答弁の中にあっただかと思っております。今の人口減少の中で、公立・私立というのは正直ありますけれども、私立学校と一緒にあって、この状況を乗り越えていくことが非常に大事だと私は思いますし、ぜひとも教育長、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、続きまして、こちらは先ほどもございましたけれども、県の第三期高等学校改革基本方針では、今後も引き続き中学校卒業生数の減少が見込まれることから、統廃合を含む再編整備については、教育水準の維持・向上の観点なども考慮しながら検討を進める必要があるとされています。

こうした基本方針の趣旨も踏まえて、都市部にある進学校などの高校においても統廃合について、できるだけ早い時期に示す必要があると考えております。

先ほど、踏まえてご答弁あったかと思っておりますが、スケジュールを含めて、今後の対応を改めてお尋ねしたいと思っております。

【前川教育長】方向性としましては、できるだけ早くお示しできればと思っております。具体的に再編を、どこの地域を何校にしていくとい

うのは少し先の話になるかと思っておりますけれども、その前提に、現時点ではなるべく再編、統廃合をせずに、学校は残してクラス数を縮小していくという方向性を出しておりますので、そこを継続するのか、もう実際に学校の再編まで踏み込まないといけないんじゃないかという方向性を出したうえで、そのうえで検討をしないといけないと思っております。

いずれにしても、繰り返しになりますけれども、子どもの数が3分の2になることがほぼ見えている状況の中で、現状のままの体制を維持していくことは、結果的に子どもの学びのためにプラスになる方向ではないと思っておりますので、そこはしっかり議論をさせていただきたいと思っております。

【中村(泰)委員】現状を維持することが子どもにとってプラスとは限らないとおっしゃっていただきましたし、スケジュールに関しては、できるだけ早い時期にとはっきりとおっしゃっていただいております。

ただ、言うまでもない話ですが、再編整備、統廃合は、高校の周辺の地域の方々、また保護者や生徒に対して非常に大きな影響を与えるセンシティブな問題であると思っております。しかしながら、腫物に触らないというようなことではなくてですね。10年先、15年先というお話がございました。そういったことを見据えて、本当に過渡期なんだと思っております。となればやはり、繰り返しですけれども、できるだけ早い時期に公表をしていただくことが望ましいと思っておりますので、ぜひともそういった姿勢で取り組んでいただければと思っております。

関連して最後に、教育費は県予算の約2割を占めております。人口減少の中、私立学校とも連携をして、合理的また効率的に事業を進めて

いくことが極めて重要であると私は考えております。

統廃合、また再編を進めていく中で、予算的なメリット、また人のメリットがあるかと思えます。そういった得られたリソースを今後どのような形で展開ができるのか、最後にお知らせいただければと思います。

【田川高校教育課長】今、再編のメリットということでご質問をいただきました。私から、予算的なところはとりあえず置いておきまして、教育的なメリットについてお答えをしたいと思います。

現在、皆様ご承知のとおり、学校の規模が少しずつ縮小していきまして、様々な教育活動に支障が出てきております。再編整備を行っていく中で、規模を少し大きくしていくことにおけるメリットとしましては、例えば学校行事が大々的に行える、そして子どもたちが主体的に少し規模の大きい学校行事を組み立てて考えていくことができる、あるいは部活動の数をたくさん準備することができる、子どもたちのやりたい部活動ができると、そういったメリットもございましょうし、また、学びそのもののメリットといたしましては、教員の数も多くなってまいりますので、専門の教師をそろえることによって、子どもたちが学びたい選択肢をたくさん用意することもできると、そういったメリットもあるというふうに考えております。

ですので、先ほど教育長が話しましたように、計画的な中でどのような教育環境を整えていけば子どもたちに学びのメリットがあるのか、そういったところも十分検討しながら、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

【中村(泰)委員】引き続き、どうかよろしくお願いたします。以上です。

【山下委員長】2巡目、どなたかいらっしゃいますか。

【中山委員】令和7年度長崎県公立学校採用試験について、先ほど川崎委員からも少しありましたけれども。

まず1点は、一次試験の実施が3～4週間早い時期、6月16日にやったということでありました。私に言わせれば、この程度で効果が著しく出るとは、ちょっと考えにくい。なんでもっと前倒しで計画できなかったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

【岩坪高校教育課人事管理監】採用試験の一次選考については、今年度は6月16日に実施をしたところですが、これは、従来から九州で実施日をそろえてやろうということがありまして、それにのっとり、昨年度は7月だったものを前倒しして6月にしたということでございます。

ただ、今、国の方では、さらに前倒しが必要なのではないかということであるんな議論が行われているところでして、来年度については5月に実施することが適当ではないかということで標準日が示されております。

本県も実際に今年度は6月に実施をしまして、志願者自体は減っている状況も踏まえ、5月実施についても検討していきたいというふうに考えております。

【中山委員】国がそういう方針を出したと聞いていましたので、ぜひ、5月実施に向けて取り組んでほしいと申し上げておきたいと思っております。

次に、離島教育特別採用選考について。離島勤務を連続10年としていたところを、通算10年勤務に変更するというものであります。この理由と、これまで離島教育特別枠で採用した教職員の働きぶり、どういう評価をしているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

【谷口義務教育課人事管理監】離島教育特別採用選考について、今回の採用試験の要項から、連続10年というところを通算10年と変更をさせていただきます。

これは、特に大学からの受験者等の意見を踏まえて、新採から連続して10年、離島に勤務することへの不安があるということで、通算10年にすることで、離島にも勤務できるし、途中で本土部に戻って研修を重ねて、そして身につけたスキルをもって、また離島に勤めることができる、そういった柔軟な勤め方ができるようにということで変更をしたものであります。

【中山委員】変更理由は一定わからないじゃないんですけども、提案者としては、離島出身である人、離島の教育に情熱を持っている人、その人が離島に住んで家庭をつくって、子どもをつくって、そこで教育に取り組んでいただきたいという思いがあってこれを提案したんです。私の提案からすれば少し後退していますので。

これだけ離島に若い者が少なくなっていくわけでありまして、教職員自体も離島では1,000人以上働いていると思うんです。そういう意味からしまして、情熱をもって離島に住んで、そこで教育を、一生通すんだと、そういう思いの人をぜひ、この試験で採用してほしいという気持ちがあったわけでありまして。これに向けて離島の魅力アップについても、ぜひ併せてPR方をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、臨時的任用等教職員の中で特に優秀と認められた者に対して一次試験の全てを免除すると、これは確かにいいことだと思いますので、どんどんやってほしいと思っております。

そこで、「特に優秀と認めた」ということですけど、これは誰がそういうふうに認めるのか、それと、令和7年度にこの枠を適用した人が何

人いるのか、教えていただきたいと思っております。

【谷口義務教育課人事管理監】臨時的任用等教職員の一次全免除につきましては、評価者は基本的に学校長ということになります。その学校長の評価を受けまして、市町の学校は市町が学校の設置者でありますので、市町の教育委員会が、校長の評価を受けて再度評価すると、その結果が大変優れた者を一次の免除としております。

【山下委員長】数字がわかりますか。

【谷口義務教育課人事管理監】しばらくお待ちください。

【山下委員長】 暫時休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時46分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【中山委員】人事管理監、ぜひ数字を覚えておいて、大きな声で、ぜひこういうのは大いに活用してくださいよ。ということを申し上げておきます。

次に、出願者は小学校、中学校合計で倍率1.7倍ということでありました。ちなみに小学校は何倍になりますか。

【谷口義務教育課人事管理監】小学校は1.2倍になります。

【中山委員】小学校の教職員の出願者が少ない要因を私なりに調べたんですけども、最近の女性は、学校の先生に魅力を感じるよりは、都会の一流の企業に就職した方がキャリア形成になると、そういう意向があって女性の応募者が減ったんじゃないかという意見、調査があるわけよ。長崎県はそういう傾向は出ていませんか。

【谷口義務教育課人事管理監】義務教育でいきますと、小学校、中学校でも男性よりも女性の

割合が多くなっております。受験者数も女性の方が多くなっております。

【中山委員】それはよく調べんばいかなですよ。もともと女性が60%か70%くらいおったんですよ。最近では減っておるとじゃないか、50%くらいに。違いますか。

【谷口義務教育課人事管理監】中学校につきましては、大体5割程度です。小学校につきましては、おっしゃるように以前は7割程度ありましたけれども、今は6割程度まで下がってきています。

【中山委員】そういうふうには正確に答えんばいかなですよ。長崎の問題として、若い女性が都会に出ていくから、そのための対策を打とうじゃないかとやっているわけだから、今回は特に「教職の魅力化作戦会議」やったかね、女性に残ってもらうために、もう一つね。産休などもどんどん取れるわけだから、長崎においてもらうために、ひとつぜひ女性にスポットを当てて、受験者が増えるように取り組むことを要望しておきます。

それともう一つ、ちょっと気になるのは、「長崎県の教員として強い使命感と情熱あふれる人材の確保に努めてまいります」と。まさにこのとおりだと思うんですけども、使命感の強いとか、情熱にあふれというのは、私は古いかもしれんけれども、「東洋の魔女」の大松さんと女子バレー選手、ああいうイメージがするわけでございます。

令和6年の段階で、この強い使命感とか情熱にあふれる人材とはどういう人か、よくわからないですよ。どういう人なのか、少し具体的にというのはなかなか難しいかもしれんけれども、わかりやすく説明してくれませんか。

【岩坪高校教育課人事管理監】情熱あふれる人

材については、教員採用試験でも二次試験の面接等で評価をしているところです。

基本的には、子どもに対して教えたいという意欲の強い方、それからそれぞれの校種の専門性が高い方、また、子どもに寄り添って成長を助けたいという意思をしっかりと持った方、そういう人を採用していきたいと考えております。

【中山委員】言葉で言うのはなかなか難しいかもしれないけれども、もうすこしわかりやすく、私の胸に響くような言葉を使ってほしいと思いますよ。

それで、なぜ私が言ったかということ、私が知っている、使命感が強い情熱にあふれる教職員は、どうしても2~3年したら壁に当たるんですよ。校長先生との関係で、よく理解してくれる校長先生はいいんだけど、逆に、校長先生自体の壁に当たって、燃え尽き症候群になる人を何人も私は知っています。

そういう意味からしまして、採用するのもそうだけれども、採用してから強い使命感と情熱を持ち続けて最後までやれるようなシステムが、少し現状では足りないのかなという気がするわけでありまして。ぜひ燃え尽き症候群をつくらないように、ひとつ組織的にも対応してほしいと思います。

最後に、決意を話してくれますか。

【岩坪高校教育課人事管理監】採用された教員は、経験が不足している面もあって、いろんな壁にぶち当たってしまうことはあると思います。

その中で私たちとしまして、研修を充実させる、校長や教頭といった管理職との面談を充実させる、また、先輩教員と切磋琢磨しながらスキルを磨いていく、そのような学校のあり方ということを進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】最後に、今、人事管理監から答弁いただきましたけれども、人事管理監の強い使命感と情熱にあふれるような今後の答弁を期待しておきますので、よろしく願いいたします。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【鵜瀬副委員長】副委員長でありながら質問させていただきます。小学校の規模と教職員の普通学級の配置基準と複式学級の学級編成基準、そして普通学級のみ为学校から複式学級ができた場合の1校当たりの全教職員の人数の増減について、お尋ねをいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】小学校における通常学級の学級編成基準は、小学校は1年生が30人、2年生から6年生までが35人となっております。

児童の数が少人数になりますと、これが複式学級ということになりますが、その基準につきましては、1年生を含む2つの学年で編成する基準が8人、そして1年生を含まない2つの学年で編成する基準が16人となっております。

小学校の場合、1学年1学級の6学級以上の学校では、学級数分の教諭と専科教諭が、規模に応じて1以上配置されますので、6学級の場合だと担任が6人、専科が1となりますので、7名の教諭が配置されます。

例えば1・2年生が複式学級、そして3年生以上が単式学級になりますと、学級数が5学級になります。そうなりますと教諭が5名の配置となりますが、5学級以下は専科教諭の配置がございませんので、6学級から5学級になった場合は、定数が2減少することになります。

【鵜瀬副委員長】ただいま、通常学級において複式学級ができた場合には、担任と専科、教務主任の教職員が2人減るとご報告がありました。

これまで学校の教育計画の立案、実施、時間

割の総合的調整、また教科書、教材の取扱い等業務に関する事項については、教職員間の連携や調整、そして関係教職員に対する指導を助言しなければならない教務主任の教職員が不在となりまして、その仕事をほかの教員が対応せねばなりません。その業務負担が増えることとなります。つまり、教職員の人数が減少することによりまして、円滑な学校運営にも様々な負担が増えているのではと心配をしております。

現在、県教育委員会におきましては、教員のなり手不足解消プロジェクトの一環として、5月18日の教育委員会概要資料によりまして、小・中学校を対象に初任者複数配置校への教員業務支援員の配置市町に対し、初任者を複数名配置する学校への教員業務支援員の配置を支援されています。午前中に中山委員からご指摘があったように、働き方改革のうえからも、やはり小規模学校へも教員業務支援員配置支援をすべきと考えます。

学校に配置する会計年度任用職員の状況について、午前中にご説明がありました。資料によりまして、現在の配置は126人、説明によりまして、令和6年度には145人配置予定と伺いました。将来的には、予算もあるので県下全小・中学校へ配置予定とのことでありましたが、本年度残り19人の配置予定はどのような計画か、お伺いをいたします。また、配置する教員業務支援員の資格は必要か、再度お尋ねをいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】小学校で複式学級になった場合は、6学級から5学級で定数が2減になります。学級担任をしながら教務主任の役割を担う教諭も出てきますし、職員が少なくなる分、一人ひとりが受け持つ業務も増えてくるのが想定されております。

そのことから、複式学級のある学校には、現

在、複式支援等非常勤講師とか、または再任用短時間教諭等をプラスして配置し、指導体制の充実を図っているところであります。

スクール・サポート・スタッフ、教員業務支援員につきましては、特に教員の資格等は必要ございませんので、学校の業務に関わりたい方であれば誰でも応募することができるわけですが、令和6年度の配置状況は、145名分を11市町に配置予算を確保していることは午前中に申し上げたところです。

今後につきましては、教員業務支援員を1校に1名と配置拡充を補助する予算を文部科学省がつけておりますので、県教委としましても、各市町の要望に応えられるよう配置拡充に努めてまいりたいと思っております。

今年度は、プラスになった分につきましては11市町の要望に応じて変わってきておりますので、どこに何名というのはなかなか申し上げづらいところがありますが、配置拡充をする予定であることを申し添えておきます。

【鵜瀬副委員長】今後、市町の要望に合わせて145名、残り19名を追加する予定ということでありました。

それはいいんですけど、今言われるように、やはり小規模校の教員の仕事負担がかなりあるものと思います。複式学級、そして特別支援学級もできた場合は、それぞれ非常勤がありまして、それぞれの事業効果については、要は勉強を主に、あとは生活指導等をされていくわけですが、スクール・サポート・スタッフはあくまでも教員の授業準備や単純作業、行事等の教員の仕事をサポートするというので、全然事業効果としても色が違いますね、色というか、内容が。だから、小規模校の先生はあらゆることを複合的にしないといけない、そしてそ

の仕事範囲も複合的になって負担が増えると。

先ほど来から教職員の採用試験の話がありました。やはり大規模校の方が負担は少なく、それぞれの先生もいらっしゃいますのでそういった形でできるんですが、小規模校になりますと何もかもしないといけないということです。

できれば、予算があるのであれば、そういった市町に話して、小学校の複式学級があるところとかないところとかは把握されているでしょうから、十分そこは地元の市町と協議をいただきまして、ぜひ配置を早期にさせていただきと、引き続き複式学級、そして特別支援員の非常勤講師につきましては支援をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じように教員のなり手不足解消プロジェクトの一環で、コミュニティ・スクールにおける地域や保護者との連携による取組が、教職員のどのような働き方改革の推進になるのか、現状と今後の取組について教えてください。

【岡野義務教育課長】今、お話のあったコミュニティ・スクールを活用した学校の働き方改革ということで、まず今年度は、モデル校を県内2地域に3校を指定しております。このモデル校で、それぞれ学校運営協議会の中で教職員の働き方改革を話し合いの一つのテーマとすることをお願いしているところです。

ご案内のとおり学校にとっては、地域とともにある学校というのはとても大事なことですし、一方、地域にとっては学校を核とした地域づくりも大事なことだと思います。ただ、お互いにお願ひしたいことをたくさん増やしていくと、お互いに疲弊してしまうと。持続可能にいい関係をつくっていくためには、やることを少し絞って、力をそのことに集中して、持続可能なお互いの関係づくりをしなければならぬという

ことで、このコミュニティ・スクールを活用した働き方改革というもののモデルを何か一つつくっていただきたいと、モデル校に今、お願いをしているところです。

もう1点は、県内の全ての市町のコミュニティ・スクールの担当者を集めて、全国で働き方改革を一つのテーマとしてやっている取組を、みんなで勉強しに行こうと思っています。そういう形でたくさん学び合いをしながら、コミュニティ・スクールを活用して働き方改革を進めていけないか、検討を進めてまいりたいと思っています。

【鵜瀬副委員長】今、教育でされている学校、そしてPTA、地域、家庭が一体となった取組、こどもまんなか政策ということで、特にコミュニティ・スクールについては、壱岐においては、ほぼ全学校で設置されておりまして、運営協議会の中で、地域との取組をどう関わらせていくかということ今、精力的にされております。

今言われたように、精力的にし過ぎると、教職員、そして地域も含めた負担が増えるので、あれもこれもじゃなくて、あれかこれかを話し合い、そして研修を受けたうえで絞っていく、こどもまんなか施策を推進していくためには、取捨選択をしていくということよろしいんですかね。

【岡野義務教育課長】おっしゃるとおりです。まさに地域と学校が、将来にわたって残していくものをしっかりと考えて、そのことに力をしっかりと入れていくことによって、最終的には子どもたちのよりよい成長につながっていくという考えを持っております。

【鵜瀬副委員長】それぞれの部門、部門において過度な負担にならないように、今後、研修を通して充実したコミュニティ・スクールになる

ことを要望しておきます。

次に、今年度、教職員の働き方改革を推進するために働きがい推進室を新設されております。5月12日に、教職員の魅力化作戦会議を開催されており、報告では様々なご意見が出ているようでございます。

私がこれまでずっとお話をしているような、離島を含めた小規模校の現状につきましても十分テーマを取り上げていただきましてぜひ協議をしていただきたいと思いますが、今後の進め方についてお伺いをいたします。

【山下働きがい推進室長】教職の魅力化作戦会議におきましては、その委員である民間や有識者の方、またPTAの代表者の方々から様々な意見をいただいております。

その中で、学校と一言で言いましても校種によっても違いますし、地域によっても実情が違うという意見もいただいておりますので、あらゆる人たちが働きやすくなるようなことを、意見をいただきながら考えてまいりたいと思っております。

【鵜瀬副委員長】ぜひ、県下どこにいても関係なく、教職員の方が平等に、そして生きがいの持てるような仕事ができるための会議なので、あらゆる意見を取り込んでいただきまして、よりよい、働きがいある推進室になることを切に希望いたしまして、私の質問を終わります。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時 6分 休憩

午後 3時 6分 再開

【山下委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

午後 3時 7分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年7月2日

自 午前 9時58分
至 午後 3時21分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 山下 博史 君
副委員長（副会長） 鷓瀬 和博 君
委 員 中山 功 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 宅島 寿一 君
" 中村 泰輔 君
" 坂口 慎一 君
" 清川 久義 君
" 中村 俊介 君
" 畑島 晃貴 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

山口 初實 君
深堀ひろし 君
堤 典子 君
饗庭 敦子 君
白川 鮎美 君

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 新田 惇一 君
福祉保健部次長 岩崎 次人 君
福祉保健部次長 尾崎 正英 君

福祉保健課長 安藝雄一郎 君
福祉保健課企画監
(地域福祉・計画担当) 野田 希 君
地域保健推進課長 長谷川麻衣子 君
監査指導課長 松尾 実 君
医療政策課長 猪股慎太郎 君
医療人材対策室
課長補佐 城下 竹伸 君
薬務行政室長 斉宮 広知 君
国保・健康増進課長 江口 信 君
国保・健康増進課企画監
(健康づくり担当) 鶴田小百合 君
長寿社会課長 中村 直輝 君
長寿社会課企画監
(地域包括ケア担当) 山田 薫 君
障害福祉課長 里 隆介 君
障害福祉課企画監
(精神保健福祉担当) 町田 裕央 君
原爆被爆者援護課長 林田 直浩 君

こども政策局長 浦 亮治 君
こども未来課長 黒島 孝子 君
こども未来課企画監 村崎 佳代 君
こども家庭課長 川村 喜実 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開議

【山下委員長】 皆さん、おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。

なお、医療人材対策室の坂本室長から、本委員会を欠席し、城下課長補佐を代理出席させる旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった

新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【新田福祉保健部長】福祉保健部長の新田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、5月の政府施策要望項目審査に出席しておりませんでした福祉保健部の新任幹部職員をご紹介させていただきたいと存じます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山下委員長】それでは、これより審査に入ります。

【山下分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に関わる報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案についてご説明をいたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第73号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第13号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の3件であります。

初めに、第73号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で2億9,707万

4,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で4億8,076万円の増となっております。

なお、各項目につきましては、記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明をいたします。

（感染症対策事業運営費について）

新興感染症の発生に備え、県と医療措置協定を締結する医療機関を対象に、感染症に対応するための施設・設備の整備を支援するための経費として、2億3,214万2,000円の増を計上しております。

（新型コロナウイルス流行下における介護サービス提供体制確保事業費について）

令和5年度において、新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス事業所・施設等が継続してサービスを提供するため、施設内療養や衛生用品の購入等の支援に要した経費として2億284万5,000円の増を計上いたしております。

（障害者就労施設の生産設備導入モデル事業費について）

障害者の工賃向上に資するため、障害者就労施設の生産設備導入の支援に要する経費として、4,577万3,000円の増を計上いたしております。

次に、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分につきましては、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただき、令和5年度予算の補正を令和6年3月29日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で32億5,870万1,000円の減。歳出予算は、福祉保健部合計で

38億6,068万円の減となっております。

なお、各項目につきましては、4ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、宿泊療養施設確保事業費の実績減による公衆衛生費の減であります。

次に、報告第13号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに37億156万4,000円の減となっております。これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、こども政策局長より予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】おはようございます。

こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 こども政策局」の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第73号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」の3件であります。

第73号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに6,034万2,000円の増となっております。各科目については記載のとおりであります。

補正予算の内容についてご説明いたします。
（長崎県安心こども基金事業費について）

長崎県安心こども基金を活用した保育所の施設整備に対する市町への補助に要する経費として6,034万2,000円の増を計上いたしております。

次に、3ページをご覧ください。

報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分につきましては、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、令和5年度予算の補正を令和6年3月29日付で専決処分させていただいたものであり、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で1億6,257万1,000円の減、歳出予算は、こども政策局合計で4億101万9,000円の減となっております。

なお、各科目については、3ページ及び4ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定によります国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、子育て支援新制度関係対策費の実績減等による児童福祉費の減であります。

次に、4ページをご覧ください。

報告第3号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに88万8,000円の減となっております。これは母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、地域保健推進課長より補足説明を求めます。

【長谷川地域保健推進課長】6月補正予算に計上しております感染症対策事業運営費について、補足してご説明をいたします。

補足資料の感染症対策事業運営費をご覧ください。

本事業は、新興感染症の発生に備え、新型コロナウイルス感染症対応での最大規模と同程度の医療提供体制を整備するため、県と感染症法に基づく医療措置協定を締結する医療機関を対象に、感染症に対応するための施設・設備の整備を支援するものです。

具体的な内容につきましては、まず、個室病室整備への支援のため1億3,740万4,000円を、次に、多床室の個室化やゾーニングのための扉の設置に係る支援のため2,376万3,000円を、最後に、病床確保に係る検査機器や陰圧装置等の設備整備の支援のため、7,097万5,000円を計上しております。

以上で感染症対策事業運営費についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】長寿社会課から、新型コロナウイルス流行下における介護サービス提供体制確保事業費についてご説明いたします。

先ほどの資料の右側になりますけれども、6月補正予算が2億284万5,000円でございます。これは令和3年度から継続しておりますコロナウイルス感染者等が発生した介護サービス事業

所、施設等に対して、継続してサービスが提供できるよう、施設内療養や衛生用品の購入等に要する経費を支援するものでありまして、事業自体は令和5年度限りで終了させていただいております。

今回補正の目的は、四角内に「 」印で令和5年度からの繰越額1億2,300万円とありますけれども、令和4年度の実績に基づいて1月から3月分の発生見込みを推計しておりましたが、予想外の感染の拡大がございまして、この1億2,300万円では不足するということで補正をさせていただくものでございます。

2番の事業内容に記載のとおり、対象期間は、令和5年度の令和6年1月から3月分に限っております。

内容については、人件費、職場環境復旧経費、それから施設内療養の経費という形で、事業内容は変わりございません。

また、大きな3番に記載のとおり、過去の実績は、ご覧のとおりとなっております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【里障害福祉課長】障害福祉課から、障害者就労施設の生産設備導入モデル事業費につきましてご説明させていただきます。

本事業は、障害者の工賃向上に資する効果的な取組を行うため、障害者就労施設が行う生産設備の導入支援をモデル事業として実施するための経費として4,577万3,000円を計上しております。

本事業の対象者は、中核市を除く就労継続支援A型やB型の障害者就労施設であり、対象経費は厨房設備や食品製造設備等の生産設備の導入

に係る機械器具等の購入費や工事費等となっております。

補助上限は、1施設当たり1,510万円で、補助率は10分の10、財源は、国の補助事業を活用し、全額、国庫負担となっております。

国のモデル事業を有効に活用し、県内の障害者就労施設の生産設備の導入を支援するとともに、その効果を検証の上、好事例につきまして横展開を図り、障害者の工賃向上につなげてまいりたいと考えております。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山下分科会長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】こども未来課分について、お配りしておりますこども政策局の補足説明資料に基づいてご説明をいたします。

資料中、長崎県安心こども基金事業費をご覧ください。

本事業は、子どもを安心して育てることができ体制整備を支援する目的として、長崎県安心こども基金事業費を活用した保育所の施設整備補助を支援するものであります。

具体的な事業内容ですが、佐世保市内の特定非営利活動法人さくら保育園のさくら保育園、島原市内の社会福祉法人わかさ園のわかさ園保育所の両施設の改修等に伴う支援を行うため、合計で6,034万2,000円を計上しております。

補助の負担割合は記載のとおりですが、佐世保市内の施設は、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1。島原市内の施設は、過疎地域としての上乗せがあり、国が10分の5.5、市が4分の1、事業者5分の1の負担割合となっております。

なお、安心こども基金の財源は国費であり、国負担割合分を、今回、県予算として計上する

ものであります。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山下分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

障害者就労施設生産設備導入モデル事業費についてお尋ねをいたします。

今、ご説明いただきましたけれども、まず、この予算でどのくらいの施設の数、サポートされるか、お尋ねをいたします。

【里障害福祉課長】事業者に対して行ったニーズ調査によりまして、県内10事業所分を予算計上しております。

【川崎委員】10事業所の方に利用していただいて工賃アップということで取り組むということで承知をいたしました。

2月定例会でも確認いたしました。いま一度、障害者の工賃の目標と現状について確認をいたします。

【里障害福祉課長】令和4年度の平均工賃月額で目標額1万9,600円に対し、実績額が1万9,341円となっております。目標達成には至りませんでした。工賃は年々上昇しておりまして、全国平均と比べると2,300円ほど高く、全国12位という状況になっております。

【川崎委員】高いレベルであるということは、確認をいたしました。

10施設ということですので、それ以外にもたくさん施設があるんでしょうが、このモデル事業を推進することによって、10の事業所だけでもいいんですが、どの程度この工賃アップが図

られるのか、どういうふうに想定をしているのか、お尋ねをいたします。

【里障害福祉課長】本事業により生産設備を導入した事業者は、生産が拡大して工賃の向上が見込まれるものと考えておりますが、事業の成果として各事業者の工賃が何円増加するかについては事前に定めておりませんで、導入後にその効果を検証することといたしております。

今回の事業につきましては、障害者の工賃向上に資する生産設備導入モデル事業として実施しまして、実施後に好事例の横展開を図ることとしておりまして、優良事例について県内の他の事業所にしっかり周知し、取組の参考としていただき、効果を波及させてまいりたいと考えております。そのことであつたり、他の取組も併せたところで今後の平均工賃の目標額、例えば令和7年度では2万1,700円になりますが、その達成を目指してまいりたいと考えております。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】第73号議案について質問したいと思います。

感染症対策事業運営費について質問いたします。

県と感染症に基づく医療措置協定を締結する医療機関ということですが、まず、感染症法に基づく医療措置協定ということでは、議会では初めて出てくる協定ではないかと思うんですけども、この医療措置協定の中身を簡潔に説明をお願いできますか。

【長谷川地域保健推進課長】医療措置協定についてのお尋ねです。

医療措置協定は、新型コロナ対応を踏まえ改正されました感染症法において、令和6年4月1日から法制化されたものです。新たな感染症の発生及び蔓延に備えるため、平時のうちから県

と医療機関の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等に関して協定を締結するものです。

【堀江委員】そうしますと、そのたびに事業内容ということで個室病床整備でありますとか、るる説明があつたとおりなんですけど、この締結する医療機関というのはどの程度あるのかというのが答弁できますか。

医療機関、要するに県と感染症法に基づく医療措置協定を締結する医療機関、この医療機関というのは、今どれぐらいの数、締結しているのかというのがわかりますか。

【長谷川地域保健推進課長】令和6年6月1日現在で84病院、304診療所、377薬局と協定を締結しているところです。

【堀江委員】そうしますと、この医療機関は、地域ごと、あるいは病床の数でありますとか、役割によって違うと思うんですが、今後、今の医療機関の数は、増えていくんですか、それとも今のままなのか、ここも教えてください。

【長谷川地域保健推進課長】医療措置協定につきましては、一つの区切りとして令和6年9月までに協定締結を行うということで国の方針となっております。ですので、現在、協定の締結を進めているところで、今後、増えていく見込みと考えております。

【堀江委員】ありがとうございました。

もう一つ、同じく右のページの新型コロナウイルス流行下における介護サービス提供体制確保事業費について質問いたします。

これはコロナの感染症が発生した介護サービス事業所施設に対して、継続してサービスが提供できるように支援をしますということで、課長が説明したとおりに、令和5年度で終了ということですが、今でもコロナは収束してません

よね。私が知っているデイサービスのところも、職員が感染したので勤務体制の変更を行ったということで、まだまだ収束ではないと思うんですが、いわゆるこれは3月までの発生分ということですが、令和6年4月から発生した分への対応はどうなるのか、教えてください。

【中村長寿社会課長】令和6年4月からは、今ご指摘のとおり、当該補助事業というのはなくなっただけでございます、基本的には各事業所においてご対応いただくということになっております。

今回、介護報酬の改定がありました、そちらに感染症対応に関する一定の加算措置が加えられました。あと、感染症対応に関してBCP計画も義務化されたところであります、この補助事業自体は、もう令和5年度限りであります、そういった部分を活用して施設、事業所において、しっかり取り組んでいただきたいと思います、ということでお願いさせていただいているところでございます。

【堀江委員】そうしますと、今回、介護サービスを提供するということですが、今、課長が言われたそういう内容で、これは対応していけるんですかね。それともはっきり言って手出しとか、そういう形になっていくのか、その点はどうなんでしょうか。

【中村長寿社会課長】当該経費は、実際こういった事業所の運営経費に関して、どの割合を占めていたのかという部分の詳細な分析は行っておりませんが、我々が業界団体の方とお話する中では、その部分について強く継続を求めようという声はお聞きしていない状況でございます。

我々としても、医療機関との関係性ができていない施設に対しては、個別にご相談をお受けし

て、医師会等との関係性をつくって、施設の感染症対策の取組が進むように、団体の皆様のお話をお聞きしながら、そういったところでお困りのところがあれば支援してまいりたいと考えております。

【山下分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

【山下分科会長】分科会を再開します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第73号議案のうち関係部分、報告第2号のうち関係部分、報告第3号及び報告第13号は、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【山下委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】予算決算委員会・分科会

でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部」の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第74号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」、第75号議案「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第74号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、大麻取締法の改正に伴い、同法の法律名が「大麻取締法」から「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更されるとともに、同法に基づく免許の名称が変更されたことにより、所要の改正をしようとするものであります。

第75号議案「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで経過措置として存続していた退職者医療制度が廃止されることから、条例の関連する規定を削除しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（NPO法人等に対する行政処分について）

NPO法人長崎ライフサービスが島原市内で運営する就労継続支援B型事業所「こころ庵」において、管理者、サービス管理責任者及び生活支援員を長期にわたり配置せず不適正な運営が行われていたことや、訓練等給付費について必要な減算を行わず不正な請求が行われていたことから、去る4月26日、障害者総合支援法の

規定に基づき、指定取消の処分を行いました。

また、5月30日には、医療法人薫風会が南島原市内で運営する指定通所介護事業所「石川内科医院 通所介護」において、看護職員の未配置に係る必要な減算及び介護サービス提供時間中の病院受診に係る必要な減算を行わず介護報酬の不正な請求が行われていたことから、介護保険法の規定に基づき、令和6年6月1日から6か月間、指定の一部の効力を停止する行政処分を、また、同法人が運営する指定通所リハビリテーション事業所「介護老人保健施設 夢織りの里」において、介護サービス提供時間中の病院受診に係る必要な減算を行わず介護報酬の不正な請求が行われていたことから、介護保険法の規定に基づき、令和6年6月1日から3か月間、指定の一部の効力を停止する行政処分を行いました。

いずれの行政処分についても、不正受領額を徴収するよう、関係市及び保険者に対して通知をいたしました。

今後も、事業を実施する法人等の適切な運営が図られるよう引き続き指導してまいります。（「長崎県遠隔専門診療支援事業協定」の締結について）

本県離島において、今後も必要な医療提供体制を維持していく上で、新たな手段として積極的なICTの活用が重要であることから、ローカル5Gネットワークを活用した遠隔専門診療を推進することを目的に、去る3月18日、県、長崎大学、県病院企業団で「長崎県遠隔専門診療支援事業に関する協定」を締結いたしました。

これまでは必要に応じ本土の病院を受診する必要があったところ、離島病院において専門医による遠隔診療支援体制を構築することにより、離島住民の皆様にとって受診機会の確保や負担軽減につながるものと考えております。

県といたしましては、長崎大学や関係機関との連携をさらに強化しながら、引き続き離島医療の充実に取り組んでまいります。

4ページをお開きください。

（ながさき介護現場サポートセンターの開設について）

介護事業所がテクノロジー化などによる介護サービスの向上や業務改善を図る取組をワンストップで支援するため、6月に「ながさき介護現場サポートセンター」を長崎市に開設しております。

今後、業務改善等に関する相談への助言に加え、最新機器の展示会やセミナーの開催、アウトリーチ型での専門家による支援、機器の試用貸出なども実施し、県内の介護事業所の働きやすい環境づくりを支援してまいります。

（長崎県ねんりんピックの開催について）

高齢者の生きがいづくりと健康保持・増進を目的に、去る4月3日から5月12日にかけて、大村市など県内各地で、「第21回長崎県ねんりんピック」を開催いたしました。

本大会期間中、19種目のスポーツや囲碁・将棋などの競技に、約3,000人の高齢者に参加をいただき、参加者の交流促進や生きがいづくりに資する大会とすることができました。

なお、この大会で優秀な成績を収めた選手については、本年10月に鳥取県で開催される「第36回全国健康福祉祭とっとり大会」に本県代表として出場することにしております。

（障害者のスポーツ振興について）

去る5月19日、諫早市なごみの里運動公園において、知的障害のある方々など約2,650名の参加による「第46回長崎県ゆうあいスポーツ大会」を、また、5月26日にはトランスコスモススタジアム長崎を中心として、約900名の選手

の参加による「第24回長崎県障害者スポーツ大会」を開催いたしましたところ、両大会とも、各関係団体のご協力を得て、盛会のうちに終了いたしました。

また、県障害者スポーツ大会での成績を参考に代表選手の選考を行い、本年10月に佐賀県で開催される「第23回全国障害者スポーツ大会」に九州ブロック予選会を勝ち抜いた団体競技と併せて、本県代表選手団として派遣することといたしております。

引き続き、障害のある方々のスポーツ振興と社会参加の促進に努めてまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる福祉保健部関係の項目に関して、その主な取組をご説明いたします。

福祉保健部では、こども医療福祉センターの地域への機能移行と効率的な運営に取り組んでおり、各地域の児童発達支援センター等の中核的療育支援機関に対する技術支援や療育従事者に対する研修等を実施し、地域の療育体制の機能強化や療育技術の向上に努めております。

今年度も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページをお開きください。（国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館所蔵の被爆体験記調査の結果について）

長崎で黒い雨等に遭った被爆体験者の救済につなげるため、令和5年2月、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館所蔵の被爆体験記の調査を国に要望し、同年7月から調査が行われておりま

したが、去る6月11日にその結果が公表されました。

内容としては、被爆体験記の一部に雨や飛散物に関する記述は確認されたものの、外部の専門家の意見を踏まえた評価の結果は、「降雨等を客観的事実として捉えることはできなかった」という非常に厳しいものでありました。

今回の調査によって、長崎の被爆地域以外でも降雨があったことが明らかになれば、高齢化が進み、病気に苦しみ続ける被爆体験者の救済につながるものと期待していたことから、このような国の見解が示されたことは非常に残念であります。

県といたしましては、引き続き、長崎市と連携しながら、被爆地域以外で降雨があったことを示す客観的資料を搜索するため、現在、国において進められている原爆傷害調査委員会（ABCC）が実施した残留放射線と降下物の研究結果に関する調査の早期完了とともに、現在調査を行っている機関以外についても調査対象に追加し、搜索範囲を拡大するよう国に働きかけてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山下委員長】次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【浦こども政策局長】「文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局」の2ページをご覧ください。

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「長崎県認定こども園の認定要件に

関する条例等の一部を改正する条例」の1件であります。

これは、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（長崎県こども・若者応援団表彰式の開催について）

去る6月7日に、長崎県こども・若者応援団表彰式を実施いたしました。

この表彰は、県内のこども・若者を育成する活動と子育て家庭を支援する活動において、顕著な功績があった企業や団体又は個人の方を毎年表彰しているものでございます。

今年度の表彰のうち「結婚・子育て支援部門」では、大村市の「おはなしくれよん」様及び長崎市の「子どもを守る長崎ひまわりプロジェクト」様が、また、「青少年健全育成支援部門」では、長崎市の「長崎県青年国際交流機構」様が知事賞を受賞されたほか、8個人、4団体が功労賞を受賞され、知事から表彰状が授与されました。

このような表彰等を通じて、今後とも、こどもや若者と子育て家庭を社会全体で支援する機運の醸成に努めてまいります。

3ページをご覧ください。

（発達障害の啓発活動について）

世界自閉症啓発デーの4月2日から4月8日までの発達障害啓発週間に合わせ、発達障害への理解を促進するための取組として、自閉症当事者とその家族を講師としてお招きした講演会の

開催や、県内各地において、自閉症のシンボルカラーであるブルーライトアップなどを行いました。

発達障害への正しい理解が進み、お互いに尊重し合える社会になるよう、今後とも、こうした取組や県民の方を対象としたセミナーなどを通じ、広く発達障害に対する理解の促進に努めてまいります。

（合計特殊出生率について）

去る6月5日に、国から令和5年の人口動態統計（概数）が公表され、本県の合計特出生率は1.49となりました。令和4年に比べると全国的に数値が下がっている中、本県においても0.08低下したほか、出生数も大きく減少しております。

少子化の進行には、様々な要因が複雑に絡み合うことから、総合的な対策を講じていくことが重要であると考えております。

引き続き、県民の皆様が希望どおりに結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携を強化するとともに、未婚化・晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と県民の皆様が安心して子育てできる環境の整備について包括的に取り組んでまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

【山下委員長】次に、薬務行政室長より補足説明を求めます。

【斉宮薬務行政室長】第74号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」について、補足して説明いたします。

「令和6年6月定例会薬務行政室補足説明資料」をご覧ください。

趣旨としましては、令和5年12月13日に公布された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法

の一部を改正する法律に伴い、所要の改正を行うものでございます。

一部改正法の施行が二段階となっていることから、本条例についても、施行を二段階に分けて改正することとしております。

改正に係る具体的な内容ですけれども、資料中段の3．改正内容に明記しております第一段階で（1）の 、 、第二段階で（2）の の計3項目がございます。

（1）の の要旨ですが、改正法により、大麻取締法の法律名が、「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正されることから、本条例に規定しております関係部分を改正するものです。

次に、（1）の の要旨ですが、法に規定されております大麻草栽培や大麻研究を行う者の免許であります大麻取扱者が「大麻草採取栽培者」に改正されることから、本条例に規定しております関係部分を改正するものです。

最後に、（2）の の要旨ですが、法の第二段階の施行において、第一段階で規定された大麻草採取栽培者が、県知事許可の第一種大麻草採取栽培者と厚生労働大臣許可の第二種大麻草採取栽培者に分かれることから、本条例において、「大麻草採取栽培者」を県許可分である「第一種大麻草採取栽培者」に改正するものです。

次に、施行日について説明させていただきます。

改正法の施行日につきましては、附則において、第一段階については、公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、第二段階につきましては、2年を超えない範囲内において政令で定める日からと規定されております。

現段階におきましては、施行日を定める政令が出されておきませんので、改正法の施行日と

同一で本条例が施行できるよう、資料下段にあります4．施行日に記載のとおり、施行日を規定しております。

なお、現在、国においては、第一段階につきましては本年10月1日から、第二段階につきましては来年3月1日から施行できるよう準備を進めていると聞いております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】次に、国保・健康増進課長より補足説明を求めます。

【江口国保・健康増進課長】第75号議案「長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、補足説明資料2よりご説明いたします。

1の概要でございます。

この条例の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、これまで経過措置として存続しておりました退職者医療制度が本年4月1日をもって廃止されたことに伴いまして、県の条例でも退職者医療制度に関する規定を削除するものでございます。

なお、長崎県では、令和3年度以降、退職者医療制度に該当する方は0（該当者無し）となっていることから、法律改正並びに条例改正による本県の国民健康保険への影響は生じないものでございます。

2の施行日につきましては、条例の公布日としております。

3のその他に参考として退職者医療制度の概要を記載しております。詳細の説明は省きますが、この退職者医療制度でございますが、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴いまして廃止されたものでございまして、経過措置

として存続しておりましたけれども、全国的に対象者が減少していることから、予定よりも前倒して廃止する措置が取られたものでございます。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山下委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第76号議案について質問します。

この第76号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例」ですが、満4歳以上の子どもの保育士の配置基準というのは、制度発足以来、これは75年間、一度も改善されてこなかったというふうに理解をしています。今回、子ども30人に保育士1人以上というのを25人につき1人以上というふうに改正されるわけですが、お尋ねいたします。

今回の基準の改正は、基準自体の改正なのか、それとも加算措置で対応するのか、そこを教えてください。

【村崎こども未来課企画監】今回の改正、この条例の改正は、配置基準についての改正になっております。これに伴いまして運営費の加算制度というのも整えられておりまして、それも同時に施行されることになっております。

【堀江委員】答弁がよく聞こえなかったんですけど、加算措置で対応するというふうに理解をしていいんですか。

【村崎こども未来課企画監】条例改正自体は、配置基準の改正になりますが、私立の園に給付される給付費の中に、これに伴って、この基準をクリアした施設に対する運営費の加算制度というものが令和6年4月から設けられております。

【堀江委員】私の質問の仕方が悪いのか、ちょっと伝わらない。要は、私が質問したいのは、加算措置で対応して問題が出てきますよね。何が問題かという、加算措置は、基準以上に職員配置を行った施設しか対象にならないと。だから、保育所に通う県内全ての子どもたちに等しく保障されるべき保育環境に差が生まれるのではないかという意見もありますし、加算額も、保育士1人を雇用するには不十分ではないかというふうな、基準自体の改正なのか、加算措置の改正なのかによって、加算措置となった場合に、私が指摘したような問題が出てくるんじゃないですか。その点については、どういう見解をお持ちなのか、教えてください。

【村崎こども未来課企画監】今回の改正で最低基準が改正されることになりましたが、本県の施設の実態としてちょっとお話ししますと、既に4歳以上が30対1では、とても運営ができないということで、子どもさんたちの安全面や保育の質の観点から、ほとんどの施設で率先して加配を行っておりまして、今のところ、配置は平均でも1.35倍の保育士さんを加配している状況になっております。

この配置の改善と、また別に公定価格の加算の制度が今回できましたので、ほとんどの施設が加算が受けられるような見込みになっております。

【堀江委員】私は、加算措置で対応した場合に、基準以上に職員配置を行った施設しか対象にならないというふうに出てくるんじゃないかと思ったんですが、現場は、そもそも対象としては新たに改正され、30人に1人じゃなくて25人に1人というふうな状況を行っているから、いわゆる加算措置対応であったとしても、これは支障がないというふうな答弁だったと理解いたしま

す。

そこで、そうしますと、今回の条例改正によりまして保育士の処遇については、これはどういうふうに理解したらいいですか。どのように変わるかということについて教えてください。

【村崎こども未来課企画監】まず、申し上げましたように、加算のための加配率をクリアしている施設につきましては、今まで以上に運営費にプラスアルファで加算が受けられるようになりますので、運営費がより実態に近い形で給付されるようなことになってまいります。

【堀江委員】実態に近い運営費の給付ということは、言葉を変えれば保育士の1人当たりの給与増につながるとか、そういうことを意味するんですか、教えてください。

【村崎こども未来課企画監】運営費の本体に加算されますので、運営費の用途については、配分を必ず人件費に充てなさいというような縛りがある加算ではございません。これまで人件費が最低基準に基づいて計算された公定価格が来ていたものが、最低基準が上がったことにより加算が受けられるようになってまいりますので、その運営費の増分を私立の施設の方が人件費、これまで低く抑えられていた保育士さんたちの給与の増に使われるのか、またはこれまで別のところで節約をされてきた施設もあられるかもしれませんので、そういった場合は、そちらに充てられるとか、そこら辺の用途についての制限はありません。

【堀江委員】保育施設の対応によるけれども、今の答弁は、1人当たりの保育士の給与増になるという結果も大いにあるというふうに理解いたしました。

最後にいたしますが、1歳児についてはどうなるのか、このことについて検討状況なり、今

回の条例改正は4歳児以上、3歳から4歳となっておりますので1歳児について触れてないんですけども、1歳児についての状況を把握しておられたら答弁をお願いします。

【村崎こども未来課企画監】こども未来戦略に1歳児の配置基準についても掲載されておりました。今回示されたものの中に1歳児の配置基準が入っていませんでしたが、これは国の説明によりますと、加速化プラン、令和8年度までの間の早期に実現するよう準備を進めているということで確認がとれております。

【堀江委員】今回の条例は、保育士の方の処遇改善であったりとか、それから配置基準を見直すということで、子どもたちにとっていい環境につながってほしいと思うんですが、1歳児についても、今言われたように、ぜひ強く求めていただいて、配置基準の改正を含めて長年の現場の要望だと思っておりますので、国に対しても要望していただきたいと改めて私からもお願いしたいと思います。

終わります。

【山下委員長】ほかに議案に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第74号議案乃至第76号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第74号議案乃至第76号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

福祉保健部政策等決議資料差し替えの2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し、内示を行った補助金について、令和6年2月から令和6年5月分の実績を記載しております。直接補助金は資料2ページから5ページに記載のとおりで、計26件でございます。なお、間接補助金はございません。

次に、6ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、令和6年2月から令和6年5月分の実績を記載しております。

資料6ページから11ページに記載のとおりで、計25件であります。

次に、12ページをお開きください。

知事及び部局長等に関する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情が行われたものは、佐々町からの計1件であり、それに対する県の対応は、資料12ページから15ページに記載

のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、令和6年2月から令和6年5月の実績は、長崎県感染症審査協議会など計28件となっており、その内容については、資料18ページから45ページに記載のとおりであります。

引き続きまして、6月中旬に実施いたしました令和7年度政府施策に関する提案・要望について、福祉保健部関係の要望結果をご説明いたします。

「令和7年度政府施策に関する提案・要望について（福祉保健部関係）」をご覧ください。

福祉保健部関係におきましては、「離島等における医療・介護の提供体制確保に係る施策の充実」、「被爆体験者の救済」、「原爆被爆者援護対策等の充実」、「医師・看護師の偏在対策等に向けた施策の充実」、「離島地域における介護保険サービス提供体制の維持と利用者の負担軽減」、「介護人材の確保に関する施策の強化及び介護給付費に関する費用負担の見直し」、「重度障害者医療費助成制度の創設」といった再重点3項目、重点4項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、厚生労働省に対し、知事、議長、福祉保健部長により要望を行いました。

このうち、「離島等における医療・介護の提供体制確保に係る施策の充実」については、濱地厚生労働副大臣に対し、強く要望を行ったところでございます。

以上が福祉保健部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】こども政策局より、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明についていたします。

資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表ですが、県が箇所付を行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載しております。本年2月から5月分の実績ですが、2ページから3ページに記載のとおり、直接補助金が18件でございます。なお、間接補助金はございません。

続きまして、資料4ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、記載のとおり8件でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年2月から5月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。佐々町からの計1件となっており、それに対する県の対応状況は、6ページから7ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月までの実績は4件あり、その内容については9ページから12ページに記載のとおりでございます。

続きまして、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、「子ども子育て・若者支援対策特別委員会意見書分」をお開きください。

昨年度、「子ども・子育て若者支援対策に関

する意見書」といたしまして、県議会から知事に対して提出された意見書にございました意見項目に対して、県の処理状況を記載したものでございます。

こども政策局関連では、2ページ目の(1)と(2)、3ページ目の(3)、5ページ目の(2)、7ページ目の(4)に処理状況を記載しております。

引き続きまして、6月中旬に実施いたしました令和7年度政府施策に関する提案・要望について、こども政策局関係の要望結果をご報告いたします。

資料「令和7年度政府施策に関する提案・要望について（こども政策局関係）」をご覧ください。

こども政策局関係におきましては、「保育等の充実」、「子ども・子育て家庭へのさらなる支援の充実」など、最重点2項目についての要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、こども家庭庁に対し、知事、議長、こども政策局長により要望を行いました。このうち、「保育等の充実」及び「全ての子ども・子育て家庭への支援の創設及び充実」の項目につきましては、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け、保育士等の処遇改善のほか、全国一律のユニバーサルサービスとして、医療や学校給食、保育等のサービスを受けられるよう、財源を含め、国の責任において早期に実施すること、また、子ども・若者の育成支援等について、こども家庭庁に対して強く要望を行いました。

これに対し、内閣府大臣政務官からは、「先般、総額3.6兆円規模となる子ども・子育て支援法が成立したところであるが、少子化対策はこれで終わりではないと思っている。施策の推進

と同時並行で次の施策を検討していきたい」などの回答をいただいたところでございます。

以上がこども政策局関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【山下委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております「陳情書一覧表」のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、4番、6番、7番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたしたいと思います。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保等に関する資料」について質問はありませんか。

【堀江委員】 1,000万円以上の契約で福祉保健部障害福祉課について質問します。

20番、SNS相談事業業務委託契約で1,335万円、1,000万円以上の契約の過去3年間の資料と見比べてみますと、今回は随契ですが、同じ業者、同じ契約先と1,827万円で令和4年度は一般競争入札をしています。令和4年度で一般競争入札、令和5年度、令和6年度が随契ということになるんですけど、業務の内容も簡潔に答弁いただいた上で、随契に至った経緯を説明していただけますか。

【町田障害福祉課企画監】 SNS相談事業業務委託の随契理由についてお答えさせていただきます。

当該事業につきましては、令和4年度から実施している事業で今年度が3年目になります。令和4年度につきましては、委員がおっしゃいましたとおり、一般競争入札で業者選定を行ったところでございますが、令和5年度契約分から随意契約をしております。

随意契約の理由といたしまして、1つ目が、本事業が継続した相談となる場合が多いことから、相談者ごとに切れ目のない対応が必要であること。2つ目といたしましては、これまでの相談内容のデータが受託者の管理サーバーに蓄積されているんですが、受託者が変更した場合はデータを移行するためのプログラムの開発などに一定の時間を要するというので、移行までに最低でも1か月程度を要すると聞いております。継続した相談支援に空白期間が生じることが2つ目の理由になります。

3つ目の理由といたしましては、データ移行に追加費用が発生しまして、契約金額が高くなる可能性があるということから、令和4年度に契約を締結いたしました東京メンタルヘルス株式会社と令和5年度、令和6年度と随意契約をしているところでございます。

【堀江委員】業務の内容が答弁いただけなかったんですが、これはいわゆる電話相談ではなくて、SNSですから、ラインなりメールなりということになりますよね。そうしますと、通常、電話相談とかになれば人件費の確保であったりということになるんですが、この場合はSNS対応ということで、相談の継続はもちろん大事だと思いますし、データの蓄積はもちろんされると思います。そうしますと、いわゆる直接の対応じゃないので、ラインであったりメールであったりしますと、要は、データの蓄積が大事になってくるわけですが、今の答弁ですと、今

後もこうした事業については同じ契約先ということになりますか。

【町田障害福祉課企画監】事業の内容を失念しておりました。申し訳ございません。

こちらの事業につきましては、ラインを活用した双方向の相談という形になっております。令和6年度につきましては、相談時間としては午後6時から午後10時までの4時間としておりますが、ラインでございますので、その時間外でも相談があれば相談を受け付けております。この午後6時から午後10時までに相談いただいた分にラインで返信して、やり取りをするというような内容でございます。なので、人の配置といたしましては、午後6時から午後10時まで人を配置して相談に対応しているという状況でございます。

やり方といたしましては、来年度以降どうするかということ、まだ検討段階でございますがこれまでの登録者のニーズであるとか、相談件数も年々伸びている状況もございますので、引き続き同じような対応で考えていきたいと考えております。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【山田委員】こども政策局の地域少子化対策重点推進事業補助金について伺いたいと思います。

事業概要が、市町が実施する結婚支援及び結婚・子育てに明るい社会づくり等に対する助成ということで、市町の規模にかかわらず金額の大小があるようではありますが、全ては難しいと思いますが、大まかな事業について教えていただければと思います。

【山下委員長】 暫時休憩します。

午前 11時7分 休憩

午前 11時7分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【黒島こども未来課長】 お尋ねいただきました地域少子化対策重点推進交付金につきましては、長崎県でも活用しております、各市町において少子化対策ということで、結婚支援ですとか、結婚後の新生活のスタートに対して支援に活用していただいている費用でございます。

おっしゃるとおり、市町の規模によらず、活用の大小ございますけれども、例えば婚活支援に関していいますと、各市町におきまして、例えばセミナーの開催でありますとか、婚活支援窓口での企業間交流等の働きかけ等に活用いただいております。そのほか結婚新生活支援事業と申しまして、結婚後、新生活を始める方たちに一定額の補助金を出していただくものに取り組まれている市町がございます。

【山田委員】 婚活支援だったり、結婚祝金、新生活祝金みたいなものも出しているということですが、把握されている範囲で結構ですけど、県内でそれを実施しているところがどれくらいあるか、わかりますか。

【山下委員長】 暫時休憩します。

午前11時 8分 休憩

午前11時 8分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】 福祉保健部の15ページの令和6年度長崎県福祉人材センター運営事業委託費1,453万1,000円についてお尋ねいたします。

2月の一般質問で、介護事業者が人材確保のため、有料職業紹介所を利用することで高額な紹介料が負担になっていることから、県が委託する福祉人材センターに対して次のように答弁がありました。「事業所の採用の負担軽減を図

るため、福祉人材センターを利用した採用をさらに増加させるべく、ラインを活用した休職者に対する継続的な相談体制の充実や県内各地へのオンライン相談拠点の新設など、センターの機能強化に取り組む」ということでありましたが、この機能強化の整備状況はいかがでしょうか。

【中村長寿社会課長】 この福祉人材センターでございますけれども、我々の問題意識としては、今、長崎と佐世保しか拠点が無いという部分でございます、オンラインでの相談窓口を設けたいということをご委託先、事業実施主体である社会福祉協議会と常々話をしております。今年度予算で3か所のオンラインの相談窓口設置の予算を計上したところでございます。

現在、設置場所について、基本的には市町社協のうちの幾つかの社協を想定して調整しております、年度内に複数の市に設置できればと考えております。

それから、ライン等を活用したフォローの部分については、実態として合同就職フェア等をやっておりますが、事業者さんから参加者への働きかけが弱かったという部分で、今年度、福祉人材センターでそうした部分を事業者さんに指導して継続的にアプローチを行うように話をしているところでございます。

そういった形で強化しておりますが、センター自体も予算の範囲内で少し人員体制を強化するような形で調整を行ったところでございますので、できるだけ多くの方に利用していただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】 オンラインでの拠点を増やして強化していくということについては、本当にありがたいと思っております、多くの方にご利用い

ただければと思います。

この有料職業紹介所さんを利用した際には支度金みたいな金額が登録者にいくということから、利用する側も非常にメリットがあるわけですが、要は、それは事業者さんが負担しているということ。この制度があるうちは、そっちに傾くような気がしてならなくて、福祉人材センターがそれを凌駕するサービス、運営をしっかりやっていただくことが必要かと思っておりますので、有料職業紹介所が及ばないところ、きめ細かな支援体制、相談体制を確立していただきたいというふうに思います。

ちなみに、今年度から強化していただくということでありましたが、昨年度、この紹介した成立数というのは、どのような状況でしょうか。

【中村長寿社会課長】実際に就職まで至った数というのは95人ということございまして、その前の年の150人ほどから若干減少している状況でございます。

【川崎委員】150人だったのが95人に減少すると。そもそも分母というか、どれだけの方が申し込まれたかということもあろうかとは思いますが、お一人当たり、事業者さんの負担はかなり高額みたいですね。ただでさえ運営が厳しいのに、その分、外に、職業紹介所に出すんじゃなくて、内部で賃上げ等でも活用していただければ非常にいいことかというふうに思いますので、ぜひ成立数が上がるように引き続き頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

【山下委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂口委員】私から何点が伺いたいと思います。

まず、1番目に医師会立看護師養成所の現状、課題と支援の在り方について伺いたいと思います。

医師会立看護師養成所につきましては、これまで県内各地で看護師等の養成に長年尽力をしていただき、地域医療、看護を支えていただいております。近年では、少子化による生徒数の減少、これによる収入の減など、県内いずれの養成所におきましても大変厳しい経営状況を強いられております。

例えば、定員の見直しとか養成課程の再編などの自助努力と申しますか、そういった経営努力もなされておりますけれども、近年では長崎県立看護学校高等課程が令和4年度末に閉科、専門課程が令和7年度末に閉科予定となっております。

佐世保市医師会立看護専門学校につきましては、准看護科が令和5年度末に閉科、看護科が令和6年度末に閉科ということになっております。定員ではなく、生徒数で決定される県の補助の在り方とか、そういったところの見直しが必要になってくるのではないかと思います。

まず、こういった県内の状況におきまして、県の方で支援の在り方につきまして、こういった支援がなされているか、今後、こういった支援を予定されているか、その点についてまず伺います。

【城下医療人材対策室課長補佐】医師会が設置して運営しております看護師養成所は、県内に4校あり、卒業生の県内医療機関等への就業率

が高く、医療提供体制を確保する上で重要な役割を担っていただいております。

近年、少子化等の影響により、養成所の定員数及び入学者数が減少傾向で、養成所によっては定員割れが生じておりますことを承知しております。そのため、各養成所へ県が出向きまして、現状、課題を把握し、改善の提案など対応させていただいているところです。

具体的に申し上げますと、医師会が設置、運営しております養成所への運営費補助の看護師等養成所運営等事業補助金の算定におきまして、前年度卒業生の県内就業率に応じた加算措置を平成31年度に設けました。さらに、令和3年度には、そのかさ上げを行ったところです。

県としましては、卒業生の県内就業の促進などを通じて、さらなる養成所に対する支援の強化を図りつつ、引き続き現場の声を丁寧にお聞きしながら、課題解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

【坂口委員】現状、いろんな支援をしていただいていると思いますけれども、なかなか近年の生徒数の減少によって、やはり生徒数に対する補助ですので、生徒数が減ると補助も少なくなると。ただ、いろんな加算措置はしていただいているということです。

しかしながら、ここでお願いしたいことは、それでもいろんな支援はありつつも、なお厳しい状況にあるということに対して今後の支援の在り方の見直しをお願いできればと思っております。

先ほど、県内就業率の話をしていただきましたけれども、大学の県内就業率が5割ぐらいと、これに対して養成所は8割から9割、県内に就職していただいているという現状を踏まえれば、今後、もし閉鎖等になれば、地域の医療、看護

に与える影響というものは甚大になってまいりたいと思いますので、そういった事態にならないように、今後、さらなる支援をお願いできればと思いますけれども、今後の支援の在り方について再度、今の制度を問わず、さらなる支援ということについて見解をお伺いいたします。

【城下医療人材対策室課長補佐】現状としまして具体的な支援の措置があるわけではないですが、今後、財政的なことも絡みますので、関係機関と相談しながら、課題解決に向けた支援の方法について検討してまいりたいと考えております。

【坂口委員】繰り返しになりますけれども、閉鎖となれば、これは地域に与える影響はかなり大きなものがありますので、生徒数が減っているといいましても、やはり人件費等のコストは一定かかってまいりますので、今後の支援の在り方について、財源のお話もあろうかと思っておりますので、財政当局ともしっかりとお話しいただいて、さらなる支援の強化につながるようなお取組をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、長崎介護現場サポートセンターの開設について伺いたいと思います。

福祉保健部の説明資料の4ページ、長崎介護現場サポートセンターの開設について、テクノロジー化により介護サービスの向上や業務改善を図る取組をワンストップで支援するセンターという記載になっております。6月15日に新聞報道でもありましたけれども、「介護現場の悩み解決へ」という見出しで紹介されておりました。私も拝見させていただきました。課長の「ぜひお気軽にご相談を」というコメントも記載されておりました。

人材が不足する介護事業所が、現在働かれて

いる人材でうまく業務を回しながら、働きやすい職場をつくることができるものと、そういった効果を期待しております。

説明資料によれば、介護事業所からの業務改善等に関する相談に対応するということでありまして、支援員の役割というものが重要になるのではないかなと思います。そういった解決を手助けできるような専門性を有した方が配置されているのかどうか。まず、この点について伺います。

【中村長寿社会課長】今年の6月14日に長崎BizPORTに当該センターを設置させていただきました。今まで国では介護分野の生産性向上が、重点的な取組として予算上もかなり措置されております。全国単位では、これまでもそういったサポートセンターはありましたが、47都道府県に設置していこうという取組が進んでおりまして、本県としましては、今年度、予算を措置しまして率先して設置をさせていただいたところでございます。

公募のプロポーザル形式で選定をさせていただいて、九州の拠点を担っていただいていた業者さんが長崎に参入しBizPORT内に事務所も構えてくださり、非常に期待しているところでございます。現在、2名の常勤職員の配置がなされているところでございまして、両名とも国のセンターでの勤務経験があり非常に実績がある方でございます。我々としては、そういったノウハウをぜひ伝えていただきたいと期待しているところでございます。

【坂口委員】ありがとうございました。経験と実績と専門性を有した相談員を配置されているということですので、今後の活躍に期待したいと思っております。

説明資料においては、センターは、相談への

助言に加えて、機器展示会、セミナー、機器の試用貸し出しなどを実施するということになっております。開設してからまだ半月ほどではありますけれども、こういった相談が現状寄せられているのか。また、相談件数にセンターが介護事業所をどのように支援して働きやすい環境づくりにつなげていくのか、これについて伺いたいと思っております。

【中村長寿社会課長】相談件数でございますが、お聞きしたところ、6月14日の開設後から6月末まで、既に10件で、そのうちの多数を占めるのが、実際どういった機器を導入したらいいかということでした。この部分は、初めての事業者さんにとっては非常にハードルが高い部分でございます。機器の導入から、どういう形で使っていけば生産性が上がっていくのかということで、例えば端末の操作方法やネットワークの構築方法など専門的な部分の相談がされているという話でございました。

機器を実際見て使っていただくことが重要と考えておりますので、センターにおいて、常時、機器貸し出しに対応しております。また、10種程度の最新機器の展示会を8月下旬に1週間、県庁で開催したいと考えております。本年度、3億円程度の補助金を計上しておりますので、実際機器を見てから、補助金を活用して、機器導入につなげていただきたいと思っております。

【坂口委員】ぜひこのサポートセンターを軸としまして介護事業所のテクノロジー化を進めていただきまして、働きやすい職場が増えていくように期待したいと思っております。

こども政策局に合計特殊出生率について伺いたいと思っております。

この合計特殊出生率を向上させるというところで、説明資料にもありましたけれども、総合

的な取組を進めざるを得ないということで、何と申しますか、非常にぼやっとしていてわかりにくいというような印象を受けます。

合計特殊出生率を構成する要素というものが幾つかあるかと思えます。例えば、出生数、それから既婚女性、未婚女性の割合、合計特殊出生率は15歳から49歳まで、未婚、既婚を問わず生涯で産む子どもの数ということでありますので、これは未婚の方も含まれるわけでありまして、ですので既婚、未婚の割合、それから未婚率、そして結婚の平均年齢、もう一つは若年女性の県外転出率、ぱっと思いつくだけでもこういった要素で構成されるのかなと思えます。

まず、こういった指標の経年の推移と申しますか、コロナがありますので、5年ぐらいたと、なかなか見えにくい部分もあるのかなと思えますけれども、もし数字がお手元にあれば5年から10年ぐらいの経年の推移を教えてくださいなと思えます。

【黒島こども未来課長】ご質問いただきました項目についてお答えさせていただきます。

まず、幾つか数値を上げられたことにお答えしますので、もし不足がありましたらご指摘いただければと思えます。

まず、合計特殊出生率でございます。先ほどご説明しました令和5年の数値が、概数ではございますが、最新でして、本県では1.49でございます。こちらが10年遡って平成26年の数値では1.66でございます。その後、平成29年1.70、これが現時点ではこの10年の間で一番高かった数字でございます。その後、減少してきておりまして、令和元年は1.66、その後随時下がってまいりまして、現在、1.49が最新の数値となっております。

出生数につきましては、平成26年には1万

1,323人でありまして、令和5年にはこれが7,656人に減少しております。

また、合計特殊出生率を構成する要素を分析すると、未婚者の状況というところもあらうかと思えます。合計特殊出生率は、委員がおっしゃいましたとおり、15歳から49歳の女性に対して算出されておりますので、女性の15歳から49歳までの未婚率を算出いたしますと、手元に平成22年からの数字がございまして、平成22年に15歳から49歳の方々に、これはすみません、どうしても国勢調査で把握しますのが最新のものが令和2年になります。これが43.5%、未婚率がございました。そうしますと既婚の方々が対して57%ということになります。

こちらが最新ですと令和2年でございます、同じく15歳から49歳は43.4%が未婚率ということで、マイナス0.1%ということで、あまり変動しておりません。

男性についても参考に申し上げますと、平成22年には未婚率が同様に15歳から49歳で50.8%、こちらが令和2年には49.8%、こちらは未婚率がマイナス1%程度下がっているといったようなところでございます。

また、結婚の年齢というご指摘があったかと思えます。初婚年齢というところで把握しておりまして、平均初婚年齢でございますが、過去10年間、平成26年が長崎県の男性が30.4歳、女性が29.1歳であったものが、令和5年には30.1歳、女性が29.3歳ということでございます。この10年間では、正直、あまり変動はしてないんですけれども、長期的に申し上げますと、かなり晩婚化の傾向がございまして、平成7年頃には、女性では26歳台だったところが、現時点では29歳ということで30歳手前というところでございます。

夫婦の有配偶出生率と申しませうか、出生力に關しても答えさせていただきますと、こちら、全国の数字ですけれども、夫婦が持ちます平均出生子供数というものを出生動向基本調査で調査しておりまして、令和2年の数字では1.90になっております。これが平成22年には1.96でございます。こちらの数字、昭和47年というかなり遡ったところから2を超えて推移してきたんですけれども、平成17年までは2.09だったんですけれども、次の調査、平成22年で2を割り込んでいるのが現状でございます。

当面、こういった数字でよろしいでしょうか。

【坂口委員】ありがとうございます。もう一つ、若年女性の県外転出率もあつたんですが、結構です。要は、合計特殊出生率を構成する要素というのが様々考えられる中で、いろんな事務事業にお取り組みいただいていると思うんですが、そこからぽんと飛んで合計特殊出生率がどうだ、進捗がどうだという話になるので、なかなかわかりにくい部分があるのかなと思います。

以前にも、子ども子育て・若者支援対策特別委員会の時にもご提案させていただいたと思うんですが、合計特殊出生率が総合計画でいう政策の部分に当たるとすれば、施策レベルの目標を立てていただいて、その進捗管理を図っていただくと。そのことによって合計特殊出生率がよくなったのか、悪くなったのか、そういう判断ができると思いますので、今、ご答弁いただいたような内容を、ぜひ数値目標を立てていただいて総合的に取組をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

終わります。

【山下委員長】ほかに議案外のご質問はござい

ませんか。

【宅島委員】今の坂口委員の質問に關連した質問になりますが、まず、こども政策局全体として今回の補正を含めた令和6年度予算としての金額を教えてください。

【山下委員長】暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

【浦こども政策局長】こども政策局關係の歳出予算総額でございますけれども、令和6年度、今回の補正予算後の数字で申し上げますと、267億9,248万円ほどとなっております。

【宅島委員】約268億円の予算を通じて長崎県の子どもをしっかりと守っていく政策を打っていただいているわけでありましてけれども、こども政策局長として、局としてどのように子どもたちを、分析がされていると思うんですけれども、この予算を使って出生数を増やすんだという努力を、どこを、どういうふうに気持ちを持たれているのか、また、実行しようとしてされているのか、教えていただきたいと思ひます。

【浦こども政策局長】先ほど坂口委員からもお話がございました様々な数値が示すとおり少子化は様々な要因から構成されていると思ひしておりますので、まずもって少子化対策の施策を包括的に推進していくに当たっては、根拠に基づいた取組をなるべく可能な限り念頭に置きながら施策を構築していくべきだろうと思ひています。

その中で、ただいま宅島委員から、こども政策局の予算についてのご指摘がありましたけれども、さらに言えば、こども政策局だけでは、この少子化対策というのは成り立たないものだ

と思っております。よく言われております仕事と子育ての両立の面でいきますと、産業労働部の関係予算も入ってきますし、子どもの安全・安心を守るという観点からいきますと教育庁の予算ももちろん必要になってきます、あるいは総務部の私学の予算も必要になってきます。そういった部局横断の観点で、様々な部局の旗印というのを、少しずつ少子化対策の方に傾けながら、県庁全体として少子化対策に大きく寄与するような施策に重点化を図っていく、そういった取組が必要だと思っております。また、一方できめ細かな施策というのも、今後、子どもの安全を守るためには大事だと思っておりますので、そういう予算の全体的な流れと併せて、きめ細かな予算についても目配りしながら全体的な少子化対策、子ども・子育て対策に力を入れていく必要があると考えております。

【宅島委員】ありがとうございます。一般質問の答弁の中で、知事も平成26年ぐらいに最新の希望出生率が2.08、今現在が大分低下していると。それで、もう一回見直して長崎県の出生数をきちっと増やしていく政策を出していきたいということで発言されておりますので、ぜひ、全国が減っていく中で長崎県だけ増えることはないと思っておりますけれども、やはり長崎県だったら子育てがしやすいよとか、お金自体も抑えられて育てる環境に適してますよと、そういった整備をしないと生まれる子どもの数が多くなるといけないということが一つあります。

そしてまた、今回、政府が定額減税をされました。1年限りということで、国民の皆さん方からは大変不評を買っているわけでありまして。かたや、定額減税をされながら、国の扶養控除です、18歳未満の子どもに対する扶養控除をどんどん狭めようとしてるんですね、額を。と

いうことは、実質増税になるんですよ、これは。そういったことも含めて行政として、片や減税をしながら、片や増税をするという訳わからない、国民は、県民の皆様も混乱をしているという状況であります。

こども政策局としても、税制を含めて子ども・子育てしやすい環境はこうなんだと、こういったことが望ましいんだということをぜひ整理をしていただいて、一回、我々に示していただければと思います。答弁をお願いいたします。

【浦こども政策局長】ただいま宅島委員からお話がありましたように、少子化対策、あるいは子ども・子育て施策というのは、社会全体で子どもを育てていくような環境づくりが、まずもって土台として必要だというふうに考えております。

市町、関係団体等とも連携しながら、そういう基盤をしっかりとつくりながら、効果的、効率的な施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

【宅島委員】ありがとうございました。

あと1点、先ほど局長説明の中で発達障害のお子さんたちのお話がありました。保護者の方々は、何とか病院にかかって診断をしていただきたいという思いで、それでも医療機関にかかるのが半年待ちと。これはやっぱり何とか、せめて2~3か月とか、そういったぐらいに改善できるような施策がないものか、お尋ねいたします。

【町田障害福祉課企画監】発達障害の初診待ちの関係のお話ですが、現状をご説明いたしますと、こども医療福祉センターの待機者につきましては、現在、190名ぐらいで、待機が4か月ということ聞いております。また、長崎市のハートセンターでは、待機者が500名で約9か月待

ち、佐世保市の子ども発達センターでは待機者が150名ということで、約6か月待ちということで長期化している状況でございます。

初診待ちの待機期間の短縮に向けましては、診療件数の約6割を占めるのが投薬のみの再診になっております。この部分を地域の医療機関で担っていただけないかということで、令和4年度に小児科や精神科、心療内科を標榜する医療機関にアンケート調査を実施いたしました。

結果といたしましては、診療に前向きな医療機関が一定数ございましたので、こういったところの活用であるとか、昨年度、こども医療福祉センターで小児科の先生を対象に研修会を開催したところ、発達診断に興味を持っていただける先生も一定数ございましたので、こちらの方の育成をして発達診断を担える医師の確保を行いまして、できるだけ発達障害の初診を短期間でできるように取り組んでいきたいと考えております。

【宅島委員】ありがとうございます。とにかく保護者の、特にお母さん方が本当にご苦労されながら待っている状態がかなり続いているということをお聞きいたします。だから、医師会とも、福祉保健部、また、こども政策局等としっかり協議をしていただいて、例えばですけれども、初診だけ、どこか、県庁でもいいと思います、大きな体育館でもいいし、会館でもお借りして、とにかく1回だけは早く医療機関、先生方に相談できるような体制をぜひとっていただきたいと思います。そうしないと、本当に何か月も待って、保護者がノイローゼになるというようなことも実際起きているようなので、ぜひそこを時間短縮を含めて、きめ細かな対応をしていただきたいと要望して終わります。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【中山委員】1つだけ、合計特殊出生率についてお尋ねします。坂口委員から、また、宅島委員から質問がありましたので、私も一言尋ねたいと思います。

この出生率が大きく減少しているということで、出生数は令和5年度7,600人ちょっとということですね、大変危機的状況にあるんじゃないかと思ひまして非常に危機感を持っているわけでございます。

それで、先ほどの局長の説明の中に、未婚化、晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と、こういうふうに書いてるんですね。これは令和6年度の当初予算を踏まえた中で新たに強化策を、歯止めをかけるということが新たに出てきたんじゃないかと思ひます。こういう形で明確に出てきたので、その間にこれに取り組む支援策が出ているんじゃないかなという気がしたんですけれども、その点についてどうでしょうか。

【黒島こども未来課長】合計特殊出生率の低下を踏まえまして、希望どおりに結婚、妊娠、出産、子育てをしていただける長崎県づくりを進めるといった観点に立ちまして、未婚化、晩婚化につきましては、一つには結婚に関して若い方々、家族を持つということについても一定理解をしていただいた上で、ご自身のキャリア形成、ライフプランを立てていただきたいということで、若い方向けにそういったセミナーを実施しております。

また、結婚支援に関していいますと、結婚したいとおっしゃる方が8割を超えているというところを踏まえまして、従前から行っております結婚支援事業に今年度も引き続き取り組むこととしております。

【中山委員】それであるならば、あえてこうい

うふうに書く必要ないんじゃないかなと思うんですよね。結婚支援を包括的に取り組んでいくと。改めて6月で補正予算を組みながら歯止めをかけるために強化すると言っているんだから、何か出てくるんじゃないかと、そういうふうには受け取れますよ。ぜひそうあってほしいと思うんです。あってほしいということで質問したんですけれどもね。

そこで、先ほど山田委員からちょっと話があったんだけど、結婚支援に対することとか、婚活支援に対して、21市町がどう取り組んでいるのか。令和4年度、5年度、6年度とか、こういう形で市町がどう取り組んでいるかということについて、よくわからんのですよ。その辺把握してないようであれば、これはぜひ1回調査していただいて、きちんと出していただいて、そして、市町との連携強化ということも言われているわけだから、市がどういう予算を使っているのか、それについて県がどうするのか。予算の部分と、もう一つは職員同士の交流というか、協働ですね、これを強くしていかなことには連携の強化にならんわけですよね。

そういう意味からして、ぜひそれを出してほしいというのが一つあります。その点について、まずどうですか。

【黒島こども未来課長】少子化につきましては、先ほど局長の説明にもございましたとおり、結婚支援、それから子育て支援を包括的に実施する必要があると考えております。特に子育て支援、結婚支援ですね、地域の実情に応じて実施していただく部分は、市町での創意工夫が必要でございますので、委員ご指摘のとおり、職員の交流といえますか、意見を交わしながら進めていく必要があると考えております。

そのために民間団体も含めますけれども、県、

市町で連携を図るために、平成28年以降、長崎県の婚活サポート官民連携協議会というものを運営しております。県内で一体的に結婚支援事業に取り組もうというところでございます、県で運営しておりますデータマッチングシステムを利用できる相談窓口を市町に置いていただいたりですとか、それぞれで実施されている結婚支援のイベントですとか、そういったものについて好事例の横展開を含めて情報共有を行っているところでございます。

また、市町の予算に関しては、先ほど、山田委員からのご質問、後ほどまた答えさせていただければと思うんですけれども、市町の少子化対策といったことを実施しているかというのは、交付金の使用状況を含めて県で取りまとめているところでございますので、さらなる活用等もきめ細かに働きかけてきているところでございます。

【中山委員】私は、子育てについては聞いてないですよ。結婚支援、婚活支援についてどうかと聞いているんですよね。その辺を把握して、私は、子育て支援については国が異次元の取組をやろうということですから、それはそれとして了としますけれども、ただ、これではなかなか合計特殊出生率は上がりませんよというのが私の判断なんです。

そこで、やはり結婚支援というか、結婚してもらわんことには、結婚数を増やさんことには出生率は上がらんとじゃないかというのが私の考え方であって、そこについて集中して投資してくれんかというのが私の考え方なんです。そのために21市町がどう取り組んでいるのかということがわからんから、それを1回調査していただいて、そこを見せていただいて、それでどういうふうにするのか、県がどういうふう

うにそれをサポートするのか、職員がどうサポートするのか、これを検証して、さらに私なりの考え方を質問するための基礎調査として、ぜひ必要じゃないかと私は考えておりますので、その辺の21市町の結婚、婚活支援に対する予算の配分の仕方について1回調査してほしいと思いますけど、いかがでございますか。

【黒島子ども未来課長】先ほど答弁申し上げましたとおり、地域少子化対策の重点交付金等の取組については取りまとめておりますが、それ以外のきめ細かい取組につきましては、官民で連携して婚活サポートに取り組むための婚活サポート官民連携協議会を今年度も実施いたしますので、そういったところで聞き取り等も行って、各市町の取組については、調査、把握を試みたいと思っております。

【中山委員】子育てや出生率については、本来は21市町が肌身に感じているわけだから第一義的にやらなきゃいかんわけですよ。21市町あるんだから、特色ある事業を出しているのかどうか、出すためにどういうアドバイスが要するのか、この辺をもう少し深掘りしてほしいなと私は思っているんですよ。あくまでもこれは21市町が自分のこととして積極的にやらんことには、この事業は進まないんですよ、県がいくらどうだこうだと言うても。ぜひそういった面で、そこら辺を踏み違えんごとして、ぜひそういう形で、まずもって実態を把握してほしいと思います。

それともう一つは、希望どおりというのが、結婚の希望が2.08ということであります。結婚したいという人は、やはり相当数あるわけですよ。未婚者も減ってないわけですからね。

そこで、もう少し結婚したくなるような機運醸成、PRを戦略的にやる必要があるし、先日、長崎新聞にその種のことが載っていた、違った

かな。ぜひここを、機運を醸成することが必要だし、これについてももう少しお金を使って戦略的にやっていいんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでございますか。

【浦子ども政策局長】先ほど課長も答弁されましたけれども、坂口委員からもご質問があった中で、有配偶出生率という話がありましたけど、そちらについては経年で見ますと全国の数値よりも10ポイントほど上回っている状況でございます。むしろ、長崎県としての特徴的な課題としては、今、中山委員からご指摘があったように、未婚・晩婚化に対して、どうやって歯止めをかけていくかというのが大変重要な課題として、これまでも力を入れて取り組んできました。

ただいまご指摘がありましたように、市町との連携という意味では、国の少子化対策関係交付金を県が全体をグリップしているという中で、常日頃から連携をさせていただいております。人と人との関係という話もありましたけれども、私自身も先頭に立って関係市町の部局長と話をしながら、結婚対策に予算をより注力するような動きも見られる市町も出てきておりますので、引き続き、実態調査についても力を入れながら進めていきたいと思っております。

今、ご指摘がありました結婚についての機運といえますか、希望についての捉え方については、私どもとしては、個人の多様な価値観、考え方を尊重することがまずもって大前提と考えておりますので、そうした大前提に立って、結婚したいという希望をお持ちの方を一人でも多くかなえるような、そういう環境づくり、あるいは施策推進に力を入れていきたいと考えております。

【中山委員】今、局長から少し前向きに結婚に

ついて取り組んでいる市町もあるということでありましたので、その辺を発火点にせんばいかんと思うんですね。

それで、私がここまで言うのは、合計特殊出生率が1.49で全国2位ということでありまして、ずっと前も全国3位とか上位にあるので、長崎県は結婚して子育てしやすいまちであることは間違いありませんよ。だから、その特徴を活かして、さらにレベルアップしやすいから、やろうじゃないかと、条件がそろっているからやろうじゃないかということなんですよ。

ぜひそういう意味からして、まずもっては出生率の低下を止めるということが大前提になってきますので、結婚する人が1件でも2件でも増えるように、ぜひ戦略的な機運醸成に努めていただければと考えておりますので、これは要望にとどめておきたいと思えます。

以上です。

【山下委員長】午前中の審査は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から請願審査を行いまして、請願審査が終わり次第、引き続きこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

午前 11時56分 休憩

午後 1時29分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

まず、こども未来課長より補足説明を求められておりますので、ここで説明をお願いいたします。

【黒島こども未来課長】午前中の審議で山田委員からのご質問に対してお答えできなかった部分について説明をさせていただければと思えます。

市町における結婚支援のための地域少子化対

策重点推進交付金を活用しました結婚新生活支援事業の取組状況でございますが、令和6年度、今回、政策等の透明性の確保の説明資料に掲載しております5月までの利用状況につきましては、12市町において事業を実施しております。その後、1町、長与町さんが追加でということで今手を挙げておられまして、国に対して申請を上げられているという状況でございます。

【山下委員長】これより、請願審査を行います。

第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【坂本議員】皆さん、お疲れさまでございます。第2号請願「現行の健康保険証の存続を求める請願書」の紹介議員の坂本 浩でございます。

昨年6月、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するマイナンバー法等の一部改正法が交付されました。また、昨年12月22日に閣議決定された政令によって、現行の健康保険証は、今年12月2日をもって廃止され、廃止後1年間は経過措置が設けられることになりました。

マイナ保険証をめぐるっては、高齢や障害などで利用困難な方がおられたり、誤情報や機器の不具合など、受診時のトラブルなどが相次ぎ、利用率も低迷しています。

国は、5月から7月を集中取組月間と位置づけて利用促進を図っていますが、厚労省が公表した利用率は、5月段階で7.73%と、4月に比べて1.17ポイント増にとどまっています。安定して発行され、不都合なく利用できている現行の健康保険証への国民の信頼が厚いことを示しているのではないのでしょうか。

また、経過措置の後に発行される資格確認書は、当面の間の是正措置という危惧が払拭されていません。国民健康保険の管理業務を行う自

治体の現場からは、費用と事務量が増加するとの懸念の声も上がっています。

本請願は現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出していただきたいとの内容であります。

各委員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。

なお、請願人は、趣旨説明を希望されております。お取り計らい方、よろしく願い申し上げます。

【山下委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出があつておりますが、これを許可することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異義なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は、5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時36分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。請願人に質問をさせていただきます。

カードを持っていない方、また、持っていない方も利用していない方の対応として、国は、資格確認書というものを用意すると言われていることについて触れておられました。いろいろ記事等を見ると、年間、この資格確認書を発行するのに5.5億円かかるとか、そういったことが記事でも言われています。先ほど、コストと職員の業務も削減できるんだというようなことをお

しゃられたと思うんですけども、要は、そういった行政コストの削減という意味においても、今回の請願を出していただいていると思うんですが、そのあたりについてお話しただけないでしょうか。

【山下委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時39分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

【山下委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】 請願人または紹介議員に質問いたします。

請願趣旨の中で「マイナ保険証に他人の情報が紐付けされる等の諸問題が続出するなか」というふうに請願趣旨説明で述べられております。それで、「紐付けされる等の諸問題」とはどういう問題か。

私としましては、一つ、自治体のコンビニ交付サービスにおける住民票や戸籍証明書等の誤った交付。二つ、公金受取口座を他人のマイナンバーカードに紐付けた誤った登録。三つ、マイナポータルで別人の年金記録が閲覧可能になったこと。四つ、マイナンバーと障害者手帳情報との紐付けのミス。五つ目に、マイナポイントへの別人への付与。そして、六つ目として、マイナンバーカードの別人への交付ということで私も認識をしているんですけども、そういう認識でいいのかどうか、認識の一致を確認したいので。私はそういうふうにも思っておるんですけども、そうした理解でいいのかどうか、お答えをお願いしたいと思います。

【山下委員長】 しばらく休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時42分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

【堀江委員】 それでは、担当課にお聞きしたいと思えます。

今、請願人が言われましたように、「マイナ保険証に他人の情報が紐付けされる等の諸問題」、「等の諸問題」ということでは、私も幾つか発言をさせていただきましたけど、そうした問題もあるということで、私と請願人の認識が共通しているということも明らかになったんですが、担当課としては、諸問題があるということの認識はおありかどうか、答弁を求めます。

【江口国保・健康増進課長】 国によりますと、マイナンバーカードと一体化した健康保険証について、他人の個人番号が誤って紐付けられた事例が確認されているということについては、認識をしております。さらに、このうち薬剤情報等が本人以外に閲覧された事例も確認されているということを聞いております。

【堀江委員】 請願人が言うような、他人の情報がマイナ保険証に紐付けされると。そうした誤った諸問題があるということは、担当課としても承知をしているという答弁でした。

そこで、担当課にお聞きいたします。請願に対する見解をお示してください。

【江口国保・健康増進課長】 先ほど、トラブルについて認識しているかということについてお答えしたとおりでございますけれども、その後の対応といたしまして、国におきましては、登録誤りへの対応について、各医療保険者において、全ての登録済みデータを住民基本台帳情報と突合していること、本年4月までに作業を終了したということを聞いております。

また、新規の登録誤りを防止するために、新規加入登録時に全てのデータを住民基本台帳情報と突合するという新たなシステムを導入したと聞いております。そういうことから、今、法律で定められました、施行も決まりましたマイナ保険証の取扱いについては、大きなトラブルなく進められるものと認識しております。

【堀江委員】 もう一つ、担当課にお尋ねいたします。

先ほど、中村（泰）委員とのやり取りの中でもありましたし、請願人の説明がありました。12月2日から新しい紙の保険証は発行しなくなるんですけども、しかし、紙の保険証は1年間使えます。しかし、その後は同じ形式で今の紙の保険証が資格証明書となるということですよ。結局、同じことが行われて、ただそれが資格証明書になるんですけども、そういうことでは、先ほど指摘されたように、職員にとっても事務上の煩雑さを含めて業務が増える、このことについてはどのような見解をお持ちですか。

【江口国保・健康増進課長】 確かに業務が増えるというのはあるかと思えます。我々、国民健康保険は市町と一緒に運営しているという立場から、市町と話しながら、この手続について進めていかなければならないと認識しております。今のところ、市町から大きな業務の負担になるということは聞いていることではございません。

【山下委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】 担当課に質問します。

先ほど課長が各市町と連携をしているという説明がありましたけれども、具体的にどういった取組をされているのか、教えていただければと思います。

【江口国保・健康増進課長】 市町とは、国民健

康保険の共同運営者として日頃から連絡を密にして、会議などを持って、どのタイミングで、こういった形式で、この資格確認証というものを発行するかなどについて打ち合わせをやっていくというような状況を続けております。

【宅島委員】各基礎自治体にもきちっとした担当課がそれぞれ設置してあるということによるのでしょうか。

【江口国保・健康増進課長】国民健康保険につきましては、市町が運営者になりますので、各市町に担当課がございます。そういったところと国保・健康増進課の方で打ち合わせをしながら進めております。

【山下委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【畑島委員】本請願について反対の立場で討論を行います。

まず、第211回国会において、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号が成立したことにより、現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が図られることとなりました。マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証の導入によるメリットは、大きく2つあります。1つ目が医療事務の効率化、2つ目が、より質の高い医療提供の実現です。

1つ目の医療事務の効率化ですが、現行の健康保険証は顔写真がなかったことから、なりすましの被害が一定程度生じていたことが指摘されています。また、健康保険者の保険者に診療

報酬を請求する際にも年間約20億件のレセプト請求に対し、約500万件以上が医療機関等での患者の氏名の転記ミスなどの不備や誤りにより、医療機関等に返戻されるという事態が生じているとも指摘されています。

こうした点については、マイナ保険証を利用することにより、顔認証等の確実な本人確認が可能になるほか、レセプトコンピュータとの連携を行うことで、手入力による手間や誤入力のリスクを減少させることが可能となります。

このように、マイナ保険証は、その導入に当たり、一時的な一定程度のコストが生じるものの、将来的には現行制度で生じている社会的コストを低減させ、国民負担を軽減させることが期待できます。

2つ目の、より質の高い医療提供の実現ですが、自身のお薬情報や診断結果をデータベース化することにより、医師等から、これまでの情報に基づいた総合的な診断を受けたり、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることが可能となります。また、医療のみならず、介護、福祉といった分野とも連携することで、より良質なケアが受けられるようになることも期待されています。

このように、マイナ保険証は、我が国の今後の医療DX、介護DXを推し進めていく上で欠かすことのできない最初のパスポートと位置づけられているものです。

一方で、マイナ保険証に誤った情報が紐付けされているなどの事例が見つかり、国民から不安の声が上がったことを受け、政府においては、全ての登録データについて住民基本台帳と突合を行い、本年4月までに確認作業を終了しております。

また、医療保険の加入時に住民基本台帳情報

と突合するシステムを新たに導入するなど、継続的な改善を図り、国民の不安解消に向けた対策が講じられているところです。

さらに、マイナ保険証への円滑な移行に向けて、最大1年間、現行の保険証は使用可能であるという経過措置が設けられるとともに、当分の間、マイナ保険証を所持していない方には、本人の申請によらず、資格確認書が交付され、この資格確認書を利用することで、これまでどおり、誰もが安心して保険診療が受けられる措置が講じられております。

このように、マイナ保険証については、今後の我が国の医療基盤の根幹をなすものであり、円滑な導入、国民の不安解消に向けて、国においても不断の取組が行われていることから、本請願については、反対をいたします。

以上です。

【山下委員長】ほかに討論はありませんか。

【山田委員】長崎県退職者連合より提出がありました「現行の健康保険証の存続を求める請願書」に、改革21を代表して賛成の立場で意見を申し上げます。

政府は、12月2日に現行の保険証を廃止し、マイナ保険証を推進することを掲げています。その普及は遅々として進まず、長崎県においてのマイナ保険証登録者は、国保加入者のうちの60%程度。しかしながら、実際に利用している県民は9%程度となっております。

利用率が低迷していることから、政府は利用促進に向け、利用者が増えた病院や薬局に対し、支援金を出すなど、また、利用者に対し、若干の医療費の低減などを行ってきましたが、過去のマイナンバーカードによる個人情報の紐付けの間違いやカードリーダーの不具合による窓口負担10割などの事例も複数発生しました。

併せて、高齢者や障害者の方からは、「取扱いが難しい」との声も寄せられており、こうしたことから県民は命に関わる医療機関での使用を躊躇していると思えません。

また、日本弁護士連合会は、昨年11月にマイナ保険証への原則一本化方針を撤回し、「現行保険証の発行存続を求める意見書」を公表し、マイナンバー法でマイナンバーの取得は任意であるにもかかわらず、法令で被保険者に交付が義務づけられている健康保険証と紐付けし、現行保険証を廃止するという矛盾点のほか、国民が安心して医療を受けることができ、命と健康を守るためには、現行保険証の存続が必要であるとの見解を示しております。

また、改正法成立時の参議院の附帯決議12項におきましては、健康保険証は短期被保険証及び資格証明書の廃止に伴う法令運用等に関する検討に際して、患者、国民、医療、介護現場、保険者などの声、実態を広く聴取しつつ、運用上十分に配慮することというふうになっております。

このようなことから本請願趣旨にあるように、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭、理解されるまでは、現行健康保険証を存続させるべきとの立場から、本請願に対し、賛成いたします。

【山下委員長】ほかにありませんか。

【堀江委員】「現行の健康保険証の存続を求める請願書」に賛成討論を行います。

今、反対討論の中で、医療事務の効率化、そして最初のパスポートという発言がありました。そもそもマイナ保険証を持っていない方がいると、障害をお持ちの方は持てません。例えば顔認証で全盲の方は黒い目が写らないということで顔写真そのものを取得することができないという

状況があります。

そういう意味では、マイナ保険証そのものを持ってない方がいる。ここを置いておいて、このマイナ保険証が医療事務の効率化、最初のパスポートというのは、これは私は納得ができません。

さらに、事務の効率化といいますが、先ほど、担当課長は私の質問に、今のところ、市町からの苦情はないと言いました。それは今のところ、ないでしょう、まだ始まってないんだから。しかし、業務は確かに増える、これも答弁いたしました。業務は増えるんですよ。だって、1年間、新しい紙の保険証は発行しないけど、それは使えますよと。しかし、その後は今の保険証がそのまま、今の形態で資格証明書になるんですよ。同じことをやるんだったら、申請人が言うとおり、何ら不都合なく使えている保険証を廃止する必要は全くありません。

そういう意味では、私は、マイナ保険証そのものに反対しておりますけれども、しかし、本申請は、現行の健康保険証を存続してほしいという申請でありますので、同じように申請に対して賛成とさせていただきます。

【山下委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 1時56分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

第2号申請に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第2号申請「現行の健康保険証の存続を求め

る申請書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】起立少数。

よって、第2号申請は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で申請の審査を終了いたします。

申請人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

申請人にはご退出いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 1時58分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外審査を行います。質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。長寿社会課に3点お尋ねいたします。

まず、喀痰吸引研修についてであります。

喀痰吸引とは、吸引装置を使用して口腔内、鼻腔内の痰をチューブのようなもので吸引することをいいます。今回、介護事業所に勤める組合の皆様と意見交換いたしました。そこで現場において、今、喀痰の依頼が非常に多いというご要望があるそうです。

今後、高齢化がさらに進行する中、介護施設で痰の吸引など医療的なケアを実施することが非常に重要になると私は考えております。

そこで、県は、この喀痰吸引の研修を以前は実施していたと。しかしながら、現在は取りやめているというふうに伺っておりますが、現在、県内の喀痰吸引の研修の実施状況について、まずはお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】ご指摘の喀痰吸引の研修につきましては、県主催で平成23年度から30年度まで実施しておりました。この喀痰吸引研修については、まず基本研修を受けて実際の施設で実地の研修を受けて初めてその資格が取れるというシステムになっております。ただ、平成28年度から介護福祉士の資格取得の研修課程において、そのうちの基本研修を介護福祉士の資格取得課程で学ぶということに制度改正がされましたので、実態としては、この介護福祉士の課程を通じて基本研修を受けられる方が多くなってきたということもありまして、県としては、研修事業を終了したところでございます。

介護福祉士の資格を持たない方でも取れるように、基本研修、実施研修に対応できる登録研修機関が県内に9箇所ありまして、喀痰吸引研修をこうしたところを利用して認定された方は例年60人程度いらっしゃいまして、昨年度の実績は62名という状況でございます。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。事前にどういった研修があるのか伺いました。

そこで、公益財団法人介護労働安全センター長崎支部が令和6年度に行うものが資料としてあるんですけども、昨年度の状況をご要望いただいた方々にお尋ねしたところ、これが最少開催人数が12名ということで、この12名に至らない場合は中止ということだったそうです。実際、この12名に満たなかったらしくて、結果的に参加できなかったということでした。

ですので、そのあたり、県の研修がなくなって外部機関に頼るとするのは、私としては、非常にそれは正しいというか、合理的な考え方であるというふうに思うんですけども、そこで救われない方もいるということは、ぜひともご認識いただければと思います。

続きまして、離島の喀痰吸引の状況をお尋ねいたします。

今、民間の機関が研修をされているということです。しかしながら、離島においては、医療機関に入院をする必要性が薄い高齢者の方、また、介護施設できちんと受け入れていくために介護施設が痰の吸引に対応できるようになることが非常に重要であると思います。

そうした中、民間の喀痰吸引の研修が離島で開催されていないために本土地区で、先ほど申し上げたような研修、これは長崎市の大黒町で開催されたようですけれども、やはり移動費がかかるということで、離島の方のこういった状況を把握されているのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】ご指摘のとおり、離島につきましては、どうしても研修を受ける場所が本土でございますので、基礎研修等を受けられる中では旅費がかかるという部分については認識しております。補助制度も国の方で用意されておりまして、45%と、あと1時間当たり760円の賃金の保障部分も支弁されるというふうに聞いておりまして、こうした制度を使っただいて、費用負担を軽減していただくというのが重要と思っております。

かつて、県が研修を実施していた時から、離島における育成人数、資格を取得された方の人数というのは、あまり変わらない実情がございますけれども、ご指摘のようなことについては、離島がそういった部分で不利益という部分があるというのは認識しております。

先ほど話題になりました大黒町で行われている研修は、公的な介護労働安定センターというところがやっておりますけれども、令和5年度までは一定の人員が確保できたのでやっていたということで、令和6年度が実施できなかった

のはご指摘のとおりでございます。こういったところを使えば一定の費用負担も軽減されますが、そういう事情で開催されないということもありましたので、離島の方のご要望をお聞きしながら必要な対策を検討してまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。ご案内いただいた補助金等というのは、離島の方であろうが、本土の方であろうが、使えるような補助金だったと思います。

私がお尋ねしたのは、離島の方が研修を受ける時に、本来であれば、その離島で同じような研修を受けられればいいんですけど、そういった研修機会に恵まれていないという状況のようですので、市町に確認していただいて、講師の方に来ていただくとか、移動に係る費用は絶対的にかかると思いますので、こういったところをぜひともご支援をお願いしたいと思います。

そして、座学での基本研修とは別に実地研修というものもあるようなんですが、実地研修については、県のホームページで受入先の案内をされているようです。ご意見をいただいた方からは、ホームページのところに尋ねたけれども、実際は受け入れていなかったというようなことを言われています。県にも確認はしたところ、いや、そんなことはないはずだというふうなこともおっしゃっておられます。いずれにしても、ホームページの見せ方について見直しをしていただければと思います。

続きまして、介護の認定でありますとか、そういった介護関係の申請についてお尋ねをいたします。

組合の方々から、同じ申請をする時に、例えば長崎市で提出する資料と長与町で提出する資料が違ったりとか、こちらは押印が要るけど、

こちらは押印が要らないとか、そういうように受入れの市町によってフォーマットが違ふと。これが非常に件数も多いので仕事をする上で相当な負担になっていると。中身は同じなので、これを統一化してほしいという要望が出ておりますけれども、現状と今後の対策をお尋ねをいたします。

【中村長寿社会課長】 ご指摘の介護事業所からの申請につきましては、現状といたしましては、おっしゃったとおり、国は標準的な様式を示しておりますが、市町村あるいは県が独自の条例規則で定めておりますので微妙な違いがあります。広域的に県指定のサービス、あるいは市町指定のサービスをされている事業所は、ご指摘のような戸惑いがあられるというのは、我々としては認識しております。実際、年間更新の申請だとか、あるいは各種介護報酬の加算の申請だとか、細かい申請がたくさんある状況ですので、そういった点については、最近、エクセル様式とかにはなっておりますけれども、指定権者ごとに違うのが実情というところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。そこで、3月27日に県の方で介護保険法の改正説明会を開催されて、この申請書については、電子申請のシステム導入の話がされたということで話を伺っております。この電子申請の仕組みが進められていった場合に、各市町に対して申請をする時の内容が統一されていくのかどうか、そのあたりについてお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 このシステムは、先ほどご指摘のような課題が全国からたくさん寄せられているという部分もありまして、全国共通の様式で電子申請によって対応していこうということで国主導のもと行われているところでござ

います。本県も、県の様式につきましては、6月1日から試行しておりまして、7月1日からこの電子申請によって申請をいただくという形で正式に運用したいと思っております。各市町も、こういう形で進めていただく必要がございます。現段階でこの電子申請を運用すれば県と市町、全て同じ様式になります。そのため、先ほど来おっしゃっている負担感というのは、この電子申請で大きく異なると思っております。

令和6年度にほとんどの市町がやっていたかとい聞いておりますので、県としても、各市町にできるだけ速やかにこの制度を導入していただくようお願いしたいと思っております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。今年度中にほとんどの市町が電子申請システムを導入する意向であるということのご答弁でした。ただ、本当にそうなるのかというのは、また別だと思しますので、そこはぜひとも力強く県のリーダーシップで必ず今年度中に電子申請システムを各市が導入していただくようにフォローしていただければと思います。

3つ目の質問です。高齢者の買い物支援についてお尋ねをいたします。

まず、私の地元の話で大変恐縮ですが、本年2月28日、私の地元のジョイフルサンの木鉢店が閉店しました。長崎新聞の記事にもなっております。

そこで、地元の車を持たない高齢者の皆様から本当に悲痛な声を多数いただきました。そこで県内事業者をお願いしまして、今は送迎販売や移動販売を事業者の方に行っていただき、何とかぎりぎりのところで対応しております。やはりスーパーマーケット、買い物ができる場所というのは、地域のインフラであって、また、交流の場であるということ、失って改めて気

づいているところでございます。

そのような中、令和6年4月22日に、「買い物難民高齢者の4人に1人 農林水産省が支援策」という日経新聞の記事が出ておりまして、こちらの記事に非常にショッキングな内容がございました。この記事の内容ですけれども、農水省の研究機関が調査した内容だったんですが、都道府県別の買い物難民の割合についてのデータがありました。なんと、長崎県は全国ワーストワン、41%の方が「困っている」という回答をしたそうです。ワースト2位が青森県37%、ワースト3位が鹿児島県で34%ということで、全国において悪い意味で突出しているということでございます。

まずは、この記事の内容、また、現在の県のご高齢者の方の買い物難民の状況につきましてどのように認識しているのか、お尋ねをいたします。

【山田長寿社会課企画監】農林水産政策研究所のお話だと思います。この調査によりますと、居住地からスーパー、コンビニまでの距離が500メートル以上あって自動車の使用が難しいとされる65歳以上の高齢者の数を2020年の国勢調査を基に推計した数字と認識しております。

この数字につきましては、本県は65歳以上の人口が総人口に占める割合が全国に比べて高いこと、離島・半島、坂が多いといった地理的条件など、様々な要因から、この推計上では高い割合になっているものと考えております。

また、この買い物難民につきましては、これに加えまして、例えば路線バス等の減便・廃止、また、高齢者の免許返納、そういった要素によって移動手段の確保というのも課題になっているのではないかと考えております。

こういった食料品や日用品が買えなくなりま

すと栄養のバランスが崩れ、高齢者の体力や筋力の低下を招き、心身の健康を悪化させるという問題や、また、外出の機会が減ることで社会からの孤立や生活意欲の低下につながり、介護が必要な状態になるおそれもあるかと考えております。

このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするには、地域包括ケアシステムの実施主体である市町において、買い物支援を含む住民主体の助け合い活動や介護予防の取組を推進する必要があると考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。非常によくわかりました。65歳以上が多いという現状、地理的要因、また交通機関の問題、そういったことがあると。ただし、これが進んでいくと社会的孤立というところ等、悪循環になっていくということ。ただ、市町が抱える問題であるというようなご答弁だったと思います。なるべくしてなったというものなのか、やはりこういうことはある程度わかっていたからこそ、買い物難民の方を支援しなければならないとも考えるところです。

農水省の調査資料を見た私の気づきを申し上げます。予算を計上して支援している自治体も幾つもあります。対策実施手法として、民間事業者への費用助成、また、民間への業務委託などを行っています。今申し上げているのは、ほかの自治体の状況ですけれども、対策実施状況として、移動販売の導入支援が年々増加しております。令和5年度ではこれが2番目に多いと。また、対策の課題としては、分析不足、また予算がない、そして事業者がいないと、こういったことが課題となっているようです。

県内の移動販売をされている事業者の方と話をいたしました。伺った内容をお伝えします。

事業運営をしていると買い物難民の方がいらっしゃることを肌で感じると。そのため移動販売事業を行っているが、実際に具体的に、どこで、どれだけ需要があるというのが肌でわかるけれども、明確に数字としてはわからない。なので、もっと車両を増やしたいけれども、どこに走らせればいいかを戦略的に立てることができずに、現在は結果的に慈善事業のような状況になっていると。なので、中には、やっても赤字になるという地区もあるというようなことです。

日経の記事を読むと、団地内のスーパーが閉店となったことから、京王電鉄が市から要請を受けて移動販売を始めたということです。

他県は、事業者が不在で課題となっておりますけれども、我が県は事業者からの協力も得られています。他県より事業者に恵まれているとも私は感じています。しかしながら、斜面地や離島の多さなどがハンディーになっているとはいえ、結果として全国ワースト1位の状況は非常にゆゆしき事態だと思います。

ワースト3位の鹿児島県は、高齢者らの買い物弱者に向けた相談窓口を社協に設置されたそうです。また、情報提供や必要な助言も行うと。2020年度予算では3,700万円を計上されています。買い物支援サービスを提供している事業者からの相談も受け付けるそうです。そして、今年度中には地域住民向けの買い物支援サービスに関するパンフレットなどを作成して住民に周知をするとまで言われています。

そこで、お尋ねをいたします。

我が県も事業者と連携して、高齢者の買い物支援に取り組むべき思いますけれども、県の考えをお尋ねいたします。

【山田長寿社会課企画監】 買い物支援の取組につきましては、現在、県内市町において、買い

物先への移動支援や買い物代行や配達、地域の実情に応じて住民主体の助け合い活動が既に行われております。

また、ネット注文とか店舗で購入した商品を宅配するサービス、また、店舗から自宅までの送迎サービスなど、民間事業者、スーパーなどが提供しているサービスの情報を、例えば市町のホームページですとか、市町が高齢者向けに生活情報冊子をつくっているんですけども、そういった冊子に買い物情報を載せているという市町もございます。

県としては、まずは市町の方でその買い物支援のニーズ、地域に適した買い物支援の方法を選択して実施していくのが望ましいと考えておりまして、こうした市町による買い物支援など、住民主体の助け合い活動を推進していくことが大事だと考えておりますので、まず、現在も取り組んでおりますけれども、市町職員や助け合い活動の立ち上げにおいて中心的な役割を担っております生活支援コーディネーター対象にした情報交換会や研修会、また、生活支援の仕組みづくりには知見を有するアドバイザー派遣など、市町への支援を行ってまいりたいと考えております。

また、買い物弱者の問題というのは、高齢者福祉対策の観点だけではなく、スーパー、商店街、交通など様々な要素があると考えております。地域の実情に応じて市町のまちづくり、商業振興など、複合、多岐な対応が進むように私たちも支援してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 時間ですから終わります。生活支援交換会ですか、そういった具体的な提案もいただきましたので、何とか意見交換のところから進めていただきながら、事業者と連携をして取り組んでいただければと思います。

以上です。

【山下委員長】 ほかに議案外ありませんか。

【堀江委員】 大きく3点、質問したいと思いません。

これは部長説明がありました被爆体験記調査の結果について、説明があったとおりですけれども、客観的な事実として捉えることができなかったという結果に対してなんですけど、再度確認をして申し訳ありません。長崎県としては、これで終わりとせず、今後も引き続き客観的事実を求めていく姿勢ということの認識でいいのか、確認させてください。

【林田原爆被爆者援護課長】 今ご指摘がありました今回の調査結果につきましては、非常に厳しいものではございましたけれども、降雨があったこと自体を否定するものではありません、あくまでも今回の体験記の記述からは客観的事実として捉えることができなかったということです、県といたしましては、引き続き長崎市と連携しながら、被爆地域以外でも降雨があったことを示す客観的な資料を求めていきたいと思っております。

そのため、現在、国におきまして、原爆傷害調査委員会、ABCCが実施しました残留放射線と降下物の研究成果の調査が行われております。調査対象となっておりました3施設のうち、米国の国立公文書館と米国の科学アカデミーにつきましては、目的の資料が発見されなかったという報告は受けておりますけれども、残る米国のトルーマン大統領図書館では検索が継続中ですので、これを早期に完了させていただくこと。さらに、資料が保管されている可能性がある施設としまして、新たに米国のテキサス医療センター図書館と、英国、イギリスの公文書館も対象機関に追加して検索範囲を拡大していただく

よう、国に要望しておりますので、この実施を強く働きかけていきたいというふうに思っております。

【堀江委員】今後の検討の方向性といいますが、検討状況も含めて答弁をいただき、ありがとうございます。

いずれにしても、もう時間がないというのが率直な思いですので、ぜひ今回の結果がこういうふうに厳しい結果になりましたけれども、ぜひ当事者の思いに応える形で対応していただきますよう、私からも強くお願いをしたいというふうに思います。

もう1点は、「長崎県遠隔専門診療支援事業認定」の締結についてということで、内容については部長が説明したとおりなんですけど、いわゆるローカル5Gネットワークを利用して、動画で診療ができる。そして、予約をして長崎大学病院の専門ドクターの受診ができるということなんですけど、そこで教えてください。これは診療報酬に算定されるのかどうか。

【城下医療人材対策室課長補佐】現在の診療報酬制度では、大学病院のドクターの方にいく診療報酬は、ございません。そのため、令和5年度から長崎大学病院の遠隔専門診療に係る運営経費等について、補助金で支援しているところです。また、政府施策要望で診療報酬化していただけるよう、国に対して要望しているところでございます。

【堀江委員】今のところ、財源がないと、ないという言い方はおかしいですけども、診療報酬で算定されないのを補助していると。政府施策要望の内容についても、それこそ私が申し上げるまでもないんですけども、既に、「離島等における医療・介護の提供体制確保に係る施策の充実」ということで要望しましたというこ

とです。

要は、離島の人たちが本来であれば主治医に、これは一度、長崎大学病院に受診しなさいと言われて予約をして長崎市内まで来るということ、そういう手順を踏まなくて、もちろん、主治医の指示があつてのことですけれども、予約をして長崎大学病院の専門医の受診ができるということでは、何とか、ぜひ充実してほしい制度だというふうに思っておりますので、この見通しとしてはどうなんですか、財源の確保の見通しが、要望したばかりだと思ふんですけども、あれば教えてください。

【城下医療人材対策室課長補佐】現状、要望を行ったばかりですので、見通しとして、まだ何ともはっきりしたことは申し上げられない状況です。

【堀江委員】頑張って予算確保に努めたいと思っていると理解いたしました。

大きく3点目です。足育について質問いたします。

「足育」という言葉があります。手足の足に育てるという意味で「足育」というんですけども、子どもの成長は足で左右されるとの考えで、例えば、すぐに座り込んでしまう、よく転ぶ、運動が苦手だ、真っ直ぐ走れない。こうした状況の時に足の発達はどうかの視点で見るといことが言われています。

子どもの足は、6歳までにほぼ全てが出来上がるとも言われていて、ドイツでは整形外科、靴マイスターという国家資格があつて、国全体で足に合った靴の必要性を訴えています。

3月2日の長崎新聞の報道によれば、子育て中の父親たちが企画・立案した「足育講座」が2月26日に長崎市戸石町の子育て支援センターであつて、11組の親子が受講したという報道が

っております。

「講座では、柔道整復師の方が講師を務めて、悪い姿勢が成長に及ぼす影響や、足に合った靴選びのポイントをわかりやすく解説した。参加者はスキンシップを兼ねた足のマッサージ法を実践し、足裏全体が地面に吸いつくような感覚を体験した。2歳の長男がいる30代の女性は、靴選びの基準がわかった。自分にも、子どものためにも勉強になる講座はありがたいと話した」という報道があります。

そこで、質問をいたします。

この足育という観点を子育て施策の中に取り入れることを検討したらどうかという声も私にいただいておりますが、今のところの見解を求めたいと思います。

【川村こども家庭課長】足育ですけど、まず、足につきましては全身を支える土台ということですので、身体全体の健康に大きな影響があるものと我々も認識しております。

さっき、足育と委員がおっしゃられましたけど、靴の選び方とか履き方など、そういった正しい知識を得て理想的な足を育てることであって、特に3歳から就学前までが足育にとって大切な時期であるというふうに我々も伺っております。

他県では例えば3歳児の健診とかに取り入れれたりということも聞いておりますけれども、今、うちの方につきましては、市町で足育の検査をしているところがあるのかどうか、そういった状況はまだ把握をしておりませんので、まずはしっかりと状況を把握しまして、それからまたしっかりと研究していきたいと考えております。

【堀江委員】今の課長の答弁を了といたしますので、足育での子どもの成長、発達をどうチェックしていくかということでは、今後検討して

いくべき課題だと私は思っておりますので、私も勉強させていただきますので、情報共有の上で研究方、よろしくお願いをしたいと思います。

【川村こども家庭課長】先ほど、他県で3歳児健診ということで私は発言いたしましたけど、健診自体は基本的に法定の検査項目で検査をしておりますので、入れることについては、これから他県の状況等も見ながら我々もしっかりやっていきたいと思っておりますので、追加させていただきます。

【山下委員長】ほかに議案外、ございませんか。

【山田委員】午前中の質疑でご回答いただきましたこども未来課長にお尋ねしたいと思います。

先ほどの結婚祝金であります。令和6年5月現在で12市町ということでありました。12市町にどのような制度があるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

【黒島こども未来課長】結婚新生活支援金でございますけれども、5月時点で実施しておりますのが、島原市、諫早市、ただし諫早市は指定地域のみと伺っております。平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、波佐見町の12市町でございます。内容につきましては、市町ごとに異なっているというふうに把握しております。

【山田委員】12市町ということで今お示しいただきました。制度が結婚祝金29歳以下、お二人とも29歳以下だと60万円だとか、39歳以下の方を対象に30万円とかあるようではありますが、この金額自体も市町によって違うという理解でよろしいですか。国の制度がそういうふうになっているようでしたけど。

【黒島こども未来課長】委員ご指摘のように、国の制度が年齢によって30万円ないし60万円ということになっておりますので、この部分は

概ね同様かと存じます。すみません、詳細について必要であれば確認したいと存じます。

【山田委員】それぞれ金額が決まっているようでありまして。今、お聞きする12市町、市町の規模感でいうと、まあまあ中どころから、ちょっと小規模な自治体であるなというふうに思います。その理由としては、私のところにも先日、長崎市で若いカップルが結婚をしたいけど、こういった祝金がないのかというお問い合わせがありました。残念ながら、長崎市や佐世保市という、ちょっと人口の多いところでは制度がないようでありまして。それは市町の財政負担が2分の1ということのようですが、これはやはり一財での対応になるという理解でよろしいですか。

【黒島こども未来課長】結婚新生活支援事業につきましては、地域少子化対策重点推進交付金の中で措置されまして、補助率につきましては、一般的には補助率2分の1、都道府県が主導して市町村が連携するというようなやり方であれば補助率3分の2ということで、残る分は市町の負担ということになります。

【山田委員】都道府県主導型市町連携コースがあるようでありまして、そうすると長崎県の負担も発生すると思うので、できれば市町の補助率が下がることはいいことだけど、一方で県の負担が増すというのであれば、なかなか難しいなと思うんですが、この辺の制度を私が理解してないだけかもしれないので、もっと詳しく教えていただければと思います。

【山下委員長】 暫時休憩します。

午後 2時33分 休憩

午後 2時33分 再開

【山下委員長】 委員会を再開します。

【黒島こども未来課長】私の説明がちょっと不十分でございまして、都道府県主導での連携と申しますのは、都道府県がある程度主導して市町に働きかけてということでございまして、県負担分が生じるわけではございません。あくまでも国費の負担の割合が3分の2になるということでございます。

【山田委員】理解いたしました。ぜひとも都道府県主導市町村連携コースを県も一緒になって、市町の数をもっと増えるように、それも恐らく各市町の一財だと思えますが、負担はあるけれども、それをきっかけに、使えるのも家賃だったり引っ越し費用だったり、そういったものようでありまして、新たに市町で暮らしていただくことにとっては行政にもメリットがあると思いますので、結婚をしたいと志す方々がいらっしゃる限り、支援をしていただきたいとお願いを申し上げます。

もう1点伺いたいと思います。子ども計画について伺いたいと思います。

都道府県は、国の大綱を勘案して都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課されていますが、県としてのこのこども計画への取組状況と市町との連携状況についてお聞かせください。

【黒島こども未来課長】都道府県こども計画につきましては、こども基本法に基づきまして都道府県が国が定めますこども大綱を勘案して作成するということになっております。一方で、各市町においては、こども大綱と県の計画を勘案して策定するということになっております。

長崎県におきましては、もともと長崎県子育て条例行動計画というものがございまして、長

崎県子育て条例に関する取組について総合的な推進のために5か年計画ということで従前策定しておりました。こちらにもともと様々な個別の法律に基づく計画を兼ねるものとして、これまで策定してきております。具体的には子ども・子育て支援法に基づく計画、あるいは子ども・若者育成支援推進法に基づく計画、そのほか子どもの貧困対策推進方針に基づく計画も、これまで個別計画にしていたんですけれども、現計画が令和6年度までということになっておりまして、令和7年度から11年度までの次の5か年計画、次期計画について、この貧困対策計画も盛り込む形で策定するということが現在準備をしております。

このこども計画、こども基本法に基づく計画も、この中に兼ねる形として策定したいと考えており、令和7年2月議会で議案として上程することを目指しまして、現在、策定作業を進めております。

市町との連携についてでございますが、このこども基本法に基づくこども大綱を踏まえて、現在、県計画素案を策定しております。市町においては、県計画を勘案しなければなりませんので、この県計画について情報を欲しいということで、事務的に共有を差し上げている部分がございます。

一方で、先ほど申しました子ども・子育て支援法に基づく計画は、教育ですとか保育の今後5年間の需要とその提供について定めるものでございまして、県の計画は各市町においてもつくられるこの法に基づく計画で見込まれる需要と、その提供体制を集計して、積み上げて、県全体の計画として策定するという性格もでございます。こちらに関しては、現在、市町それぞれにニーズ調査を行われて事業を積み上げて、そ

れに対する提供体制を検討されていると。

この両計画を兼ねて策定される方針の市町も多いものですから、やはり市町から県は情報をいただかないと県の計画を策定できないという関係もございます。どうしても並行しての作業が必要になってくるものでございますから、きめ細かく情報をやり取りしながら策定に向けて準備をしてまいりたいと今考えているところでございます。

【山田委員】県の子育て条例に様々な子どもに関わる計画をリミックスしてつくるということでありました。それで令和7年2月定例会に上程するというものであります。

それで、もともと県が持っている子育て条例プラスこういう計画、こういう計画、こういう計画を入れたものでつくりますよというお話は、既に各市町にされていると思います。努力義務とありますが、21市町がつくる予定であるという理解でよろしいですか。

【黒島こども未来課長】今年の5月時点で各市町に計画策定状況等問い合わせしておりまして、実際どのような形で策定するか、まだ決めきれしていない、検討中というところもございましてけれども、基本的には主に今年度中に計画は策定する見込みということで考えております。

【山田委員】令和6年度末には各21市町、計画をつくろうということであります。県議会が令和7年2月定例会、令和7年4月からは県の21市町も、このこども計画は足並みをそろえてスタートができるように今準備を進めているということでよろしいですか。

【黒島こども未来課長】県計画につきましては、令和7年度、4月からスタートできるように今年度中の策定を目指してまいります。

市町の計画についても、現在、様々検討中と

ということではございますが、可能な限り、足並みをそろえて策定いただけるように情報を共有してまいりたいと思います。

【山田委員】わかりました。ぜひお願いしたいと思います。

もう1点伺いたいと思います。HPVワクチンについて伺いたいと思っております。

長崎大学で学生を対象にHPVワクチンのキャッチアップ接種というのを始めていらっしかったかと思えます。様々、副反応と副作用の問題があって、一時期、接種が勧奨されていない時期もありましたが、再勧奨されて、かなり時期もたっていると思えますが、このキャッチアップ接種は県も取り組んでいると思えますが、その取組状況についてお聞かせをいただければと思います。

【長谷川地域保健推進課長】HPVワクチンのキャッチアップ接種につきましては、国による接種勧奨の差し控えに接種機会を逃した方を対象としたものとなっております。その取組は、今年度が最終年度となっておりますため、ポスターやリーフレット等の啓発資材を公共施設や商業施設等の目につきやすい場所に設置するなど、県の医師会等と協力をしながら取組を推進しているところです。

【山田委員】接種をいろんな時期でできなかった方々ということではございますが、この接種に望ましい年齢を教えていただけますか。キャッチアップ接種の対象に限らず教えてください。

【長谷川地域保健推進課長】まず、キャッチアップ接種についてご回答いたします。

国においてHPVワクチンの接種勧奨が差し控えられた時期に接種機会を逃した方としまして、17歳から27歳の方を対象としまして、令和4年度から令和6年の3年間に接種対象となった

方が対象となっております。

【山下委員長】休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時42分 再開

【山下委員長】委員会を再開します。

【長谷川地域保健推進課長】失礼いたしました。定期接種の対象としましては、小6から高1の年代となっております。

【山田委員】県が取り組んでいるワクチンのキャッチアップ接種が17歳から27歳が対象で、令和6年末まで実施するというものであります。このワクチンであります。唯一、注射ワクチンによりがんを予防することができる、防ぐことができる、どの程度かというのは、後でお尋ねしようと思えますが、対象が小6から高1ということではあります。

この有効性について、ワクチンを打った方が有効であるというふうに理解をしておりますが、医学的な見地から有効性についてご意見をいただければと思います。

【山下委員長】休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時43分 再開

【山下委員長】委員会を再開します。

【新田福祉保健部長】ご質問にお答えいたします。

HPVワクチンの基本的な有効性というところでございます。子宮頸がんにかかるというのが、HPVというものに感染して、それでがんが発生するということが医学的にもかなり明らかになってきているところで、そちらに対してワクチンを接種することで、かなり子宮頸がんの発症を抑えられるということが医学的にも明

らかになっているところがございます。

したがって、国においては、接種を勧奨するということが現在進めているところであります。長崎県においてもHPVワクチンの接種勧奨、接種推進に努めてまいりたいと考えているところです。

【山田委員】 かなり有効であるということと、接種の勧奨、推進に努めていくという答弁でありました。対象年齢が小学校6年生から高校1年生ということですので、私は、ぜひ教育委員会にもご協力をいただきながら、しっかりとこの有効性、効果的なものをどのような、教育委員会がない中であれですが、しっかりとそういったところとも連携をしながら接種をしていただくように進めていただきたいということをご要望申し上げ、質問を終わります。

【山下委員長】 ほかに議案外、ありませんか。

【川崎委員】 まず、介護支援専門員、ケアマネジャーさんの更新研修についてお尋ねいたします。

2月の議会の一般質問で、この更新研修が時間が長い、費用が高い、中身がないと、こういった声を紹介いたしまして、研修のカリキュラム及びコストの負担軽減を求めさせていただきました。どう改善をされているのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 介護支援専門員の研修自体は、我々としては非常に有効なものであると思っております。5年に1度、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーについては更新をする仕組みになっております。

ご指摘のとおり、我々にも様々な方面から、時間が長いという部分や、少し内容的なものについてのご疑問が寄せられたところがございます。なかなか中身自体を、これは国が決めてい

るものですから変えられないんですけれども、これまでオンライン方式で実施していましたが、オンデマンド方式の部分を今年度6月から増やすということにいたしました。

あと、ケアマネジャーを5年以上経験されれば主任介護支援専門員になることができますのですが、そういった主任介護支援専門員の更新に当たっては、外部の研修を受けないといけないということになっており、この時間が、これまで16時間必要だったのを8時間という形で大幅に時間を緩和したというところで、九州内でも緩和の幅としてはかなり大きいものになっております。

それから、もう一つ前回の質問の中でご指摘がありました実務研修に関する支援ですけれども、これも令和7年1月から、指定講座として支援を受けられるように我々が試験をお願いしている団体から申請したという報告を受けましたので、早く令和7年1月からの実務研修について給付金として、40%ぐらいの補助を受けられるということになっております。

【川崎委員】 早期に改善を図っていただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。

次に、災害用救援物資の備蓄体制についてお尋ねいたします。

長崎県が市町に求める備蓄目標量は、人口の5%の3日分とされています。県としては、市町を補完する役割を含めて目標値の10%とされています。

まず、市町の備蓄量は目標を達成しているのか、お尋ねいたします。

【安藝福祉保健課長】 災害備蓄物資についてのお尋ねでございます。

県におきましては、毎年、市町の災害時の応急生活物資の備蓄状況について調査を行ってお

り、県のホームページにも掲載しているところ
でございます。しかしながら、その数量が目標
備蓄量を達成しているかどうかの確認までは行
っていない状況でございます。現物備蓄だけで
達成しているのかどうか、流通備蓄を加えて目
標値を達成していると市町が考えているかどう
かにつきましても、今後、確認してまいりたい
と考えております。

【川崎委員】 そうしますと、今のところ、達成
しているかどうかは、正確にはわからないとい
うことですね、今から調べると。しっかりと調
査いただいて、未達成市町には指導していただ
きたいなというふうに思ってます。

それでは、直接備蓄をする以外に食品などの
量販店等、災害時における物資の供給に関する
協定書を締結した上で物資を確保する流通備蓄
というものがあります。

まず、県並びに市町の協定書締結状況はどう
か、お尋ねをいたします。

【安藝福祉保健課長】 流通備蓄についてのお尋
ねでございます。

まず、県におきましては、コンビニエンスス
トアやスーパーマーケットなど14者と協定を
締結しているところでございます。

県内の市町におきましては、21市町のうち19
市町が締結相手数の多寡はございますが、スー
パー等と流通備蓄協定を締結しているところで
ございます。

【川崎委員】 県が市町に求める人口の5%の3
日分、これは流通備蓄も含まれているものが、
お尋ねいたします。

【安藝福祉保健課長】 目標値に関しては、現物
備蓄と流通備蓄を合わせたもの、流通備蓄も含
んだものでございます。

【川崎委員】 直接備蓄するものと流通備蓄の割

合というものは定められてますか。

【安藝福祉保健課長】 現物備蓄と流通備蓄の割
合は定めておりませんが、県におきましては、
県の目標値のうち1日分は現物備蓄とする
ように備蓄しているところでございます。

【川崎委員】 定めてないけれども、県は1日分
は現物ということでした。この流通備蓄の協定
書の代表的なものを拝見させていただきました。
事業所に物資の提供を求めるところの条項に、
「供給が可能な物資の供給を要請することがで
きる」、当たり前といえば当たり前です。次に、
「供給物資の範囲として要請時点で事業者が供
給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断
絶等により物資が供給できない場合があること
を勘案して事業者にて物資調達の可否、日時、
種類、個数を決定することを県が了承する」と
なっておりまして、一定の数量を優先的に供給
していただくような協定にはなっていません。
極端な話をいたしますと、在庫がないから供給
できないと言われたらそれまでと、このように
解釈いたします。

一般的に、事業者はSDGsの推進に伴いまし
て食品ロスの削減並びに余分な倉庫スペースの
圧縮から、極力在庫を持たない方向と考えます、
一般的にですけど。加えて、台風接近のお知ら
せが流れると、食品スーパーに行ったらパンや
水の棚はすぐ空になるということは、よく見受
けられます。

したがって、この流通備蓄の制度が災害
発生時に真に機能するのか、甚だ疑問でござい
まして、県に見解を伺います。

【安藝福祉保健課長】 川崎委員ご指摘のとおり、
各店舗における在庫管理がなされていることは
想定されるかと思えます。しかしながら、必要
な量を店舗間のネットワークで確保できるよう

なコンビニエンスストアや多店舗展開しているスーパーマーケット等の事業者と協定を締結しているところがございます。

加えて、協定先が1者では必要量を確保できない場合も想定しておりまして、複数の企業と流通備蓄協定を締結しております。

確保体制をより強化することで流通備蓄機能協定が機能すると考えているところがございます。

今後も、現物備蓄と流通備蓄をうまく組み合わせる必要な救援物資を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】災害も日本全体でばんと起こるのなら、それは確かに機能しないんでしょうが、一部であれば支援体制というか、幅広くやっていたら、そういうことも可能だというふうに思います。例えば、先ほどのラインが断絶したりということは能登半島の地震でも明らかになったわけで、そう考えていくと、本当にこれが機能するかどうかということは、よくよくシミュレーションしていただきたいと思います。年に1回、大規模な災害訓練があるかと思いますが、そういった時にも、ここに発生した時に現時点でどの程度流通備蓄が機能するのかということをご検証していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、こども政策局にお尋ねいたします。

2月の委員会で質問させていただきましたメディアリテラシーというところでお尋ねしたわけですが、家庭内においてアプリをインストールすることによって、お子さんが不適切な動画を撮影した場合には注意喚起、そして、親には、その情報が届く、こういうアプリがあって活用されているということを紹介させていただきました。

これについてお調べいただいたと思いますけれども、見解を伺います。

【黒島こども未来課長】川崎委員に先だつてご紹介をいただきましたアプリでございますが、愛知県警と藤田医科大学、それからアプリ開発の企業が共同で開発したSNS上での児童の性被害防止のためのアプリということで、令和5年3月にサービス提供が開始されたもの、「コドマモ」というアプリであろうかと存じます。

こちら、現在の運用状況でございますが、愛知県において無料プランと有料プランで展開しておられまして、無料プランにおいても性的な自撮りをブロックしたり、動画アプリなどを使い過ぎることをメッセージでストップをかけたリ、マップ上で子どもさんが持っているスマートフォンの現在地のチェックができたりといったような機能が利用可能です。有料プランになると、そこにもう少し高度なラインなどのSNS上での誹謗中傷などを含むような書き込みをAIで検知して通知をすると、そういったような機能が付加されるものと伺っております。

令和6年4月末時点ということでございましたが、約6万5,000件、ダウンロードされているというふうに伺いました。ただ、実際にそれを利用されている自治体さんとか、具体的に学校単位で入れておられるとか、そういったところまでは把握しておられないということで、一定、利用されている方から「有用である」というような感想もいただいているというふうに伺っております。

長崎県においても、SNSに起因した犯罪が実際発生しておりますし、スマートフォンなどのメディアの利用の低年齢化、それに伴いましてSNS等に起因する犯罪の低年齢化が重要な課題であると認識しております。

これまで県においては、親あるいはお子さん本人のメディアリテラシーの向上を目指して、メディア安全指導員などによる講習会ですとか、今年度は子どもさん自身にも少し使い方について考えていただく、自分ごととして使い方について検討するというような機会を提供するというような事業も展開しているところでございます。

こういったAIなどのIT技術を利用したような方法というのも色々出てきているものと考えております。効果ですとか制度などについて、まだまだ課題もあると伺っておりますので、今後、どのような事例があるか、引き続いて検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】それぞれこのものをとということを申し上げるわけではありませんが、デジタルの力を活用するということは大変大事かと思えます。SNSはデジタルの世界、それをアナログで対応しようと思ったら、やっぱり限界があります。デジタルにはデジタルで対峙していくのが賢明かと思えますので、ご検討ください。

次に、一時保護施設についてお尋ねいたします。

環境改善ということで国の方が取組をされておりまして、設備の運営基準などの見直しをするようにということが示されました。親との面会や私物の持ち込みを禁止する、こういったルールがあったところも見直すようにということでございました。

こういった政府の動きに関して長崎県としてどう受け止めておられるのか、また、課題をどう見直すのか、お尋ねをいたします。

【川村こども家庭課長】一時保護所の基準の見直しのお尋ねです。

今般、国が示しました新しい基準では、入所

している児童の権利に十分に配慮すること、それとともに一人ひとりの人格を尊重することを原則としておりまして、児童の権利擁護、それと設備や職員配置等の基準が示されたものと認識しております。

まず、一時保護所につきましては、子どもの安全を確保することが最も大切でありまして、そのために一時保護施設内での生活に一定の制限を設けて運営しているという現状でございます。

本県の施設の運用状況ですけど、新たな基準が示されたことと照らし合わせまして、居室の環境につきましては、1部屋当たり4名以下となっておりますけど、本県では現在3名以下の部屋割りということで運用しているところでございます。

あと、努力義務としまして、小学生以上につきましては、1人以上の個室となるよう努力していただきたいということになっておりますけど、現在、本県におきましては、できる限り入所児童の年齢等を考えて基本的には個室となるように配慮して運用しているところでございます。

あと、私物につきましてはですけど、スマートフォンなどの通信手段、それと現金などの貴重品、刃物などの危険物、そういったものは保護所内で預かることとしまして、必要に応じて児童等と話し合った上で利用可否の判断を行っているところでございます。

また、親との面会とか電話につきましては、原則的には可能ということにしておりますけど、例えば保護者に問題があったりとか、面会によって児童が精神的に不安定になるとか、そういった不利益が予想される場合につきましては職員から児童及び保護者へ説明をして面会を見合わせていただくということもございます。

課題につきましてはですけど、基本的には子ども

もの権利擁護につきましては、今回新たな基準が示されたことを踏まえまして、一時保護の理由とか目的、あと今後の見通しなどをしっかり説明しまして、子どもの意見をしっかりと聞き取り、処遇に反映することをこれまで以上に徹底して取り組んでいきたいと思っております。

【川崎委員】よくわかりました。よろしくお願いいたします。

次に、保育園のことでお尋ねいたします。知的障害児を保育園で受け入れる際の制度についてお伺いいたします。

【黒島こども未来課長】知的障害児の保育園での受入れでございますけれども、保育所における障害児の受入れ補助といたしますのが市町の事業となっております。各市町ごとに補助の要件が現在異なっておりまして、障害の程度、受入れ人数、それから保育士さんを加配しているかなどで補助が受けられるか、その額などが決まるような仕組みとなっておりますと認識しております。

【川崎委員】つまり補助があって受入れられることが制度としては存在するということでありますが、市町によってばらつきがあるというご答弁かと思えます。

実は、知的障害児をお持ちのお母様をご相談をされましたら、加配をつけても経営が成り立たないから受け入れられないと、そのように保育園から言われたと、子育てをする中で一番悲しかったと、こういうお声がありました。

制度があるというふうにはおっしゃいましたが、こういうことであれば制度が機能していないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【黒島こども未来課長】障害児の実際の受入れ状況でございますけれども、私立の園に対して

調査を実施しましたところ、令和5年度に937人、これは知的障害に限らずですが、受け入れておられると。実際、障害児の受入れを実施されている園の割合というのは、回答のあった園のうちでございますけれども、70%には上っております。ただ、障害児が実際どの程度、いわゆる待機状態にあられるかといったような正確な状況を現在把握しておりませんけれども、実際に受入れが困難と言われたといったような状況について、直接、保護者から県に相談がある場合もございます。状況を確認しますと、市町によって入りにくい状況にあるお子さんがいらっしゃると認識しております。

【川崎委員】そこまでつかんでおられるんだしたら、そこをどう改善すればいいかということ、市町の事業とはいえ、しっかりと指導していただいて解消をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、授乳室、搾乳室のことでお尋ねいたします。

まず、県庁あるいは県の施設において授乳室の整備状況はいかがか、お尋ねをいたします。

【黒島こども未来課長】授乳室につきましては、乳児をお持ちのご家庭の外出のハードルを下げするために必要な設備であると認識しております。

県の施設につきましてはですが、現在、県の本庁舎においては、来庁者向けに授乳室を整備しております。各地方機関は、今回調べたところ、相談室ですとか休憩室、そういったところに対応しているところもございまして、そこは専用のところまではなかなか設置できていない状況です。あるいは県の文化・スポーツ施設、いわゆる公の施設等におきましては、所管部局で整備する際に授乳室を設けるように対応していると伺っております。

【川崎委員】今、来庁者向けにということで少しは整備されているということでしたが、厚生省が職場に搾乳室をつくりましょうというパンフレットを1年以上前に配付されています。搾乳に関して、出産後、職場復帰などで授乳回数が減った場合に乳腺炎になって痛みや熱が出ることがあると、母乳の量が減ってしまうといった可能性がある、このことで搾乳が非常に大事であると。一方、出産後に職場復帰した女性の中には、職場に衛生的で落ち着いて搾乳できる場所がないと。このようなことから女性が安心して職場復帰できる環境づくりをお願いしますというパンフレットですね。これは事業者だから民間さんも対象だと思いますが、進められております。

こういったところから県の認識、あるいは事業者に対してどういった働きかけをしている状況なのか、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】先ほどお尋ねになりました授乳室に関しては、利用者向けに置いておられるところを、例えばながさき子育て応援の店のサービスの一つとして登録いただいている、ホームページに掲載したりはしております。

ただ、今、委員がご指摘いただいた搾乳室に関しては、まさに出産された女性の職場復帰に資する設備ということで、主に従業員向けに整備を、現在、厚生労働省、県内では長崎労働局で周知、啓発されているものと承知しております。

ご指摘のように、仕事と出産・子育てとの両立のために有用な施設であると存じますので、県においても、今後、必要に応じて情報提供するようなことを検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】最後に、ぜひ調査をしていただい

て、情報提供じゃなく、調査をしていただいて、後日でもお知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。

【山下委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに質問がないようですので、次に、公明党会派より、「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）」の提出を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔文案配付〕

【山下委員長】それでは、川崎委員から、意見書（案）の提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【川崎委員】お時間をいただきましてありがとうございます。

「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）」について、提案をさせていただいております。ポイントだけ申し上げます。

こども誰でも通園制度は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度であります。

令和8年度には、法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度からは各地で試行的な事業が行われているところでございます。

つきましては、次の4点、意見を述べさせて

いただきます。

十分な受け入れ先を確保するための施策を講じることということで、職員配置や設備基準を満たすための財政的支援を含む支援策を講じていくよう求めております。

2点目に、補助基準上の一人当たりの利用時間の上限は10時間となっておりますが、利用時間のニーズやばらつきに生じることが想定されるため、自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること。

3つ目には、障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること。

4点目には、地域資源の一つとして整備し、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

このようなことをしっかりと国に求めていきたいと思っておりますので、委員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

【山下委員長】ただいま、川崎委員から説明がありました。「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】しばらく休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時10分 再開

【山下委員長】委員会を再開いたします。

それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

【堀江委員】「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）」について、以下の理由で反対いたします。

保護者の就労を要件とせず、保育所等に通っていない子どもも含めて全ての子どもの育ちを

応援するという理念は大切です。しかし、全国どこでも市町村が認定した施設にアプリを使って申し込み、生後6か月から3歳までの子どもが時間単位で利用できるとするこども誰でも通園制度は、そもそも問題だと思っています。

同制度は、法律上は乳児または幼児への遊び及び生活の場の提供であって、保育には位置づけられていません。しかも、利用する園、月、曜日や時間を固定せず、居住地以外の都道府県をまたいだ利用も可能としています。人見知りの時期に、ならし保育もなく、初めての施設で初対面の大人に預けられて、初対面の子どもたちの中に入ることが、子どもにどれほどのストレスを与えることになるか。施設にも大きな負担です。これがなぜ子どもの育ちを応援することなんですか。こども誰でも通園制度は、親の都合を子どもより優先したものとわざるを得ません。

今、必要なことは、こども誰でも通園制度の拡充ではなく、保育士処遇のさらなる改善、配置基準の抜本的拡充であり、全ての子どもたちに質の高い保育を保障すべき施策の拡充を求め、反対討論といたします。

【山下委員長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【山下委員長】起立多数。

よって、「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）」に

については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願います。

次に、公明党会派より、「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）」の提出を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔文案配付〕

【山下委員長】 それでは、川崎委員から意見書（案）の提出についての提案、趣旨説明をお願いいたします。

【川崎委員】 「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）」について、提案をさせていただきます。

一般質問でも、その重要性については質疑もあつたところでありますが、難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

一般的に補聴器と呼ばれるものは、外耳道に送る気導補聴器、また、骨導聴力を活用する骨導補聴器、こういったものがございますが、これらに加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術もできております。

参考に、こちら、軟骨伝導のオープンイヤホンですけど、穴は開いていまして、骨伝導のイメージであります、別のルートを通じて音を伝える、非常にクリアに聞こえる、そのようなイヤホンでございます。このようなイヤホンも開発されております。

難聴者に適用できる聴覚補助機器などの選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求めてまいりたいと思います。

一、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者に対する聴覚補助機器等の購入支援制度を創設すること。

一、円滑にコミュニケーションをとれる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

一、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、活用促進につながる社会環境を整えること。

以上を提出させていただきたいと思います。委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【山下委員長】 ただいま、川崎委員から説明がありました「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

【畑島委員】 担当課へお聞きしたいと思います。

聴覚補助機器等の購入支援といったところで、市町のレベルで行っているような事例というのは県内にございますでしょうか。

【山田長寿社会課企画監】 現在、補聴器購入に対する高齢者の補聴器購入に対する助成については、現在、五島市のみが65歳以上の非課税世帯及び生活保護世帯の方を対象に実施しております。

【山下委員長】 ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】しばらく休憩します。

午後 3時17分 休憩

午後 3時17分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願います。

それでは、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時18分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時20分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時21分 再開

【山下委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見ございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山下委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時21分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年7月2日

文教厚生委員会委員長 山下 博史

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 74 号 議 案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 75 号 議 案	長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 76 号 議 案	長崎県認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決

計 3 件 (原案可決 3 件)

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 2 号	現行の健康保険証の存続を求める請願書	不 採 択

計 1 件 (不採択 1 件)

委 員 長 山下 博史

副 委 員 長 鵜瀬 和博

署 名 委 員 山田 朋子

署 名 委 員 清川 久義

書 記 土橋 彰子

書 記 太田 勝也

速 記 (有)長崎速記センター